

那賀町地域防災計画

資料編

令和 7 年 3 月

那賀町防災会議

目 次

第1編 防災上注意すべき自然条件	1
1 水防管理団体	1
2 重要水防区域	1
3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	2
(1) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	2
(2) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	6
4 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧	22
5 砂防指定地一覧	24
6 山地に起因する災害危険箇所一覧	28
(1) 山腹崩壊危険地区箇所名	28
(2) 崩壊土砂流出危険地区箇所	35
7 地すべり危険箇所一覧	44
(1) 国土交通省所管	44
(2) 農林水産省農村振興局所管	44
8 地すべり危険地区一覧	45
(1) 林野庁所管	45
9 地すべり指定地一覧	45
(1) 農林水産省農村振興局所管	45
(2) 林野庁所管分	46
10 地すべり防止区域一覧	46
11 土石流危険渓流一覧	47
(1) 土石流危険渓流Ⅰ	47
(2) 土石流危険渓流Ⅱ	51
12 地震時に緊急点検を行う「農業用ため池」の一覧表	58
第2編 災害対策に関する資料	59
1 避難所施設	59
2 福祉避難所	62
3 指定緊急避難場所	63
4 要配慮者利用施設（浸水想定区域・土砂災害警戒区域別）	65
5 那賀町備蓄資機材一覧表	66
6 那賀町飛行場外離着陸場	68
7 徳島県消防防災航空隊事務所	68
8 ドクターヘリ場外離着陸場一覧表	69
9 災害時優先電話	70
10 主な連絡先	71
11 危険物施設	72
12 火薬庫一覧	73
13 那賀町内の簡易水道施設状況一覧表	74

14	応急仮設住宅用地候補地一覧	75
15	緊急輸送車両確認申請書様式	76
16	緊急輸送車両確認証明書様式	76
17	災害救助法による救助の程度、方法、期間	77
18	緊急輸送道路等につながる重要路線（那賀町県道路線一覧）	81
19	緊急輸送道路等につながる重要路線（那賀町町道路線一覧）	81
第3編 条例に関する資料		96
1	那賀町防災会議条例	96
2	那賀町災害対策本部条例	98
第4編 協定に関する資料		99
1	災害・事故等時の医療救護に関する協定書（財団法人 阿南市医師会）	99
2	災害・事故等時の医療救護に関する協定書に関する覚書（財団法人 阿南市医師会）	102
3	災害・事故等時の医療救護に関する協定書細則（財団法人 阿南市医師会）	103
4	大規模災害発生時における支援活動に関する協定（社団法人 徳島県建設業協会 相生支部）	112
5	大規模災害時における物資供給の応援に関する協定書（阿南農業協同組合）	114
6	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定（県及び県内市町村）	117
7	災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人 コメリ災害対策センター）	119
8	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定（鳥取県町村会）	122
9	災害時の協力に関する協定書（四国電力株式会社）	124
10	緊急時解放備蓄型自動販売機設置等に関する協定書（大塚食品株式会社広島支店）	125
11	災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定（大塚製薬株式会社徳島支店）	127
12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 緑風会）	129
13	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人 平成博愛会）	131
14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 丹生谷会）	133
15	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書（一般社団法人 徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会）	135
16	災害時における情報交換及び支援に関する協定書（国土交通省 四国地方整備局）	137
17	防災情報に関する協定書（国土交通省 四国地方整備局那賀川河川事務所）	139
18	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	141
19	徳島県市町村消防相互応援協定	144
20	災害発生時における那賀町及び那賀町内郵便局並びに阿南郵便局の協力に関する協定	147
21	災害時における応急対策活動に関する協力協定書（一般財団法人 四国電気保安協会）	152
22	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書（美波町）	157
23	災害時における被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書 （公益社団法人徳島県建築士会阿南・那賀地域会、公益社団法人徳島県建築士会）	159
24	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（NEXT CHAPTER）	161
第5編 様式		163

火災・災害等即報要領	163
第1号様式（火災）	175
第2号様式（特定の事故）	176
第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）	177
第4号様式（その1）	178
第4号様式（その2）	180

第1編 防災上注意すべき自然条件

1 水防管理団体

(令和6年4月1日現在)

関係土木 事務所名	水防管理 団 体 名	分団 班数	水防（消防） 団 員 数	想定される危険河川、海岸、港湾				指 定 協議会設置
				河川数	海 岸 港湾数	計	危 険 箇所数	
南 部 総合県民局	那賀町	34	543	11	0	11	15	—

2 重要水防区域

番号	河川名	左右岸	重 要 水 防 区 域						対 策	関 係 区 域			危険な場合の措置		
			場 所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別		地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及 び人数 (人)	避難場所	収容 能力 (人)
1	那 賀 川	左右	仁 宇	130		130		堤 防 高	積土のう工	仁 宇 小 仁 宇 阿 井	110	320	驚敷第3、4 分団 34	阿井公民館 小仁宇集会所 阿井体育館	100 20 450
2	那 賀 川 中 山 川 南 川	右	和 食 字 町 和 食 郷 字 南 川、字八幡 原、字北地	2,556	2,556			堤 防 高	積土のう工	八 幡 原 北 地 南 川 町	260	880	驚敷第2分団 20	中央公民館 テニールセンター 那賀町総合体育館 地域交流センター	950
3	臼 ケ 谷 川	左右	小 浜	150		150		水 衝	捨土のう工 木流し工 シート張り工	小 浜 下	7	7	上那賀第2分団 14	上那賀支所	100
4	坂州木頭川	右	名 古 ノ 瀬	400		400		堤 防 高	積土のう工	名古ノ瀬	18	52	木沢第3分団 13	名古ノ瀬公民館	50
5	藤ヶ内谷川	左右	川 成	100		100		洗 掘 堤 防 高	積土のう工 シート張り工 木流し工	川 成	6	11	横谷、岩倉、 川成地区 木沢第3分団 (13)	最寄民家	30
6	那 賀 川	左	木 頭 出 原 字 ク ラ ラ	180		180		洪水痕跡	積土のう工 シート張り工 木流し工	ク ラ ラ	1	1	木頭第2分団 (14)	出原集会所	50
7	那 賀 川	左	木 頭 出 原 和 無 田	500	500			堤防断面	積土のう工	出 原 和 無 田	6	6	木頭第2、3 分団 22	出原集会所 木頭文化会館	(50) 300
8	那 賀 川	左	木 頭 助 字 冬 口	100		100		堤 防 高	積土のう工	冬 口	3	5	木頭第1分団 8	旧 助小学校講堂	100
9	宮 ケ 谷 川	左右	平 谷	300	300			堤 防 高	積土のう工	下 ノ 内 下 ノ 内向	15	31	上那賀第5分団 13	上那賀合同出張所	80
10	海 川 谷 川	左右	海 川	80		80		洪水痕跡	積土のう工	ナツキリ	2	6	上那賀第8分団 12	上海川消防詰所	10
11	丈 ケ 谷 川	左右	御 所 谷	180		180		洪水痕跡	積土のう工	半 名 御 所 谷	7	18	上那賀第7分団 15	御所谷集会所	40
12	成 瀬 川	左	府 殿	200	200			洪水痕跡	積土のう工	大 バ リ	1	2	上那賀第7分団 (15)	府殿集会所	20
13	坂州木頭川	左	木 頭 下	200			200	洪水痕跡	積土のう工	木 頭 下	6	20	木沢第1分団 16	木沢総合防災センター	250
14	棚 谷 川	左	木 頭 折 字 棚 谷 口	30			30	洪水痕跡	積土のう工	棚 谷 口	1	1	木頭第6分団 9	棚谷集会所	10
15	那 賀 川	右	木 頭 出 原 ク ボ	350	350			堤 防 高	積土のう工	ク ボ	36	47	木頭第2分団 (14)	川切集施設 出原集施設	150
計	国土交通省	1		200	0	0	200								
	徳島県	13		5,106	3,906	1,170	30				479	1,407	176		2,710
	那賀町	1		150	0	150	0								

() は重複人数

3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(定義)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも公官署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

平成31年3月25日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
I-1680	自然斜面	東内2	中山	関が原	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1681	自然斜面	福永	中山	奥の谷	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1682	自然斜面	井の木根1	中山	井の木根	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1683	自然斜面	孫の	中山	孫の	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1684	自然斜面	柳沢2	中山	柳沢	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1685	自然斜面	生杉下	中山	千棒	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1686	自然斜面	近藤-2	中山	とふめん	鷺敷	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1687	自然斜面	助友1	中山	助友	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1688	自然斜面	唐杉	中山	おく	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1689	自然斜面	下司名	中山	下司名	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1690	自然斜面	日の浦	中山	国近谷口	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1691	自然斜面	称木のの1	中山	称木のの	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1692	自然斜面	小延	中山	長戸原	鷺敷	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1693	自然斜面	八幡原	和食郷	八幡原	鷺敷	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1694	自然斜面	北地	和食郷	北地	鷺敷	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
I-1695	自然斜面	田野2	和食郷	田野	鷺敷	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1696	自然斜面	南町2	土佐	南町	鷺敷	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1697	自然斜面	小仁宇大坪4	小仁宇	大坪	鷺敷	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1698	自然斜面	王子前-3	仁宇	王子前	鷺敷	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1699	自然斜面	阿井	仁宇	学原	鷺敷	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1700	自然斜面	臼木	百合	石橋	鷺敷	H21.10.30	653	H21.10.30	654
I-1701	自然斜面	手束-1	百合	松の木	鷺敷	H21.10.30	653	H21.10.30	654
I-1702	自然斜面	松の木5	百合	松の木	鷺敷	H21.10.30	653	H21.10.30	654
I-1703	自然斜面	関山-1	百合谷	大坪	鷺敷	H31.3.19	157	H31.3.19	158

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
I－2079	人工斜面	南川 8	和食郷	八幡原	鷺敷	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I－2080	人工斜面	南川14	和食郷	南川	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I－2081	人工斜面	南川 6	和食郷	南川	鷺敷	－	－	－	－
I－2082	人工斜面	松ノ木 1	百合	松の木	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I－1704	自然斜面	大国(2)	鮎川	大国	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
I－1705	自然斜面	大国(1)	鮎川	大国	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
I－1706	自然斜面	下傍示	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1707	自然斜面	下傍示 4	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1708	自然斜面	下傍示 2	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1709	自然斜面	相生馬路	馬路	原首	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I－1710	自然斜面	相生馬路 1	馬路	桑内	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I－1711	自然斜面	東原	平野	東原	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I－1712	自然斜面	妙見前	平野	妙見前	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
I－1713	自然斜面	庵前	平野	庵前	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I－1714	自然斜面	平野	平野	森ノ下	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I－1715	自然斜面	西曾根	相名	石田	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I－1716	自然斜面	大張	西納	大張	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1717	自然斜面	戸丸	西納	戸丸	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1718	自然斜面	上平間	西納	上平間	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1719	自然斜面	つづら口	西納	つづら口	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1720	自然斜面	鮎川	鮎川	蛭子	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I－1721	自然斜面	上福ヶ谷	入野	上福ヶ谷	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
I－1722	自然斜面	延野	延野	王子原	相生	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I－1723	自然斜面	龍王本	雄	龍王本	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I－1724	自然斜面	南尻	雄	南尻	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I－1725	自然斜面	川口	吉野	イヤ谷	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1726	自然斜面	タスリ	大久保	タスリ	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
I－1727	自然斜面	狩揃－ 2	大久保	狩揃	相生	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
I－1728	自然斜面	岡崎	大久保	西納野	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
I－1729	自然斜面	日野谷	大久保	大西	相生	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I－1730	自然斜面	中傍示	横石	中傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I－1731	自然斜面	大下	朴野	下原・大下	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
I-1732	自然斜面	堂ノ東	朴野	堂ノ東	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
I-1733	自然斜面	森畑	日浦	森畑	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
I-2083	人工斜面	川久保 1	大久保	川久保	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
I-1734	自然斜面	西平間	音谷	東畑	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1735	自然斜面	音谷	音谷	西平間	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1736	自然斜面	小計	小計	小計	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1737	自然斜面	桜谷	桜谷	若ノ宮・泉ノ元・東畠・水崎原	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1738	自然斜面	桜谷上	桜谷	木屋ノ谷	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1739	自然斜面	久保 3	小浜	惣戸谷	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I-1740	自然斜面	小浜	小浜	西畑	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I-1741	自然斜面	小浜上	小浜	小浜上	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I-1742	自然斜面	谷口	大戸	谷口	上那賀				
I-1743	自然斜面	庵ノ岡	桧曽根	藤ノ平	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1744	自然斜面	中須	桧曽根	中須	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1745	自然斜面	中分	菖蒲	中分	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1746	自然斜面	和無田	大戸	和無田	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1747	自然斜面	井ノ元- 3	拝宮	井ノ元	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1748	自然斜面	轟	拝宮	轟	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1749	自然斜面	堂宇森奥	大殿	下川端	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1750	自然斜面	中内	白石	中内	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1751	自然斜面	井ノ浦	白石	森平	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1752	自然斜面	下用知	白石	下用知	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1753	自然斜面	平谷	平谷	東浦・平谷向・宮ノ本・下ノ内向・ツエノ下モ	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I-1754	自然斜面	小松原 1	平谷	小松原	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
I-1755	自然斜面	横畑	御所谷	横畑	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
I-1756	自然斜面	半名	御所谷	南屋敷	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
I-1757	自然斜面	鍛冶屋	御所谷	鍛冶屋・車瀬	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
I-1758	自然斜面	日浦	府殿	日浦	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-1759	自然斜面	成瀬	成瀬	成瀬	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
I-1760	自然斜面	日浦平	成瀬	日浦平	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I-1761	自然斜面	ナカトヲリ	海川	ナカトヲリ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1762	自然斜面	ヲフウチ	海川	ホシコエ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1763	自然斜面	ウエノウチ	海川	ウエノウチ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1764	自然斜面	ヒウラ	海川	ヒウラ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-2084	人工斜面	若宮西	桜谷	若宮西	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
I-2085	人工斜面	臼ヶ谷口 1	小浜	臼ヶ谷口	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
I-2086	人工斜面	向イ 1	長安	向イ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-2087	人工斜面	下ノ内	平谷	下ノ内	上那賀	H31. 3. 25	171	H31. 3. 25	172
I-1765	自然斜面	内ノ瀬 1	木頭	内ノ瀬	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1766	自然斜面	滝の首 4	木頭	上田	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1767	自然斜面	前田	木頭	前田	木沢	H27. 3. 31	239	H27. 3. 31	240
I-1768	自然斜面	高山平	坂州	高山平	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1769	自然斜面	寒谷 1	坂州	寒谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1770	自然斜面	坂州 2	坂州	向エ	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1771	自然斜面	向エ 2	坂州	向エ	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1772	自然斜面	坂州 1	木頭	広瀬	木沢	H27. 3. 31	239	H27. 3. 31	240
I-1773	自然斜面	滝ノ下 1	当山	滝の下	木沢	H27. 3. 31	239	H27. 3. 31	240
I-1774	自然斜面	広瀬 1	坂州	広瀬	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1775	自然斜面	名古ノ瀬	掛盤	名古ノ瀬	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1776	自然斜面	石本 3	沢谷	石本	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1777	自然斜面	五倍木回り 1	掛盤	五倍木回り	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1778	自然斜面	クレ石 1	横谷	クレ石	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1779	自然斜面	東畑	川成	東畑	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
I-1780	自然斜面	小見野々	助	中谷	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
I-1781	自然斜面	林	助	林	木頭	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
I-1782	自然斜面	助蔭	助	陰	木頭	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
I-1783	自然斜面	助	助	冬口谷	木頭	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
I-1784	自然斜面	大久保 1	助	大久保	木頭	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
I-1785	自然斜面	九文名	助	九文名	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
I-1786	自然斜面	出原下	出原	ヨコマチ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1787	自然斜面	坂本	出原	サカモト	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
I-1788	自然斜面	モリニシ1	出原	モリニシ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1789	自然斜面	出原	出原	ワダ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1790	自然斜面	和無田	和無田	ヨシノ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1791	自然斜面	上平	南宇	トゴヘ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1792	自然斜面	白久	南宇	テラモト	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1793	自然斜面	クレイシ	西宇	クレイシ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
I-1794	自然斜面	西バン	西宇	西バン	木頭				
I-1795	自然斜面	棚谷	折宇	棚谷	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
I-1796	自然斜面	下モ番	折宇	下モ番	木頭	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
I-1797	自然斜面	下モ平	折宇	久留名	木頭	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
I-1798	自然斜面	久留名	折宇	久留名	木頭	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
I-1799	自然斜面	棚ノ岡	折宇	棚ノ岡	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
I-1800	自然斜面	菖蒲野	折宇	菖蒲野	木頭	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
I-1801	自然斜面	大地平1	北川	大地平	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
I-1802	自然斜面	日浦	北川	下モ伴	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
I-1803	自然斜面	小藪	北川	小藪	木頭	H23. 8. 25	563	H23. 8. 25	565
I-1804	自然斜面	北川蔭	北川	かじや	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
I-1805	自然斜面	美那川キャンプ場	折宇	野久保谷	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
合計		135箇所							

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ)

平成31年 3 月25日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ-6508	自然斜面	関ヶ原1	中山	関が原	鷲敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ-6509	自然斜面	東内3	中山	東内	鷲敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ-6510	自然斜面	奥の谷1	中山	奥の谷	鷲敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ-6511	自然斜面	東内1	中山	奥の谷	鷲敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ-6512	自然斜面	柳沢1	中山	暮石	鷲敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ-6513	自然斜面	生杉谷3	中山	生杉谷	鷲敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ-6514	自然斜面	生杉谷2	中山	生杉谷	鷲敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6515	自然斜面	生杉谷 1	中山	生杉谷	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6516	自然斜面	山盛り口 1	中山	山盛り口	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6517	自然斜面	生杉下－ 2	中山	喜安	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6518	自然斜面	喜安 1	中山	とふめん	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6519	自然斜面	近藤－ 3	中山	ひへはた	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6520	自然斜面	ひへはた 1	中山	ひへはた	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6521	自然斜面	かはら 1	中山	かはら	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6522	自然斜面	かげ 1	中山	としさね谷口	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6523	自然斜面	と志さね谷口 1	中山	としさね谷口	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6524	自然斜面	助友 2	中山	造道	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6525	自然斜面	下司名 1	中山	国近谷口	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6526	自然斜面	国近谷口 1	中山	国近谷口	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6527	自然斜面	平山前 1	中山	平山前	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6528	自然斜面	こかじや 1	中山	こかじや	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6529	自然斜面	延清 1	中山	延清	鷺敷	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6530	自然斜面	北地 4	和食郷	北地	鷺敷	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6531	自然斜面	北地 3	和食郷	北地	鷺敷	H18. 11. 10	1210	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6532	自然斜面	北地 2	和食郷	北地	鷺敷	H18. 11. 10	1210	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6533	自然斜面	北地 1	和食郷	北地	鷺敷	H18. 11. 10	1210	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6534	自然斜面	田野 1	和食郷	田野	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6535	自然斜面	南川 9	和食郷	八幡原	鷺敷	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6536	自然斜面	南川 7	和食郷	八幡原	鷺敷	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6537	自然斜面	南川10	和食郷	八幡原	鷺敷	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6538	自然斜面	南川 1	和食郷	南川	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6539	自然斜面	南川 2	和食郷	南川	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6540	自然斜面	南川 3	和食郷	南川	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6541	自然斜面	南川 4	和食郷	南川	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6542	自然斜面	南川 5	和食郷	南川	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6543	自然斜面	南川11	和食郷	南川	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6544	自然斜面	南川12	和食郷	南川	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6545	自然斜面	小仁宇	小仁宇	大坪	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6546	自然斜面	小仁宇	小仁宇	大坪	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6547	自然斜面	王子前 1	仁宇	王子前	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6548	自然斜面	王子前 2	仁宇	王子前	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6549	自然斜面	王子前－ 4	仁宇	王子前	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6550	自然斜面	ユヤノ坂 1	阿井	湯谷	鷺敷	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6551	自然斜面	ユヤノ坂 2	阿井	湯谷	鷺敷	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6552	自然斜面	ユヤ 1	阿井	湯谷	鷺敷	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6553	自然斜面	ユヤ 2	阿井	湯谷	鷺敷	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6554	自然斜面	石橋 1	百合	石橋	鷺敷	H21. 10. 30	653	H21. 10. 30	654
Ⅱ－6555	自然斜面	手束－ 2	百合	松の木	鷺敷	H21. 10. 30	653	H21. 10. 30	654
Ⅱ－6556	自然斜面	松の木 4	百合	松の木	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6557	自然斜面	百合谷	百合谷	大坪	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6558	自然斜面	百合谷大坪 6	百合谷	大坪	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6559	自然斜面	百合谷大坪 4	百合谷	大坪	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6560	自然斜面	百合谷大坪 2	百合谷	大坪	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6561	自然斜面	百合谷大坪 1－ 1	百合谷	大坪	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6562	自然斜面	百合谷大坪 1－ 2	百合谷	大坪	鷺敷	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－7830	人工斜面	大坪 2	小仁宇	大坪	鷺敷				
Ⅱ－6563	自然斜面	川西 1	朝生	川西	相生	H31. 3. 25	171	H31. 3. 25	172
Ⅱ－6564	自然斜面	川西 2	朝生	川西	相生	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6565	自然斜面	下傍示13	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6566	自然斜面	下傍示12	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6567	自然斜面	下傍示 5	谷内	下傍示	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6568	自然斜面	下傍示 9	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6569	自然斜面	下傍示 8	谷内	下傍示	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6570	自然斜面	下傍示 7	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6571	自然斜面	下傍示 1	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6572	自然斜面	中分 2	谷内	中分	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6573	自然斜面	中分 6	谷内	中分	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6574	自然斜面	中分 5	谷内	中分	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6575	自然斜面	中分 3	谷内	中分	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6576	自然斜面	中分 4	谷内	中分	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6577	自然斜面	中分 1	谷内	中分	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6578	自然斜面	下傍示 6	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6579	自然斜面	西田 2	馬路	西田	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6580	自然斜面	東原 3	平野	東原	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6581	自然斜面	蔭野 1	榎谷	蔭野	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6582	自然斜面	殿原 2	榎谷	殿原	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6583	自然斜面	殿原 1	榎谷	殿原	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6584	自然斜面	旭立野	榎谷	旭立野	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6585	自然斜面	東原 2	平野	東原	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6586	自然斜面	中原 1	平野	中原	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6587	自然斜面	宮原 1	平野	宮原	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6588	自然斜面	岡田	平野	岡田	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6589	自然斜面	田和ノ前	平野	田和ノ前	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6590	自然斜面	そね 1	平野	そね	相生	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6591	自然斜面	立割 2	谷内	立割	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6592	自然斜面	立割 7	谷内	立割	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6593	自然斜面	立割 6	谷内	立割	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6594	自然斜面	立割 5	谷内	立割	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6595	自然斜面	立割 4	谷内	立割	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6596	自然斜面	下地 1	井ノ谷	下地	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6597	自然斜面	下日浦 1	井ノ谷	下日浦	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6598	自然斜面	下日浦 2	井ノ谷	下日浦	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6599	自然斜面	蔭 1	井ノ谷	蔭	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6600	自然斜面	蔭 3	井ノ谷	蔭	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6601	自然斜面	吉内谷 1	谷内	立割	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6602	自然斜面	立割 3	相名	杉ノ本	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6603	自然斜面	立割 1	相名	杉ノ本	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6604	自然斜面	杉ノ本 1	相名	杉ノ本	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6605	自然斜面	覗石 1	相名	覗石	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6606	自然斜面	杉谷 1	西納	杉谷	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6607	自然斜面	かくれごや 1	西納	かくれごや	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6608	自然斜面	かくれごや 2	西納	かくれごや	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6609	自然斜面	白女 1	西納	白女	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6610	自然斜面	南さこ	西納	南さこ	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6611	自然斜面	西浦 1	内山	西浦	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6612	自然斜面	井ノ口 1	内山	井ノ口	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6613	自然斜面	日浦 2	内山	日浦	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6614	自然斜面	坂本 1	内山	坂本	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6615	自然斜面	堂ノ岡 1	内山	堂ノ岡	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6616	自然斜面	持力瀬 1	西納	持ヶ瀬	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6617	自然斜面	森ノ岡 2	内山	そ祢	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6618	自然斜面	森ノ岡 5	内山	そ祢	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6619	自然斜面	出羽	竹ヶ谷	越後	相生	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6620	自然斜面	越後－ 1	竹ヶ谷	越後	相生	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6621	自然斜面	越後－ 2	竹ヶ谷	越後	相生	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6622	自然斜面	越後－ 3	竹ヶ谷	越後	相生	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6623	自然斜面	加賀－ 1	竹ヶ谷	加賀	相生	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6624	自然斜面	加賀－ 2	竹ヶ谷	加賀	相生	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6625	自然斜面	近江	竹ヶ谷	近江	相生	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6626	自然斜面	長門	竹ヶ谷	長門	相生	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6627	自然斜面	西ノ宮 3	鮎川	西宮	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6628	自然斜面	西ノ宮 2	鮎川	西宮	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6629	自然斜面	西ノ宮 1	鮎川	西宮	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6630	自然斜面	東ばた 1	牛輪	東ばた	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6631	自然斜面	蛭子 1	鮎川	蛭子	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6632	自然斜面	入ノ段 1	入野	入ノ段	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6633	自然斜面	弥平次 1	入野	弥平次	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6634	自然斜面	松ノ久保－ 1	延野	檜王	相生	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6635	自然斜面	松ノ久保－ 2	延野	松ノ久保	相生	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6636	自然斜面	堂ノハナ 1	延野	堂ノハナ	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6637	自然斜面	北ノ前－ 1	延野	北ノ前	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6638	自然斜面	北ノ前－ 2	延野	北ノ前	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6639	自然斜面	北ノ前 3	延野	北ノ前	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6640	自然斜面	殿谷 1	延野	王子原	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6641	自然斜面	寺前	延野	寺前	相生	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6642	自然斜面	大原 1	延野	大原	相生	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6643	自然斜面	石ノ本 3	築ノ上	石ノ本	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6644	自然斜面	石ノ本 2	築ノ上	石ノ本	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6645	自然斜面	石ノ本 1	築ノ上	石ノ本	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6646	自然斜面	西原－ 2	雄	西原	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6647	自然斜面	西原－ 1	雄	西原	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6648	自然斜面	岡 1	雄	岡	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6649	自然斜面	岡 2	雄	岡	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6650	自然斜面	かんばら 1	雄	かんばら	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6651	自然斜面	南尻 1	雄	南尻	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6652	自然斜面	小谷口 1	雄	小谷口	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6653	自然斜面	小谷口 2	雄	小谷口	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6654	自然斜面	小谷口 3	雄	小谷口	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6655	自然斜面	小谷 1	雄	小谷	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6656	自然斜面	小谷 2	雄	小谷	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6657	自然斜面	屋敷野 1	雄	屋敷野	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6658	自然斜面	花折 1	雄	花折	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6659	自然斜面	花折 2	雄	花折	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6660	自然斜面	向原－ 2	雄	向原	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6661	自然斜面	向原－ 1	雄	向原	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6662	自然斜面	弥ハかへ	吉野	弥ハかへ	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6663	自然斜面	夏野 1	吉野	夏野	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6664	自然斜面	イヤ谷	吉野	イヤ谷	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6665	自然斜面	川原畑 1	鉢	川原畑	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6666	自然斜面	風呂ノ元	大久保	中山	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6667	自然斜面	栗ノ久保 1	大久保	栗ノ久保	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6668	自然斜面	北ノ名	大久保	北ノ名	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6669	自然斜面	西ノ内 1	大久保	西ノ内	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6670	自然斜面	ハザ 1	大久保	原	相生	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6671	自然斜面	請坪 1	大久保	請坪	相生	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6672	自然斜面	釜ノ平 1	請ノ谷	長瀬	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6673	自然斜面	定道	請ノ谷	定道	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6674	自然斜面	定道 1	請ノ谷	定道	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6675	自然斜面	請ノ片 1	請ノ谷	請ノ片	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6676	自然斜面	川島 1	請ノ谷	川島	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6677	自然斜面	加賀利屋 1	請ノ谷	加賀利屋	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6678	自然斜面	松平間 1	請ノ谷	松平間	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6679	自然斜面	上平間 1	請ノ谷	上平間	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6680	自然斜面	石上原 1	請ノ谷	石上原	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6681	自然斜面	堂ノ岡	請ノ谷	堂ノ岡	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6682	自然斜面	堂平間 1	請ノ谷	堂平間	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6683	自然斜面	香かの津	西納	香かの津	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6684	自然斜面	ふどの 1	西納	ふどの	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6685	自然斜面	宮ノ谷 1	西納	宮ノ谷	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6686	自然斜面	中西 1	大久保	中西	相生	H31. 3. 25	171	H31. 3. 25	172
Ⅱ－6687	自然斜面	下傍示	横石	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6688	自然斜面	東浦 3	横石	東浦	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6689	自然斜面	東浦 2	横石	東浦	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6690	自然斜面	東浦 1	横石	東浦	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6691	自然斜面	向原 1	横石	向原	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6692	自然斜面	溝落	朴野	溝落	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6693	自然斜面	久保 2	蔭谷	とふや志き	相生	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6694	自然斜面	久保 1	蔭谷	久保	相生	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6695	自然斜面	石田 1	蔭谷	石田	相生				
Ⅱ－6696	自然斜面	石田 2	蔭谷	石田	相生	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6697	自然斜面	宗ヶ横 1	蔭谷	宮原	相生	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6698	自然斜面	みなみ 1	蔭谷	みなみ	相生	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6699	自然斜面	日浦山 1	日浦	日浦山	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6700	自然斜面	中畠	日浦	中畠	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－6701	自然斜面	花瀬 3	花瀬	花瀬	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6702	自然斜面	花瀬 2	花瀬	花瀬	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6703	自然斜面	神通 2	花瀬	神通	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－6704	自然斜面	神通 1	花瀬	神通	相生	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
Ⅱ－7831	人工斜面	下傍示11	谷内	下傍示	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－7832	人工斜面	上平間 1	西納	上平間	相生	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ－7833	人工斜面	寺前 3	延野	寺前	相生	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－7834	人工斜面	寺前 2	延野	寺前	相生	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6705	自然斜面	野田ノ尾 1	音谷	野田ノ尾	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6706	自然斜面	正木谷 2	音谷	正木谷	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6707	自然斜面	田ノ久保 1	音谷	田ノ久保	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6708	自然斜面	田ノ久保 5	音谷	田ノ久保	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6709	自然斜面	田ノ久保 4	音谷	田ノ久保	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6710	自然斜面	田ノ久保 3	音谷	田ノ久保	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6711	自然斜面	田ノ久保 2	音谷	田ノ久保	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6712	自然斜面	滝倉 1	音谷	滝倉	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6713	自然斜面	下水崎 3	水崎	中野	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6714	自然斜面	下水崎 1	水崎	下水崎	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6715	自然斜面	兎ノ藪 3	水崎	兎ノ藪	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6716	自然斜面	兎ノ藪 2	水崎	兎ノ藪	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6717	自然斜面	兎ノ藪 1	水崎	兎ノ藪	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6718	自然斜面	水崎 1	水崎	大佐古	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6719	自然斜面	水崎 2	水崎	中村	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6720	自然斜面	西ノ端 1	水崎	西ノ端	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6721	自然斜面	渡り瀬 2	水崎	渡り瀬	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6722	自然斜面	渡り瀬 1	水崎	渡り瀬	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6723	自然斜面	向中村 1	水崎	向中村	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6724	自然斜面	池ノ上 1	桜谷	池ノ上	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6725	自然斜面	裏 1	臼ヶ谷	裏	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6726	自然斜面	大家 1	臼ヶ谷	大家	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6727	自然斜面	大家 2	臼ヶ谷	大家	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6728	自然斜面	橋詰 1	臼ヶ谷	橋詰	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6729	自然斜面	東畑 1	臼ヶ谷	東畑	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6730	自然斜面	中津 1	臼ヶ谷	中津	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6731	自然斜面	久保 2	小浜	惣戸谷	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6732	自然斜面	タニ 1	大戸	タニ	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6733	自然斜面	北傍示 2	古屋	北傍示	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6734	自然斜面	釜床	古屋	釜床	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6735	自然斜面	野々尻 1	古屋	野々尻	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6736	自然斜面	野々尻 2	古屋	野々尻	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6737	自然斜面	南川原 1	深森	南川原	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6738	自然斜面	下モ向 1	深森	下モ向	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6739	自然斜面	カゲ	深森	カゲ	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6740	自然斜面	東畑	深森	東畑	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6741	自然斜面	日浦 1	深森	日浦	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6742	自然斜面	ソヲ	川俣	ソヲ	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6743	自然斜面	出合 1	川俣	オソ谷	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6744	自然斜面	ゴニウドウ	川俣	クボノ	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6745	自然斜面	クボノ	川俣	クボノ	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6746	自然斜面	大見谷 1	川俣	大見谷	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6747	自然斜面	ドウノマエ	川俣	ドヨノ前	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6748	自然斜面	次郎屋敷 1	川俣	次郎屋敷	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6749	自然斜面	カジヤ	川俣	カジヤ	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6750	自然斜面	クルス	川俣	クルス	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6751	自然斜面	奥ビソ 1	川俣	奥ビソ	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6752	自然斜面	カドヶ谷 1	川俣	カドヶ谷	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6753	自然斜面	谷山 2	川俣	谷山	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6754	自然斜面	谷山	川俣	谷山	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6755	自然斜面	大小屋	川俣	大小屋	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6756	自然斜面	大小屋 1	川俣	大小屋	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6757	自然斜面	大小屋 2	川俣	大小屋	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－6758	自然斜面	久保 1	長安	久保	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6759	自然斜面	岩ヶ谷 1	長安	岩ヶ谷	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6760	自然斜面	坂本	長安	坂本	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6761	自然斜面	庵の本	長安	庵の本	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6762	自然斜面	風穴 1	長安	風穴	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6763	自然斜面	谷口 1	大戸	谷口	上那賀				
Ⅱ－6764	自然斜面	上出合 3	菖蒲	上出合	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6765	自然斜面	小屋ノ谷	菖蒲	小屋ノ谷	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6766	自然斜面	小屋 1	菖蒲	小屋	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6767	自然斜面	坂本 1	菖蒲	坂本	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6768	自然斜面	岡 1	東尾	岡	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6769	自然斜面	中津丸 2	大戸	谷ノ内	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6770	自然斜面	中津丸 1	大戸	下モ春モリ	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6771	自然斜面	下モハルモリ 1	大戸	下モ春モリ	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6772	自然斜面	春森 1	大戸	春森	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6773	自然斜面	日真 2	日真	日真	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6774	自然斜面	日真 1	日真	日真	上那賀				
Ⅱ－6775	自然斜面	日真 3	日真	日真	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6776	自然斜面	西分 3	拝宮	西分	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6777	自然斜面	西分 1	拝宮	西分	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6778	自然斜面	西分 2	拝宮	西分	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6779	自然斜面	杉サコ 1	拝宮	杉サコ	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6780	自然斜面	井ノ元 2	拝宮	井ノ元	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6781	自然斜面	井ノ元 1	拝宮	井ノ元	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6782	自然斜面	打石ノ平 1	拝宮	打石ノ平	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6783	自然斜面	中川原 2	拝宮	中川原	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6784	自然斜面	西ノ谷 1	拝宮	中川原	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6785	自然斜面	中川原 1	拝宮	中川原	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6786	自然斜面	轟 1	拝宮	轟	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6787	自然斜面	栗坂 1	拝宮	轟	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6788	自然斜面	栗坂 2	東尾	栗坂	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6789	自然斜面	栗坂 1	東尾	栗坂	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6790	自然斜面	舟屋溝 1	平谷	マトバ	上那賀	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6791	自然斜面	マトバ 3	平谷	マトバ	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6792	自然斜面	森の奥	大殿	森ノ前	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6793	自然斜面	姥ヶ谷 1	大殿	姥ヶ谷	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6794	自然斜面	下タ平 1	大殿	下タ平	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6795	自然斜面	久保 1	大殿	久保	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6796	自然斜面	タビ下タ 1	大殿	タビ下タ	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6797	自然斜面	中内 1	白石	中内	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6798	自然斜面	蔭平 1	白石	蔭平	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6799	自然斜面	鳥砂 2	白石	鳥砂	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6800	自然斜面	鳥砂 3	白石	鳥砂	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6801	自然斜面	鳥砂 1	白石	鳥砂	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6802	自然斜面	井ノ浦 1	白石	井ノ浦	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6803	自然斜面	西― 1	白石	西	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6804	自然斜面	西― 2	白石	中村	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6805	自然斜面	中村	白石	引地	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6806	自然斜面	西山 1	白石	西	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6807	自然斜面	野平 1	白石	野平	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6808	自然斜面	東平 2	白石	東平	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6809	自然斜面	西平 1	白石	西平	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6810	自然斜面	柿ノ佐古 1	白石	柿ノ佐古	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6811	自然斜面	椎ノ尾 2	白石	椎ノ尾	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6812	自然斜面	椎ノ尾 1	白石	椎ノ尾	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6813	自然斜面	竹屋敷 3	白石	河原	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6814	自然斜面	中屋 1	白石	中屋	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6815	自然斜面	竹屋敷 1	白石	竹屋敷	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6816	自然斜面	上用知 1	白石	上用知	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6817	自然斜面	北ウネ	大殿	北ウネ	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6818	自然斜面	西 1	平谷	西浦	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6819	自然斜面	鬼川内― 2	丈ヶ谷	鬼川内	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6820	自然斜面	鬼川内― 1	丈ヶ谷	木下	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6821	自然斜面	白花 1	御所谷	預り	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6822	自然斜面	次原 1	丈ヶ谷	カロト廻り	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6823	自然斜面	御所谷― 2	御所谷	御所谷	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6824	自然斜面	御所谷― 1	御所谷	御所谷	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6825	自然斜面	半名 1	御所谷	溝畑	上那賀	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
Ⅱ－6826	自然斜面	井ノ口 1	平谷	井ノ口	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6827	自然斜面	北側 2	平谷	井ノ口	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6828	自然斜面	北側 1	平谷	下シキ谷	上那賀	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
Ⅱ－6829	自然斜面	井ノ口 2	平谷	下モ日浦	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6830	自然斜面	下モ日浦 1	平谷	下モ日浦	上那賀	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6831	自然斜面	日浦 1	平谷	日浦	上那賀	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6832	自然斜面	クノト 1	府殿	クノト	上那賀	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ－6833	自然斜面	田中 2	成瀬	田中	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6834	自然斜面	田中 1	成瀬	田中	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6835	自然斜面	忠ヶ谷奥 1	成瀬	忠ヶ谷口	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6836	自然斜面	北ヶ谷 1	成瀬	北ヶ谷	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6837	自然斜面	ミド向	成瀬	ミト向	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6838	自然斜面	成瀬 1	成瀬	イチサコ	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6839	自然斜面	中尾 1	成瀬	中尾	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－6840	自然斜面	ヲカサキ 1	海川	ヲカサキ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6841	自然斜面	ハシスメ 1	海川	ハシスメ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6842	自然斜面	ヲフウチ 2	海川	ウエノウチ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6843	自然斜面	ヲフウチ 1	海川	ウエノウチ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6844	自然斜面	ナカセ 1	海川	ナカセ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6845	自然斜面	ナカセ 2	海川	ナカセ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6846	自然斜面	カケイ	海川	ヲトヲ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6847	自然斜面	カケイ 2	海川	カケイ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6848	自然斜面	ミヤノクボ 1	海川	ミヤノクボ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6849	自然斜面	上カイカワ 1	海川	ヒウラ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6850	自然斜面	ナツキリ	海川	ナツキリ	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－7835	人工斜面	小浜 1	小浜	小浜上	上那賀	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
Ⅱ－7836	人工斜面	北傍示 1	古屋	北傍示	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－7837	人工斜面	ヲソコヘ 1	古屋	鎌渕	上那賀	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
Ⅱ－7838	人工斜面	風穴 2	長安	風穴	上那賀	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6851	自然斜面	川尻 1	木頭	川尻	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6852	自然斜面	トチノ溝 1	木頭	トチノ溝	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6853	自然斜面	花溝 1	木頭	花溝	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6854	自然斜面	広野 6	木頭	内ノ瀬	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6855	自然斜面	広野 5	木頭	花溝	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6856	自然斜面	広野 4	木頭	花溝	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6857	自然斜面	広野 3	木頭	カキサコ	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6858	自然斜面	広野 2	木頭	カキサコ	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6859	自然斜面	広野 1	木頭	広野	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6860	自然斜面	ジリトウ 1	木頭	ジリトウ	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6861	自然斜面	下田 1	木頭	下田	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6862	自然斜面	下田 2	木頭	下田	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6863	自然斜面	下田 3	木頭	上田	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6864	自然斜面	露口 1	木頭	仁義	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6865	自然斜面	露口 2	木頭	前田	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6866	自然斜面	高山平 5	坂州	高山平	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6867	自然斜面	寒谷下 3	坂州	寒谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6868	自然斜面	寒谷下 2	坂州	寒谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6869	自然斜面	寒谷下 1	坂州	寒谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6870	自然斜面	高山平 4	坂州	高山平	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6871	自然斜面	高山平 2	坂州	高山平	木沢	H30. 3. 29	221	—	—
Ⅱ－6872	自然斜面	高山平 3	坂州	高山平	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6873	自然斜面	高山平 1	坂州	高山平	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6874	自然斜面	寒谷 6	坂州	寒谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6875	自然斜面	寒谷 5	坂州	寒谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6876	自然斜面	寒谷 4	坂州	寒谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6877	自然斜面	寒谷 3	坂州	寒谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6878	自然斜面	向エ 1	坂州	向エ	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6879	自然斜面	下屋敷 1	当山	下屋敷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6880	自然斜面	下屋敷 2	当山	下屋敷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6881	自然斜面	松原 1	当山	松原	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6882	自然斜面	桃佐古 1	当山	桃佐古	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6883	自然斜面	折坂	木頭名	折坂	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6884	自然斜面	ツイロ 1	当山	ツイロ	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6885	自然斜面	神ノ前 1	当山	神ノ前	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6886	自然斜面	横尾	当山	神ノ前	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6887	自然斜面	竹原佐古	当山	竹原佐古	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6888	自然斜面	神ノ前	当山	元屋敷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6889	自然斜面	原 1	出羽	原	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6890	自然斜面	森谷 1	出羽	森谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6891	自然斜面	栩平 1	出羽	栩平	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6892	自然斜面	下久保	出羽	下久保	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6893	自然斜面	新居江 1	出羽	久保	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6894	自然斜面	宮崎 1	出羽	宮崎	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6895	自然斜面	上屋敷 1	出羽	上屋敷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6896	自然斜面	栗ノ采 1	出羽	栗ノ采	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6897	自然斜面	栗ノ采 2	出羽	栗ノ采	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6898	自然斜面	加美ノ本 1	木頭名	柿ノ太尾	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6899	自然斜面	松畑	木頭名	松畑	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6900	自然斜面	中屋 1	阿津江	中屋	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6901	自然斜面	追立 2	坂州	追立	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6902	自然斜面	蔭山 1	坂州	蔭山	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6903	自然斜面	大用知 1	坂州	大用知	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6904	自然斜面	大用知 3	坂州	大用知	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6905	自然斜面	大用知 2	坂州	大用知	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6906	自然斜面	大用知 4	坂州	大用知	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6907	自然斜面	大用知 5	坂州	大用知	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6908	自然斜面	井堀 2	坂州	井堀	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6909	自然斜面	上加州 1	掛盤	上加州	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6910	自然斜面	与沢 1	掛盤	与沢	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6911	自然斜面	梶屋 1	掛盤	梶屋	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6912	自然斜面	つえ谷 1	掛盤	つえ谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6913	自然斜面	石本 2	沢谷	石本	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6914	自然斜面	石本 1	沢谷	石本	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6915	自然斜面	檜岡 1	沢谷	檜岡	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6916	自然斜面	埜中 1	沢谷	埜中	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6917	自然斜面	下沢谷 1	小畠	下沢谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6918	自然斜面	下沢谷 2	沢谷	下沢谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6919	自然斜面	岡田 1	沢谷	下沢谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6920	自然斜面	亀井谷 1	沢谷	亀井谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6921	自然斜面	亀井谷 2	沢谷	中西	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6922	自然斜面	中西 2	沢谷	中西	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6923	自然斜面	嫁ヶ瀧 1	小畠	嫁ヶ瀧	木沢				
Ⅱ－6924	自然斜面	下屋畑 1	小畠	射場	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6925	自然斜面	平畑 3	小畠	平畑	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6926	自然斜面	平畑 2	小畠	平畑	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6927	自然斜面	平畑 1	小畠	幸ノ佐古	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6928	自然斜面	黒沢 1	小畠	黒沢	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6929	自然斜面	的場	横谷	的場	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6930	自然斜面	森西 2	小畠	森西	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6931	自然斜面	檣谷 1	小畠	檣谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6932	自然斜面	フドノ内 1	川成	フドノ内	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6933	自然斜面	山神本 1	岩倉	山神本	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6934	自然斜面	中沢谷 1	沢谷	中沢谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6935	自然斜面	瀧根 1	沢谷	瀧根	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6936	自然斜面	北谷 1	沢谷	北谷	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6937	自然斜面	岸峯 1	掛盤	岸峯	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6938	自然斜面	小泉 1	小泉	小泉	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－7839	人工斜面	カキサコ 1	木頭	川尻	木沢	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222
Ⅱ－6939	自然斜面	中谷 1	助	中谷	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6940	自然斜面	四郎 1	助	中谷	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6941	自然斜面	中谷中筋 2	助	中谷	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6942	自然斜面	中谷中筋 1	助	中谷	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6943	自然斜面	海川口下タ 2	助	海川口	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6944	自然斜面	海川口 1	助	海川口	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6945	自然斜面	海川口上エ 1	助	海川口	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6946	自然斜面	林 1	助	林	木頭	H21. 5. 20	310	—	—
Ⅱ－6947	自然斜面	野田ノ尾 2	助	野田ノ尾	木頭	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
Ⅱ－6948	自然斜面	野田ノ尾 1	助	野田ノ尾	木頭	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
Ⅱ－6949	自然斜面	九文名 2	助	九文名	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6950	自然斜面	蟬谷	蟬谷	蟬谷上久保	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6951	自然斜面	ヨコマチ 2	出原	ヨコマチ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6952	自然斜面	カゲイ 1	出原	カゲイ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6953	自然斜面	ヨケノ 1	出原	ヨケノ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6954	自然斜面	川島	出原	カワシマ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6955	自然斜面	スガズ 1	出原	スガズ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6956	自然斜面	中平	南宇	ヲカダ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6957	自然斜面	ニシノミヤ	和無田	ニシノミヤ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6958	自然斜面	イワツシ 1	和無田	イワツシ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6959	自然斜面	テラモト 1	南宇	テラモト	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6960	自然斜面	白久 3	南宇	クレイシ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6961	自然斜面	白久 2	南宇	ニシダ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6962	自然斜面	ホキ 1	西宇	ホキ	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6963	自然斜面	拝ノ久 1	西宇	拝ノ久	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6964	自然斜面	トドロ谷 1	西宇	トドロ谷	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6965	自然斜面	大前 1	西宇	大前	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6966	自然斜面	北野 1	西宇	北野	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6967	自然斜面	西バン 2	西宇	西バン	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6968	自然斜面	西バン 3	西宇	西バン	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6969	自然斜面	下モ屋地 1	西宇	下も屋地	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6970	自然斜面	下モ屋地 2	西宇	下も屋地	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6971	自然斜面	上ミ屋地 2	西宇	上ミ屋地	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6972	自然斜面	上ミ屋地 1	西宇	上ミ屋地	木頭	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
Ⅱ－6973	自然斜面	栩谷口 2	折宇	栩谷口	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6974	自然斜面	栩谷口 1	折宇	石畳	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6975	自然斜面	石畳 1	折宇	石畳	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6976	自然斜面	折宇谷 1	折宇	折宇谷	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6977	自然斜面	西シ 1	折宇	西シ	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6978	自然斜面	久留名 1	折宇	久留名	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6979	自然斜面	六地藏 1	折宇	六地藏	木頭	H23. 8. 25	563	H23. 8. 25	565
Ⅱ－6980	自然斜面	六地藏 2	折宇	六地藏	木頭	H23. 8. 25	563	H23. 8. 25	565
Ⅱ－6981	自然斜面	大地平	北川	大地平	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6982	自然斜面	拝ノ久上 1	北川	拝ノ久	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6983	自然斜面	土居 1	北川	土居	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6984	自然斜面	阿ぜち 1	北川	大城	木頭	H23. 8. 25	563	H23. 8. 25	565

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
						警戒区域		特別警戒区域	
			大字	小字	地区	指定年月日	番号	指定年月日	番号
Ⅱ－6985	自然斜面	大城 1	北川	大城	木頭	H23. 8. 25	563	H23. 8. 25	565
Ⅱ－6986	自然斜面	大城 2	北川	大城	木頭	H23. 8. 25	563	H23. 8. 25	565
Ⅱ－6987	自然斜面	大明地 1	北川	大明地	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6988	自然斜面	月ノ瀬 1	北川	月ノ瀬	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6989	自然斜面	宇井ノ瀬 1	北川	宇井ノ瀬	木頭	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
Ⅱ－6990	自然斜面	畦ヶ野	折宇	畦ヶ野	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－6991	自然斜面	宇井ノ内	折宇	宇井ノ内	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－7840	人工斜面	海川口 2	助	海川口	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
Ⅱ－7841	人工斜面	海川口下タ 1	助	海川口	木頭	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
合計		496箇所							

4 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧

令和5年5月1日現在

No.	区域名	所在地				告示年月日	告示番号	指定面積 (ha)		家屋 (戸)
		町村	大字	字	地区			水平 面積	斜面 面積	
110	北地	那賀町	和食郷	北地	鷺敷	S49. 3. 26	172	1. 08	1. 20	12
244	下司名	那賀町	中山	下司名、ぼうご	鷺敷	S59. 8. 24	550	0. 97	1. 36	16
271	日ノ浦	那賀町	中山	場合、日ノ浦、国 近谷口	鷺敷	S61. 9. 26	683	1. 74	1. 78	12
335	福永	那賀町	中山	中山	鷺敷	H 5. 1. 19	28	1. 70	1. 95	15
409	助友	那賀町	中山	助友	鷺敷	H15. 2. 10	105	1. 59	1. 8	5
433	とふめん	那賀町	中山	とふめん	鷺敷	H18. 2. 28	197	1. 13	1. 35	9
461	南町(2)	那賀町	土佐	南町	鷺敷	H26. 9. 5	635	0. 70	0. 85	
461	南町(2)(追加)	那賀町	土佐	南町	鷺敷	H29. 2. 21	76	0. 13	0. 13	
109	日野谷	那賀町	大久保	大西	相生	S49. 3. 26	172	2. 1	2. 34	31
202	平野	那賀町	平野	あぜがの、森ノ 下、大平間	相生	S55. 4. 30	349	0. 62	0. 7	16
224	鮎川	那賀町	鮎川	蛭子	相生	S56. 11. 4	920	0. 77	0. 92	10
234	大国(1)	那賀町	鮎川	大国	相生	S58. 3. 25	264	1. 19	1. 41	12
235	大国(2)	那賀町	鮎川	大国	相生	S58. 3. 25	264	0. 83	0. 94	13
272	西納	那賀町	西納、相生	大張、西谷	相生	S61. 9. 26	683	0. 67	0. 72	17
295	相生馬路	那賀町	馬路	桑内	相生	S63. 11. 8	755	2. 1	2. 19	13
314	東原	那賀町	平野	東原	相生	H 3. 1. 14	19	2. 1	2. 25	15

No.	区域名	所在地				告示年月日	告示番号	指定面積 (ha)		家屋(戸)
		町村	大字	字	地区			水平面積	斜面面積	
334	庵前	那賀町	平野	庵前	相生	H5. 1. 19	28	2. 8	3. 12	17
369	下原	那賀町	朴野	下原	相生	H10. 2. 24	150	2. 8	3. 46	23
391	下傍示	那賀町	谷内	下傍示	相生	H14. 2. 19	127	0. 98	1. 17	7
404	中原	那賀町	平野	中原	相生	H15. 2. 10	105	0. 37	0. 43	5
415	南尻	那賀町	雄	南尻	相生	H15. 11. 21	1065	0. 65	0. 74	6
425	原首	那賀町	馬地	原首	相生	H17. 8. 16	722	1. 62	1. 89	8
52	桜谷	那賀町	桜谷	若ノ宮、泉ノ元、東畑、水崎原	上那賀	S48. 3. 9	155	3. 82	4. 52	60
52	桜谷 (追加)	那賀町	桜谷	水崎原	上那賀	S60. 10. 4	796	0. 22	0. 25	3
53	平谷	那賀町		平谷	上那賀	S48. 3. 9	155	4. 87	5. 34	27
106	小浜	那賀町	小浜	西畑	上那賀	S49. 3. 26	172	5. 05	5. 53	51
107	桜谷上	那賀町	桜谷	木屋谷	上那賀	S49. 3. 26	172	2. 17	2. 24	17
108	音谷	那賀町	音谷	滝倉	上那賀	S49. 3. 26	172	1. 09	1. 16	26
304	日浦	那賀町	府殿	日浦	上那賀	H 1. 11. 28	894	2. 64	2. 93	10
326	鍛冶屋	那賀町	御所谷	鍛冶屋	上那賀	H 4. 3. 31	235	2. 25	2. 49	11
363	ヲフウチ	那賀町	海川	ヲフウチ、本郷、ホシユエ	上那賀	H 9. 3. 11	143	1. 56	1. 62	9
406	北傍示	那賀町	古屋	北傍示ほか	上那賀	H15. 2. 10	105	0. 61	0. 69	5
407	釜床	那賀町	古屋	釜床	上那賀	H15. 2. 10	105	0. 49	0. 6	5
408	ヲフウチ(2)	那賀町	海川	ヲフウチほか	上那賀	H15. 2. 10	105	2. 51	2. 86	13
426	大戸	那賀町	大戸	大カゴ、谷口ノ上、谷口	上那賀	H17. 8. 16	722	1. 06	1. 32	6
50	坂州(1)	那賀町	木頭、坂州	みさご山、広瀬、向工	木沢	S48. 3. 9	155	1. 46	1. 69	20
51	坂州(2)	那賀町	坂州	向工	木沢	S48. 3. 9	155	4. 3	4. 58	33
134	名古ノ瀬	那賀町	掛盤	名古ノ瀬	木沢	S51. 5. 25	415	3. 17	3. 4	19
377	前田	那賀町	木頭	前田、うつゆ谷日浦	木沢	H11. 12. 17	829	1. 11	1. 35	10
378	東畑	那賀町	出羽	東畑	木沢	H11. 12. 17	829	0. 73	0. 79	10
389	広瀬	那賀町	坂州	広瀬	木沢	H13. 9. 21	682	2. 28	2. 58	18
405	上田	那賀町	木頭	上田ほか	木沢	H15. 2. 10	105	1. 86	2. 02	12
239	助	那賀町	助	日浦、大平ゴヤシ、冬口谷上ミ、冬口谷下モ	木頭	S59. 3. 9	158	1. 56	1. 75	19
296	菖蒲野	那賀町	折宇	菖蒲野	木頭	S63. 11. 8	755	1. 31	1. 47	13
302	棚ノ岡	那賀町	折宇	棚ノ岡、宮ノ平	木頭	H 1. 11. 28	894	1. 63	1. 98	18
303	出原	那賀町	出原	ワダ、テラモト、シモマチ	木頭	H 1. 11. 28	894	1. 67	1. 83	18

No.	区域名	所在地				告示年月日	告示番号	指定面積 (ha)		家屋(戸)
		町村	大字	字	地区			水平面積	斜面面積	
344	下モ平	那賀町	折字	下モ平、久留名	木頭	H5. 9. 17	731	2. 06	2. 45	15
345	下モ番	那賀町	折字	下モ番、西シ	木頭	H5. 9. 17	731	2. 46	2. 86	14
370	木頭日浦	那賀町	北川	下モ伴、不んでん	木頭	H10. 2. 24	150	4. 89	5. 66	33
373	坂本	那賀町	出原	サカモト	木頭	H11. 2. 5	71	0. 69	0. 77	7
386	大地平	那賀町	北川	大地平他	木頭	H13. 9. 21	682	1. 93	2. 13	12
412	出原下	那賀町	出原	ヨコマチ	木頭	H15. 3. 20	245	0. 8	0. 94	12
427	大城	那賀町	北川	大城	木頭	H17. 8. 16	722	1. 31	1. 44	10
	合 計	51箇所						92. 20	103. 94	798

5 砂防指定地一覧

令和5年5月1日現在

地区名	箇所数	渓流数	総面積 (ha)
鷺敷地区	3	2	1. 94
相生地区	15	12	74. 2682
上那賀地区	13	9	151. 6803
木沢地区	16	11	415. 3594
木頭地区	34	13	288. 2650
那賀町 計	81	47	931. 5129

(鷺敷地区)

溪番	技番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積 (ha)	指定地 面積 (ha) の内訳						備 考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1		那賀町	唐杉谷及び同支川	S59. 10. 13	1392	0. 58	0. 09	0	0. 33	0. 01	0	0. 15	
2	1	那賀町	仙ヶ谷	S60. 9. 7	1218	0. 79	0. 16	0	0. 63	0	0	0	
2	2	那賀町	仙ヶ谷	H1. 1. 21	83	0. 57	0. 06	0	0. 50	0. 01	0	0	
		小 計		3		1. 94	0. 31	0	1. 46	0. 02	0	0. 15	

(相生地区)

溪番	技番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積 (ha)	指定地 面積 (ha) の内訳						備 考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	1	那賀町	延野川	S37. 12. 26	3216	4. 94	1. 14	0	0. 8	0	0. 76	2. 24	
2		那賀町	大張川	S39. 1. 18	51	4. 8	1. 2	0	1. 1	0. 2	0	2. 3	
3		那賀町	さぬき川	S39. 1. 18	51	1. 8	0. 8	0	0. 3	0. 1	0	0. 6	

溪番	技番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積 (ha)	指定地 面積 (ha) の内訳						備 考
							河川敷	国 有林	公民 有林	道路等	国 有地	公民 有地	
1	2	那賀町	延野川	S42. 3. 31	1181	0.6	0.1	0	0.3	0.1	0	0.1	字入野、 段
1	3	那賀町	延野川	S42. 3. 31	1181	4.5	0.8	0	0.3	0.1	0	3.3	字北ノ前
4		那賀町	北浦谷	S42. 3. 31	1181	2	0.5	0	0.1	0.1	0	1.3	
5		那賀町	中傍示谷	S42. 12. 28	4605	0.5	0.02	0	0.04	0.01	0	0.43	
6		那賀町	横石谷	S42. 12. 28	4605	2.16	0.05	0	0.54	0.02	0	1.55	
7	1	那賀町	井の谷	S49. 4. 22	613	7.2	0.6	0	1.5	0.38	0	4.72	
8		那賀町	露口谷	S49. 4. 22	613	4	0.16	0	1.9	0.02	0	1.92	
7	2	那賀町	井の谷	S56. 4. 30	959	2.16	0.5	0	1.63	0.03	0	0	
9		那賀町	丈谷	H 4. 3. 25	831	5.2	0.33	0	4.82	0.05	0	0	
10		那賀町	殿谷	H 8. 3. 21	728	17.32	0.09	0	16.67	0.04	0	0.52	
11		那賀町	せじょう谷	H15. 1. 10	29	16.01	0.01	0	16	0	0	0	
		那賀町	吉内谷	H17. 9. 5	981	1.0782	0.0538	0	0.7976	0.0060	0	0.2208	
		小 計		15		74.2682	6.3538	0	46.7976	1.156	0.76	19.2008	

(上那賀地区)

溪番	技番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積 (ha)	指定地 面積 (ha) の内訳						備考
							河川敷	国 有林	公民 有林	道路等	国 有地	公民 有地	
1	1	那賀町	那賀川	S27. 8. 8	1112	64.8	10	0	53.2	0.9	0	0.7	
2		那賀町	海川谷	S27. 8. 8	1112	24.5	1.7	0	17	0.6	0	5.2	
3		那賀町	オイ谷	S27. 8. 8	1112	16.1	1.2	0	13.6	0.2	0	1.1	
4	1	那賀町	府殿川	S27. 8. 8	1112	6.8	0	0	1.4	0.1	0	5.3	
5	1	那賀町	丈ヶ谷	S27. 8. 8	1112	9.8	0.7	0	6.9	0.1	0	2.1	
5	2	那賀町	丈ヶ谷	S28. 12. 26	1534	20.1	1.4	0	5.8	0.9	0	12	
4	2	那賀町	府殿川	S29. 2. 18	120	3.4	0.5	0	1.7	0	0	1.2	
		那賀町	十二弟子谷	H18. 2. 10	242	1.5371	0.1124	0	1.3439	0.0189	0	0.0619	
		那賀町	成瀬川	H18. 2. 10	242	1.1941	0.2353	0	0.5705	0.0018	0	0.3865	
		那賀町	フロン谷	H18. 9. 27	1141	0.6831	0.0552	0	0.3046	0	0	0.3233	
		那賀町	鳥砂谷	H18. 11. 16	1391	1.3299	0.0204	0	0.9483	0.0054	0	0.3558	
		那賀町	東谷川	H22. 4. 23	445	0.3796	0.0997	0	0.2746	0	0	0.0053	
		那賀町	松ノ木谷	R1. 12. 25	949	1.0565	0.0917	0	0.8294	0.0209	0	0.1145	
		小 計		13		151.6803	16.032	0	103.8713	2.847	0	28.8473	

(木沢地区)

溪番	技番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積 (ha)	指定地 面積 (ha) の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1		那賀町	那賀川	S26. 2. 12	64	38. 69	12. 01	0	26. 67	0	0	0. 01	
2		那賀町	釜ヶ谷	S27. 8. 8	1112	64. 24	2. 4	5. 1	56. 17	0	0	0. 57	
3		那賀町	高野谷	S27. 8. 8	1112	156. 03	3. 5	0	146. 29	0	0	6. 24	
4		那賀町	藤ヶ内谷	S49. 4. 22	613	7. 62	1. 32	0	5. 82	0. 03	0	0. 45	
5	1	那賀町	坂州木頭川	S52. 4. 23	746	12. 8	4	0	7. 88	0. 8	0	0. 12	
5	2	那賀町	坂州木頭川	S52. 6. 18	929	14	5. 3	7. 74	0	0. 06	0	0. 9	
6		那賀町	檜谷	S52. 6. 18	929	6	0. 9	3. 45	0	0. 65	0	1	
5	3	那賀町	坂州木頭川	S54. 1. 27	95	11	3. 8	0	7. 18	0	0	0. 02	一部保安林
7		那賀町	勘場谷	S54. 1. 27	95	4. 5	0. 75	0	3. 75	0	0	0	一部保安林
5	4	那賀町	坂州木頭川	S62. 10. 26	1838	4. 89	2. 37	0	2. 44	0. 08	0	0	
8		那賀町	寺谷	H8. 12. 10	2224	66. 39	0. 9	0	56. 64	0. 45	0	8. 4	
5	5	那賀町	坂州木頭川	H10. 3. 23	774	17. 2	7. 5	0	8. 33	1. 08	0	0. 29	
9		那賀町	ウツユ川	H11. 3. 19	740	9. 12	0. 14	0	8. 42	0. 04	0	0. 52	
10		那賀町	見堂谷	H12. 8. 9	1754	0. 51	0. 02	0	0. 49	0	0	0	
		那賀町	見堂谷	H17. 9. 5	981	1. 7758	0. 2533	0	1. 0991	0. 0445	0	0. 3789	
		那賀町	たまんきら谷	H22. 6. 15	661	0. 5936	0. 0496	0	0. 4325	0. 00002	0	0. 1115	
		小 計		16		415. 3594	45. 2129	16. 29	331. 6116	3. 23452	0	19. 0104	

(木頭地区)

溪番	技番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積 (ha)	指定地 面積 (ha) の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	1	那賀町	那賀川	S24. 4. 2	260	5. 2	1. 1	0	2. 6	0. 1	0	1. 4	
1	2	那賀町	那賀川	S26. 12. 22	1079	9. 2	0	0	9. 2	0	0	0	
1	3	那賀町	那賀川	S27. 8. 8	1112	14. 4	6. 5	0	4. 9	0. 7	0	2. 3	
2	1	那賀町	南川	S27. 8. 8	1112	11. 2	4. 7	0	5	0. 4	0	1. 1	
3		那賀町	出原谷	S27. 8. 8	1112	12. 6	4. 1	0	6. 4	0. 2	0	1. 9	
4		那賀町	蟬谷	S27. 8. 8	1112	13. 3	0	0	9. 7	0. 2	0	3. 4	
5		那賀町	中谷	S27. 8. 8	1112	15. 8	2	0	10. 5	0. 7	0	2. 6	
1	4	那賀町	那賀川	S29. 2. 18	120	1. 5	0	0	1. 5	0	0	0	
1	5	那賀町	那賀川	S29. 6. 22	1135	14. 2	0	0	12	0	0	2. 2	

溪番	技番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積 (ha)	指定地 面積 (ha) の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	6	那賀町	那賀川	S30. 4. 25	565	9. 9	0	4. 4	0	0. 1	0	5. 4	
6		那賀町	東蟬谷川	S30. 4. 25	565	0. 9	0	0	0. 7	0	0	0. 2	
1	7	那賀町	那賀川	S42. 3. 31	1181	15	7	0	8	0	0	0	
1	8	那賀町	那賀川	S52. 4. 23	746	12	6. 5	0	3. 05	0. 95	0	1. 5	
7		那賀町	日和田谷	S52. 4. 23	746	6. 6	1	0	5. 3	0	0	0. 3	
8	1	那賀町	千本谷	S52. 4. 23	746	17. 1	2. 28	0	12. 72	1. 2	0	0. 9	
9	1	那賀町	久井谷	S52. 6. 18	929	10. 4	1. 04	0	8. 34	0. 52	0	0. 5	
10	1	那賀町	折字谷	S52. 6. 18	929	12	5. 8	0	4. 98	0. 42	0	0. 8	
11	1	那賀町	棚谷	S52. 6. 18	929	6	1	0	2. 9	0. 4	0	1. 7	
9	2	那賀町	久井谷	S53. 1. 23	50	3. 3	1. 1	0	1. 65	0. 28	0	0. 27	
2	2	那賀町	南川	S53. 4. 27	915	8. 4	1. 6	0	5. 7	0. 4	0	0. 7	一部保安林
1	9	那賀町	那賀川	S53. 7. 19	1201	14. 4	6	0	6. 7	0. 6	0	1. 1	一部保安林
2	3	那賀町	南川	S54. 1. 27	95	13. 2	2. 5	0	10. 1	0. 5	0	0. 1	一部保安林
8	2	那賀町	千本谷	S54. 1. 27	95	20. 4	11. 9	0	8. 44	0. 06	0	0	一部保安林
10	2	那賀町	折字谷	S54. 1. 27	95	8. 5	2. 55	0	5. 79	0. 15	0	0. 01	一部保安林
11	2	那賀町	棚谷	S54. 1. 27	95	8. 4	4. 2	0	3. 83	0. 36	0	0. 01	
11	3	那賀町	棚谷	S57. 5. 17	1168	3. 01	1. 26	0	1. 73	0. 02	0	0	
9	3	那賀町	久井谷	S62. 10. 26	1838	3. 47	0. 38	0	2. 93	0. 16	0	0	
1	10	那賀町	那賀川	H 1. 1. 21	83	6. 63	1. 51	0	4. 97	0. 15	0	0	
9	4	那賀町	久井谷	H 1. 10. 11	1731	4. 8	0. 89	0	3. 56	0. 35	0	0	
11	4	那賀町	棚谷	H 1. 10. 11	1731	0. 5	0. 18	0	0. 31	0. 01	0	0	
11	5	那賀町	棚谷	H 6. 11. 28	2264	2. 68	0. 55	0	2. 08	0. 05	0	0	
12		那賀町	ヨネガ谷	H15. 6. 25	985	2. 09	0. 13	0	1. 95	0	0	0. 01	面及び標柱
		那賀町	冬口谷	H16. 6. 9	630	0. 4841	0. 0513	0	0. 3659	0. 0115	0	0. 0554	
		那賀町	弥ノ谷	H30. 6. 26	776	0. 7009	0. 0619	0	0. 5898	0. 0037	0	0. 0455	
		小計		34		288. 2650	77. 8832	4. 4	168. 4857	8. 9952	0	28. 5009	

6 山地に起因する災害危険箇所一覧表

(1) 山腹崩壊危険地区箇所名

令和5年4月1日現在

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
1	小仁宇上(南)	那賀町	川西	鷺敷	20.00
2	小仁宇下(北)	那賀町	松ノ木	鷺敷	13.00
3	南川	那賀町	松ノ木	鷺敷	6.00
4	土佐 金比羅神社	那賀町	南町	鷺敷	2.00
5	和食郷 役場裏山	那賀町	南川	鷺敷	7.00
6	中山	那賀町	喜安	鷺敷	1.00
7	小延	那賀町	八幡原	鷺敷	8.00
8	北地上	那賀町	北地	鷺敷	21.00
9	氷柱観音	那賀町	田野	鷺敷	36.00
1	双俣谷口西	那賀町		相生	6.00
2	花瀬 1	那賀町	花瀬	相生	4.00
3	日浦	那賀町	花瀬	相生	61.00
4	花瀬 2	那賀町	字花瀬 264-13	相生	1.00
5	蔭谷北 1	那賀町	字蔭谷北	相生	6.00
6	蔭谷北 2	那賀町	土佐田山	相生	3.00
7	蔭谷	那賀町	字ナカヤマ 72	相生	3.00
8	朴野下	那賀町	向原	相生	13.00
9	竹ヶ谷	那賀町	薩摩 5	相生	2.00
10	竹ヶ谷 因幡谷口上	那賀町	豊後	相生	6.00
11	竹ヶ谷 檜谷口上	那賀町	加賀	相生	2.00
12	内山 橋上	那賀町	持力瀬	相生	11.00
13	内山	那賀町	字井ノ元	相生	4.00
14	西納上	那賀町	字杉谷	相生	5.00
15	西納	那賀町	字西納	相生	7.00
16	請ノ谷大平	那賀町	大平	相生	3.00
17	桑の木	那賀町	字桑の木	相生	10.00
18	請ノ谷上平間	那賀町	上平間	相生	1.00
19	請ノ谷口北	那賀町	大平	相生	5.00
20	請ノ谷	那賀町	字釜ノ平	相生	3.00
21	木屋ノ谷北	那賀町	西木屋ノ谷	相生	6.00
22	大久保西	那賀町	木屋ノ谷	相生	8.00
23	古屋敷	那賀町	字古屋敷	相生	3.00

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
24	杉山	那賀町	字杉山	相生	12.00
25	杉山下	那賀町	字杉山 1-17	相生	2.00
26	吉野東	那賀町	松ノ下	相生	9.00
27	雄	那賀町	字雄	相生	13.00
28	殿谷	那賀町	字殿谷	相生	12.00
29	延野 1	那賀町	字延野	相生	4.00
30	北ノ前	那賀町	字アイワビス	相生	12.00
31	延野 2	那賀町	字テラマエ	相生	2.00
32	井ノ谷	那賀町	字井ノ谷	相生	11.00
33	立割	那賀町	字立割	相生	1.00
34	大西谷口	那賀町	字立割	相生	7.10
35	谷内 1	那賀町	字下傍示	相生	5.00
36	谷内 2	那賀町	下傍示	相生	15.00
37	馬路 八幡神社	那賀町	桑内	相生	5.00
38	牛輪	那賀町	字シャコウ谷	相生	5.00
39	小山谷	那賀町	原田	相生	9.00
40	朝生	那賀町	字朝生カニシ	相生	18.00
41	内山上	那賀町	字日浦	相生	4.00
42	槇谷	那賀町	槇谷	相生	0.80
43	入野	那賀町	福ヶ谷	相生	8.70
44	宮ノ谷	那賀町	宮ノ谷	相生	2.00
45	内山 2	那賀町	橋谷	上那賀	0.96
101	東俣	那賀町	東俣 他 2	上那賀	1.00
102	東俣	那賀町	東俣 他 2	上那賀	1.00
103	東俣	那賀町	東俣 他 2	上那賀	2.00
104	東俣	那賀町	東俣	上那賀	5.00
1	西俣中	那賀町		上那賀	26.00
2	ナラ谷口	那賀町		上那賀	4.00
3	海川西俣口上	那賀町	西俣	上那賀	6.00
4	上海川 国道上	那賀町	カイカワ	上那賀	8.00
5	上海川	那賀町	字ヒウラ	上那賀	4.00
6	上用知	那賀町	中須向イ	上那賀	8.00
7	下用知 1	那賀町	字下用地	上那賀	4.00
8	下用知 2	那賀町	字下用地	上那賀	3.00
9	椎ノ尾	那賀町	字オヒヤマ	上那賀	5.00

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
10	蔭平口	那賀町	蔭平口	上那賀	17.00
11	大殿	那賀町	ツンボ石	上那賀	7.00
12	堂の尾	那賀町	字横倉山 1-1	上那賀	3.00
13	成瀬 1	那賀町	字日浦平	上那賀	7.00
14	中尾下	那賀町	中尾	上那賀	5.00
15	成瀬 2	那賀町	字ネギヤシキ	上那賀	15.00
16	丈ヶ谷	那賀町	字イワハラリ 26	上那賀	3.00
17	御所谷	那賀町	字御所谷	上那賀	7.00
18	下司	那賀町	字シモミチエヤ	上那賀	14.00
19	日真対岸(下司東側)	那賀町		上那賀	10.00
20	轟谷	那賀町	轟谷	上那賀	45.00
21	西ノ谷	那賀町	字轟 75-6	上那賀	9.00
22	拝宮上 1	那賀町	井の元	上那賀	5.00
23	拝宮上 2	那賀町	字拝宮上	上那賀	7.00
24	拝宮	那賀町	字鍛冶屋谷	上那賀	9.00
25	日真	那賀町	日真	上那賀	8.00
26	出会橋南口	那賀町		上那賀	5.00
27	大戸	那賀町	字大戸	上那賀	19.00
28	大戸下	那賀町	字スンサコ	上那賀	4.00
29	長安口橋上	那賀町	風穴	上那賀	32.00
30	菖蒲	那賀町	字大谷向	上那賀	6.00
31	檜曾根	那賀町	字藤ノ平	上那賀	3.00
32	長安北	那賀町	坂本	上那賀	11.00
33	長安	那賀町	庵ノ本	上那賀	6.00
34	長安下	那賀町	字庵ノ本	上那賀	2.00
35	長安口	那賀町	字向井 20-2	上那賀	5.00
36	谷山霧越谷口上	那賀町	谷山	上那賀	13.00
37	寒葉谷	那賀町	字オオミゾ	上那賀	10.00
38	深森明神	那賀町	明神	上那賀	11.00
39	下モ向	那賀町	下モ向	上那賀	2.00
40	野々尻	那賀町	字野々尻 11	上那賀	11.00
41	古屋	那賀町	字北傍示 34-1	上那賀	20.00
42	谷口上	那賀町	字榎ノ平ラ	上那賀	10.00
43	谷口	那賀町	字長サコ 3	上那賀	14.00
44	谷口下	那賀町	字オオカゴ	上那賀	5.00

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
45	小計奥溝	那賀町	字奥溝	上那賀	25.00
46	小浜大橋北	那賀町	西ノ谷	上那賀	7.00
47	臼ヶ谷	那賀町	橋詰	上那賀	3.00
48	臼ヶ谷下	那賀町	字ミヤコ谷	上那賀	7.00
49	臼ヶ谷口	那賀町	石田 12	上那賀	2.00
50	小計	那賀町	小計	上那賀	2.00
51	兎ヶ藪向	那賀町	中村	上那賀	8.00
52	小計下	那賀町	田屋敷	上那賀	26.00
53	水崎	那賀町	字水崎	上那賀	8.00
54	水崎下	那賀町	藤ヶ丸 2	上那賀	7.00
55	下水崎	那賀町	下水崎	上那賀	16.00
56	田ノ久保下	那賀町	滝倉	上那賀	30.00
57	海川	那賀町	字東俣	上那賀	24.00
58	小屋木	那賀町	小屋木	上那賀	2.20
59	深森	那賀町	東畑	上那賀	2.30
60	深森 2	那賀町	東畑	上那賀	2.30
61	トチガダニ	那賀町	ゴンギョウ	上那賀	0.89
62	白石	那賀町	神西平	上那賀	4.43
63	海川	那賀町	西俣	上那賀	12.10
201	槍戸	那賀町	槍戸	木沢	2.00
202	しもあれ	那賀町	しもあれ	木沢	1.00
203	釜ヶ谷	那賀町	釜ヶ谷	木沢	1.00
204	釜ヶ谷	那賀町	釜ヶ谷	木沢	1.00
205	釜ヶ谷	那賀町	釜ヶ谷	木沢	1.00
206	釜ヶ谷	那賀町	釜ヶ谷	木沢	2.00
207	釜ヶ谷	那賀町	釜ヶ谷	木沢	1.00
208	釜ヶ谷	那賀町	釜ヶ谷	木沢	2.00
209	釜ヶ谷	那賀町	釜ヶ谷	木沢	2.00
210	しもあれ	那賀町	しもあれ	木沢	1.00
211	釜ヶ谷	那賀町	釜ヶ谷	木沢	1.00
1	槍戸 9 号向	那賀町	槍戸	木沢	30.00
2	笹原谷上	那賀町		木沢	62.00
3	飛石橋下	那賀町		木沢	30.00
4	岩倉下	那賀町	下南山 1-6	木沢	2.00
5	しもあれ	那賀町	しもあれ	木沢	5.00

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
6	五郎谷上	那賀町	峯	木沢	18.00
7	藤ヶ内	那賀町	字藤ヶ内	木沢	9.00
8	川成	那賀町	東畑	木沢	28.00
9	東畑	那賀町	字東畑	木沢	7.00
10	櫛谷口上	那賀町	櫛谷	木沢	23.00
11	東浦	那賀町	森西	木沢	36.00
12	横谷	那賀町	字横谷	木沢	30.00
13	新居田	那賀町	字東俣	木沢	5.00
14	四季美谷温泉	那賀町	夏切	木沢	12.00
15	新居田	那賀町	東俣	木沢	23.00
16	瀬津 1	那賀町	字瀬津廻り 78	木沢	14.00
17	瀬津 2	那賀町	字瀬津廻り 56	木沢	12.00
18	小畠	那賀町	字弥なせ 5-1	木沢	8.00
19	沢谷下	那賀町	字嫁ヶ瀧	木沢	3.00
20	亀井	那賀町	字亀井	木沢	11.00
21	下沢谷	那賀町	字オカタ	木沢	9.00
22	瀬津 3	那賀町	字瀬津廻り	木沢	17.00
23	五倍木 1	那賀町	字五倍木回り	木沢	7.00
24	五倍木 2	那賀町	字五倍木	木沢	4.00
25	沢谷 1	那賀町		木沢	30.00
26	沢谷 2	那賀町		木沢	33.00
27	沢谷 3	那賀町	下屋敷	木沢	53.00
28	掛盤	那賀町	字掛盤	木沢	10.00
29	名古ノ瀬	那賀町	字名古ノ瀬	木沢	11.00
30	寺内 1	那賀町	字寺内	木沢	14.00
31	寺内 2	那賀町	井地岡	木沢	12.00
32	高野	那賀町	字東畑 39	木沢	3.00
33	岸峯	那賀町	与沢回り	木沢	34.00
34	与沢	那賀町	字与沢廻り	木沢	7.00
35	符殿	那賀町	字符殿	木沢	11.00
36	阿津江	那賀町	字阿津江	木沢	5.00
37	大用知 1	那賀町		木沢	3.00
38	大用知 2	那賀町		木沢	15.00
39	追立上	那賀町	字追立	木沢	4.00
40	追立 1	那賀町	追立	木沢	13.00

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
41	追立 2	那賀町	字追立	木沢	6.00
42	追立下	那賀町	字追立	木沢	1.00
43	向エ	那賀町	向エ	木沢	4.00
44	前田	那賀町	うつゆ谷日浦	木沢	3.00
45	かしむね向イ	那賀町	鉢久保	木沢	43.00
46	岩倉 2	那賀町	下南山	木沢	13.08
47	うつゆ谷	那賀町	うつゆ谷 58-1、58-3	木沢	0.40
48	みさご山	那賀町	みさご山	木沢	12.00
49	黒滝山	那賀町	黒滝山	木沢	7.10
50	みさご山 2	那賀町	みさご山	木沢	6.44
301	高野瀬 (下)	那賀町	高野瀬	木頭	4.00
302	高野瀬 (上)	那賀町	高野瀬	木頭	2.00
1	ジロウギユウ南	那賀町		木頭	63.00
2	高ノ瀬	那賀町	字高ノ瀬	木頭	14.00
3	治平谷口	那賀町	高野瀬 5-1	木頭	8.00
4	高野瀬 1	那賀町	高野瀬	木頭	8.00
5	高野瀬 2	那賀町	高野瀬	木頭	4.00
6	高野瀬 3	那賀町	高野瀬	木頭	20.00
7	日和田	那賀町	日和田	木頭	8.00
8	千本谷奥	那賀町	字千本	木頭	10.00
9	シモヒノキ	那賀町		木頭	52.00
10	千本谷	那賀町	字千本谷	木頭	4.00
11	上北川	那賀町	蔭	木頭	7.00
12	宇井ノ瀬	那賀町	ウイノセ	木頭	5.00
13	北川陰	那賀町	字陰	木頭	17.00
14	小藪	那賀町	小藪	木頭	8.00
15	久井谷口 1	那賀町		木頭	20.00
16	久井谷口 2	那賀町		木頭	25.00
17	久井谷口 3	那賀町		木頭	31.00
18	久井谷口 4	那賀町		木頭	16.00
19	拝ノ久	那賀町	字拝ノ久上	木頭	15.00
20	栗宇谷口	那賀町		木頭	33.00
21	菖蒲野ヤマシロタニ	那賀町	菖蒲野	木頭	11.00
22	菖蒲野宮ヶ谷口	那賀町	宮ノ平	木頭	1.00
23	カジュウ谷南	那賀町	折宇谷	木頭	3.00

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
24	折字谷	那賀町	折字谷 50-1	木頭	4.00
25	石畳折字谷口	那賀町	石畳	木頭	10.00
26	棚谷	那賀町	字棚谷	木頭	7.00
27	コサン谷下	那賀町	棚谷口	木頭	2.00
28	棚谷口	那賀町	字棚谷	木頭	9.00
29	南川林道口	那賀町		木頭	18.00
30	上屋地	那賀町	上屋地	木頭	17.00
31	下屋地	那賀町	字下屋地	木頭	4.00
32	瀬川口上	那賀町		木頭	9.00
33	野田小屋	那賀町		木頭	58.00
34	ワルタニ上	那賀町		木頭	14.00
35	グユミ谷上	那賀町		木頭	10.00
36	御朱印谷南	那賀町	字御朱印谷山	木頭	10.00
37	宇井ノ内 1	那賀町	宇井ノ内	木頭	13.00
38	南川大谷下	那賀町		木頭	44.00
39	アブラ谷上	那賀町		木頭	14.00
40	宇井ノ内 2	那賀町	字宇井ノ内	木頭	10.00
41	野久保	那賀町		木頭	13.00
42	野久保谷口	那賀町		木頭	2.00
43	日早	那賀町	字日早	木頭	13.00
44	トゴエ谷	那賀町	字カミヒラ	木頭	10.00
45	和無田	那賀町	ヨシノ	木頭	10.00
46	南宇	那賀町	ナカムラ	木頭	15.00
47	タカノコ	那賀町	字タカノコ	木頭	6.00
48	後谷	那賀町	字後谷	木頭	8.00
49	出原	那賀町	字ミツイシ	木頭	16.00
50	出原ヨコマチ	那賀町	ヨコマチ	木頭	6.00
51	星越	那賀町	キノウリ	木頭	15.00
52	助	那賀町	日浦	木頭	2.00
53	中谷	那賀町	字中谷	木頭	7.00
54	御朱印谷山	那賀町	御朱印谷山 18-3/21	木頭	9.00
55	平野	那賀町	平野	木頭	8.20
56	九文名	那賀町	九文名	木頭	5.30
57	本村	那賀町	本村	木頭	1.00
58	蟬谷	那賀町	東蟬谷	木頭	16.00

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
59	高野瀬 4	那賀町	高野瀬	木頭	7.00
60	中谷 2	那賀町	中谷	木頭	5.00
	合 計	243箇所			2,656.30

(2) 崩壊土砂流出危険地区箇所

平成31年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
1	百合谷	那賀町	字松ノ木	驚敷	0.23
2	クリノ木谷	那賀町	字石橋	驚敷	0.27
3	幸の谷	那賀町	字幸の谷	驚敷	0.45
4	仁宇上	那賀町	字学原	驚敷	0.81
5	仙ヶ谷	那賀町	字王子前	驚敷	3.78
6	スズノキ谷	那賀町	字王子前	驚敷	0.48
7	桜谷	那賀町	字王子前	驚敷	3.30
8	小仁宇	那賀町	字舟津ノ上	驚敷	0.35
9	南川女ヶ谷	那賀町	字南川	驚敷	1.05
10	南川	那賀町	南川	驚敷	0.30
11	五四谷	那賀町	字南川	驚敷	0.30
12	東内	那賀町	字奥の谷	驚敷	0.15
13	奥の谷	那賀町	字奥の谷	驚敷	1.05
14	暮石谷	那賀町	字暮石	驚敷	0.90
15	生杉	那賀町	字生杉	驚敷	0.90
16	貞政谷	那賀町	字ムネ	驚敷	1.26
17	唐杉	那賀町	字奥	驚敷	0.72
18	こかじゃ谷	那賀町	字こかじゃ	驚敷	0.72
19	井原	那賀町	字八幡平	驚敷	0.60
20	大明地	那賀町	字北地	驚敷	0.90
21	東谷	那賀町	字北地	驚敷	0.20
22	百合谷2	那賀町	字大坪	驚敷	0.05
1	追立谷	那賀町	追立谷	相生	6.00
2	日浦山	那賀町	日浦山 340	相生	1.08
3	朴野 1	那賀町	字川浦 40	相生	0.45
4	朴野 2	那賀町	字川浦 27	相生	0.30
5	朴野 3	那賀町	字ヒジカミ谷	相生	2.70
6	朴野 4	那賀町	字ヒジカミ谷	相生	1.40
7	朴野 5	那賀町	字木屋ノ谷	相生	0.60
8	朴野 6	那賀町	字中野 28	相生	0.96
9	朴野 7	那賀町	字中野 27-1	相生	0.38
10	蔭谷	那賀町	大かやの	相生	2.10
11	日野谷西	那賀町	字西納野	相生	0.24

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
12	日野谷	那賀町	字西納野	相生	0.20
13	竹ヶ谷	那賀町	字豊後	相生	3.12
14	竹ヶ谷 イクノ谷	那賀町	出羽	相生	3.90
15	内山 ハシダ谷	那賀町	はしだ	相生	1.80
16	久望上	那賀町	字四郎そふ	相生	1.50
17	久望下	那賀町	字日浦	相生	0.36
18	栗三谷	那賀町	字クリミダニ	相生	1.13
19	桑の木谷	那賀町	字桑ノ木谷	相生	1.89
20	請ノ谷	那賀町	川島	相生	1.26
21	栗ノ木谷	那賀町	栗ノ木	相生	0.90
22	杉山 1	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.36
23	杉山 2	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.23
24	杉山 3	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.04
25	杉山 4	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.36
26	杉山 5	那賀町	字杉山 1-1	相生	1.80
27	杉山 6	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.54
28	杉山 7	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.27
29	杉山 8	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.60
30	杉山 9	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.60
31	杉山 10	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.60
32	杉山 11	那賀町	字杉山 1-1	相生	0.48
33	杉山 12	那賀町	字杉山 1-1	相生	1.80
34	舞ヶ谷魚川田谷	那賀町		相生	9.30
35	下雄	那賀町	字西原	相生	0.27
36	井ノ谷上	那賀町	字蔭	相生	0.40
37	大西谷	那賀町	字タチワリ	相生	7.98
38	入野	那賀町	字入野ダン	相生	1.05
39	牛輪	那賀町	字見こくり	相生	0.30
40	牛輪上	那賀町	字ミゴグリ	相生	0.18
41	牛輪中	那賀町	字坂の谷	相生	0.27
42	牛輪下	那賀町	字坂の谷	相生	0.36
43	鮎川 1	那賀町	大国	相生	0.11
44	鮎川 2	那賀町	大国	相生	0.09
45	南尻	那賀町	字南尻	相生	0.23
46	薩摩	那賀町	字薩摩、豊後	相生	0.81

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
47	子持谷	那賀町	薩摩	相生	0.90
48	請ノ谷大平2	那賀町	大平	相生	0.36
49	請ノ谷2	那賀町	岡田	相生	1.26
50	請ノ谷	那賀町	川島	相生	0.57
51	中分	那賀町	中分	相生	0.06
52	つづら谷	那賀町	菖蒲ノ本、菖蒲ノ向	相生	1.32
1	海川西俣	那賀町	字西俣	上那賀	6.75
2	ナベラ谷 南	那賀町		上那賀	1.80
3	姉谷	那賀町		上那賀	5.40
4	クワノ木谷	那賀町		上那賀	8.10
5	ナベラ谷	那賀町		上那賀	4.50
6	海川東俣1	那賀町	東俣	上那賀	0.45
7	弟子ヶ谷	那賀町		上那賀	3.00
8	海川東俣2	那賀町	東俣	上那賀	1.37
9	ハカシ谷	那賀町	東俣	上那賀	3.60
10	星越トシ東口(ヤケダケ)	那賀町	ヒウラ	上那賀	3.90
11	上海川 ヒウラ	那賀町	ヒウラ	上那賀	0.90
12	海川東谷	那賀町	南	上那賀	2.16
13	海川東	那賀町	字ヒガシマタ	上那賀	2.70
14	海川 フカザキ	那賀町	フカザキ	上那賀	3.60
15	海川上ノ内	那賀町	ウエノウチ	上那賀	0.33
16	旭	那賀町	字旭	上那賀	0.95
17	海川	那賀町	北山	上那賀	1.62
18	向エ山	那賀町	北山	上那賀	1.80
19	上用知	那賀町	字ナカス向	上那賀	1.50
20	林谷	那賀町	字向コヤシ	上那賀	3.24
21	白石西谷	那賀町	字西ノ谷	上那賀	1.50
22	ケガレ谷	那賀町	字ナガレヤマ	上那賀	0.63
23	姥ヶ谷	那賀町	字西谷日浦	上那賀	2.10
24	姥ヶ谷 小道上	那賀町	姥ヶ谷	上那賀	4.50
25	大殿1	那賀町	字中尾の北	上那賀	0.95
26	ノラヤブ谷	那賀町	字ノラヤブ	上那賀	0.51
27	カドヤ	那賀町	字カドヤ	上那賀	0.40
28	内山谷	那賀町	内山	上那賀	6.30
29	海川 ナカフタ谷	那賀町	東口	上那賀	1.26

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
30	中尾	那賀町	クララ	上那賀	0.34
31	成瀬北ヶ谷	那賀町	北ヶ谷	上那賀	0.54
32	忠ヶ谷	那賀町	字忠ヶ谷口	上那賀	0.67
33	助谷	那賀町	助谷	上那賀	4.50
34	岩原	那賀町	字岩原	上那賀	0.90
35	白鯛	那賀町	字白鯛向	上那賀	3.00
36	井ノ口	那賀町	中畑	上那賀	0.36
37	大殿 2	那賀町	字ニシノバヅ	上那賀	0.72
38	平谷下	那賀町	字シモヤマ	上那賀	3.15
39	下御所谷 西側	那賀町	字カブラタニ	上那賀	1.50
40	下御所谷	那賀町	字カブラタニ	上那賀	2.88
41	拝宮	那賀町	字キリサコ	上那賀	5.04
42	檜曾根	那賀町	字フソキ谷	上那賀	1.80
43	笠山	那賀町	字笠山 10-1	上那賀	1.10
44	風穴	那賀町	字風穴	上那賀	0.15
45	谷山 小屋川東 1	那賀町	字坂本	上那賀	4.80
46	谷山 1	那賀町	字坂本	上那賀	3.60
47	谷山カドケ谷	那賀町	字カドガ谷	上那賀	1.68
48	谷山 2	那賀町	谷山	上那賀	0.36
49	霧越エ	那賀町	字霧越エ	上那賀	0.30
50	寒葉谷 1	那賀町		上那賀	2.10
51	寒葉谷 2	那賀町	字寒葉	上那賀	6.90
52	深森	那賀町	古田	上那賀	0.90
53	深森 北	那賀町	古田	上那賀	2.40
54	小浜	那賀町	橋ヶ谷	上那賀	0.08
55	小浜上	那賀町	字西ノ谷	上那賀	0.45
56	小浜下	那賀町	字ソウト谷	上那賀	0.75
57	白ヶ谷	那賀町	字大小屋谷	上那賀	1.50
58	白ヶ谷峯谷	那賀町	字峯谷	上那賀	2.10
59	石船谷奥	那賀町	字石船	上那賀	0.27
60	ナラ谷	那賀町	西俣	上那賀	3.60
61	日浦	那賀町	日浦	上那賀	0.12
62	ソウド谷	那賀町	西俣	上那賀	1.89
63	海川西俣上	那賀町	西俣	上那賀	1.35
1	釜ヶ谷 (1)	那賀町	釜ヶ谷	木沢	5.04

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
2	釜ヶ谷 (2)	那賀町	釜ヶ谷	木沢	1.20
3	釜ヶ谷 (3)	那賀町	釜ヶ谷	木沢	0.72
4	槍戸川	那賀町	字槍戸	木沢	32.25
5	槍戸 7 号	那賀町		木沢	0.90
6	笹原谷	那賀町	字しもあれ	木沢	7.41
7	勘場谷	那賀町	字イシカ谷	木沢	4.95
8	しもあれ(ボーガ谷)	那賀町	字しもあれ	木沢	1.26
9	なかん谷	那賀町		木沢	4.50
10	岩倉	那賀町	字イシカタニ	木沢	1.56
11	前谷川	那賀町	イシカ谷	木沢	1.50
12	藤ヶ内	那賀町	字藤ヶ内	木沢	16.20
13	川成上	那賀町	字東端	木沢	1.13
14	川成下	那賀町	字東端	木沢	0.78
15	ビリ谷	那賀町	字折谷	木沢	5.40
16	小畠	那賀町	平畑	木沢	1.50
17	亀井谷	那賀町	字亀井谷	木沢	0.72
18	沢谷上	那賀町	字下霜影	木沢	3.00
19	沢谷 1	那賀町		木沢	1.50
20	下霜影川	那賀町		木沢	1.50
21	中沢谷	那賀町	字中沢谷	木沢	12.96
22	ツエ谷	那賀町	字ツエ谷	木沢	33.60
23	三田	那賀町	三田	木沢	3.30
24	小泉谷川	那賀町	小泉	木沢	0.90
25	泉谷川蔭山	那賀町	蔭山	木沢	2.10
26	大用知	那賀町	字ホザレ	木沢	22.80
27	加州	那賀町	下加州	木沢	1.44
28	奥山谷川	那賀町	トチ栗谷	木沢	5.40
29	出羽	那賀町	字出羽	木沢	0.75
30	向山谷	那賀町	字母林地	木沢	0.38
31	大美谷	那賀町	字卯拓地 2-2	木沢	1.44
32	寒谷 1	那賀町	字寒谷	木沢	1.50
33	寒谷 2	那賀町	字寒谷	木沢	0.54
34	うつゆ谷	那賀町	字マツバラ	木沢	0.45
35	高山平	那賀町	高山平	木沢	0.72
36	イシカ谷 1	那賀町	イシカ谷	木沢	1.20

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
37	イシカ谷 2	那賀町		木沢	0.72
38	三田周り	那賀町	三田周り	木沢	0.60
39	井元	那賀町	井元	木沢	0.27
40	掛盤 2	那賀町	三田	木沢	0.18
41	向エ	那賀町	字向エ	木沢	0.45
42	高野	那賀町	橋本	木沢	0.45
1	高ノ瀬 1	那賀町	字高ノ瀬	木頭	0.54
2	高ノ瀬 2	那賀町	字高ノ瀬	木頭	4.50
3	キタ口谷	那賀町	高野瀬	木頭	2.70
4	トウハ谷 1	那賀町	字高ノ瀬	木頭	5.85
5	トウハ谷 2	那賀町	高野瀬	木頭	4.50
6	治平谷	那賀町	字高ノ瀬	木頭	7.41
7	マタダイ谷	那賀町	高野瀬	木頭	7.80
8	高野瀬 ヒノキラ谷	那賀町	高野瀬	木頭	3.30
9	高野瀬 ワルタニ	那賀町	高野瀬	木頭	2.10
10	平	那賀町	字平	木頭	1.80
11	日和田 西谷	那賀町	日和田	木頭	3.60
12	千本谷	那賀町	字千本	木頭	21.00
13	千本シモホトガ谷	那賀町	字千本	木頭	1.05
14	カミヒノキ谷	那賀町		木頭	1.50
15	千本オクウマエ谷	那賀町	字千本	木頭	1.38
16	モミエモン谷	那賀町		木頭	2.40
17	クチウマエ谷	那賀町		木頭	5.40
18	ダビガ谷	那賀町	字千本谷	木頭	0.30
19	千本コグマ谷	那賀町	字千本	木頭	0.27
20	千本ナカゴヤ谷	那賀町	字千本	木頭	0.96
21	千本 アカタニ	那賀町	千本	木頭	0.90
22	蔭 ニシノタニ	那賀町	蔭	木頭	1.50
23	大明地	那賀町	ウイノセ	木頭	2.40
24	トモギスウ谷	那賀町	船谷	木頭	1.50
25	船谷 1	那賀町	字船谷	木頭	0.72
26	船谷下 1	那賀町	船谷	木頭	0.72
27	船谷下 2	那賀町	船谷	木頭	0.90
28	船谷 2	那賀町	字コヤブ	木頭	0.60
29	大城	那賀町	字大城	木頭	1.95

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
30	久井谷	那賀町	字久井谷	木頭	16.50
31	大地平	那賀町	字大地平	木頭	2.61
32	六地藏	那賀町	字六地藏	木頭	0.31
33	髪無谷	那賀町	髪無谷	木頭	0.38
34	久留名	那賀町	字シモダイラ	木頭	0.19
35	下番	那賀町	字下番	木頭	0.56
36	クリウ谷	那賀町	西シ	木頭	0.60
37	折宇西谷	那賀町	字折宇谷	木頭	4.95
38	折宇東谷	那賀町	字折宇谷	木頭	3.30
39	カジュウ谷 西	那賀町		木頭	2.10
40	折宇カジュウ谷	那賀町	字折宇谷	木頭	2.88
41	石畳	那賀町	石畳	木頭	0.34
42	棚谷東俣	那賀町		木頭	0.24
43	棚谷西谷	那賀町	字中内	木頭	11.61
44	棚谷ツヅロ谷	那賀町	字棚谷向	木頭	0.30
45	棚谷ハッソウ谷	那賀町	字中内	木頭	2.52
46	棚谷キャトコ谷	那賀町	字棚谷	木頭	3.38
47	棚谷 ミヤン谷	那賀町	ミヤン谷	木頭	0.19
48	西宇トンネル西口	那賀町	下モ屋地	木頭	1.20
49	高ノ河谷	那賀町		木頭	5.40
50	瀬川	那賀町	字池野河山	木頭	3.60
51	猪山谷	那賀町	字池野河山	木頭	8.40
52	御朱印谷	那賀町	字御朱印谷山	木頭	6.63
53	藤十谷	那賀町		木頭	2.40
54	焼山谷	那賀町		木頭	3.60
55	湯桶谷	那賀町	湯桶山 12	木頭	0.96
56	湯桶	那賀町	字湯桶山 12	木頭	12.81
57	石原谷	那賀町	湯桶山	木頭	1.20
58	アブガ谷	那賀町		木頭	1.80
59	新平谷	那賀町	字湯桶山	木頭	1.89
60	テングの森	那賀町	字柄谷山	木頭	3.12
61	柄谷	那賀町	字柄谷山	木頭	13.50
62	石船谷	那賀町		木頭	1.50
63	ウツボ谷	那賀町		木頭	4.20
64	湯桶下	那賀町	字湯桶山 1-4	木頭	0.60

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
65	宇井ノ内上	那賀町	字宇井ノ内	木頭	4.80
66	南川大谷	那賀町	字大谷山	木頭	13.95
67	南川いぐちの谷	那賀町	字日早	木頭	3.30
68	アブラノ谷	那賀町		木頭	2.70
69	野久保谷	那賀町	字野久保山	木頭	24.60
70	ヒデコドチ谷	那賀町		木頭	4.20
71	拝久ノ谷	那賀町	拝ノ久	木頭	2.70
72	拝ノ久	那賀町	拝ノ久	木頭	0.39
73	西字	那賀町	中西	木頭	0.42
74	トチナミゾ	那賀町	字ナカニシ	木頭	0.15
75	白久ホキ谷	那賀町	字キタノ	木頭	2.64
76	白久ヒョウシガ谷	那賀町	字キタノ	木頭	4.32
77	白久谷	那賀町	字白久	木頭	0.12
78	和無田	那賀町	月谷	木頭	0.11
79	ナカゴ谷	那賀町	字ナカゴ	木頭	0.36
80	南宇陰谷	那賀町	字久多利	木頭	0.96
81	出原谷	那賀町	字出原谷	木頭	1.65
82	後谷	那賀町	後谷	木頭	1.08
83	チョウシヶ谷	那賀町	キウノリ	木頭	1.05
84	久則谷	那賀町	字久則谷	木頭	0.75
85	九文名	那賀町	字九文名	木頭	1.80
86	東蟬谷	那賀町	字東蟬谷	木頭	1.68
87	マキヤ谷	那賀町		木頭	2.10
88	蔭	那賀町	字本村	木頭	0.84
89	林谷	那賀町	野田ノ尾	木頭	2.10
90	海川口	那賀町	字ヒウラ	木頭	1.32
91	屋治谷	那賀町	下モ屋地、北野	木頭	1.58
92	ツヅラ谷	那賀町	面谷	木頭	2.70
93	ワル谷	那賀町	面谷	木頭	1.01
94	白石谷	那賀町	面谷	木頭	1.27
95	高野瀬3	那賀町	高野瀬	木頭	0.6
96	ワカサノタニ	那賀町	御朱印谷山	木頭	180.00
97	面谷	那賀町	面谷	木頭	0.54
98	ネゴロ谷	那賀町	千本	木頭	0.59
99	南川大谷上	那賀町	大谷山	木頭	4.92

番号	崩壊土砂流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		町村	字	地区名	
100	ケヤキ谷	那賀町		木頭	3.60
101	高野瀬4	那賀町	高野瀬	木頭	0.90
102	東蟬谷2	那賀町	東蟬谷	木頭	1.08
	合計	281箇所			901.53

7 地すべり危険箇所一覧

(1) 国土交通省所管

平成31年4月1日現在

整理番号	箇所		位置				面積 (ha)	人家戸 数(戸)
			郡市	町村	大字	地区名		
146	仁宇	ニウ	那賀	那賀町	仁宇	鷺敷	109.4	
153	長安(2)	ナガヤス(2)	那賀	那賀町	長安	上那賀	31.3	10
154	大殿	オオトノ	那賀	那賀町	大殿	上那賀	89.1	13
155	古屋	フルヤ	那賀	那賀町	古屋	上那賀	57.8	8
156	海川	カイカワ	那賀	那賀町	海川	上那賀	87.5	69
142	中沢谷	ナカサワダニ	那賀	那賀町	沢谷	木沢	68.8	3
143	寺内	テラウチ	那賀	那賀町	寺内	木沢	26.6	1
144	五倍木	フシノキ	那賀	那賀町	掛盤	木沢	42.2	7
145	名古ノ瀬	ナゴノセ	那賀	那賀町	掛盤	木沢	175.0	29
147	蟬谷	セミダニ	那賀	那賀町	助	木頭	82.8	10
148	菖蒲野	ショウブノ	那賀	那賀町	折宇	木頭	17.2	11
149	大城	オオシロ	那賀	那賀町	北川	木頭	53.1	15
150	棚谷	トチダニ	那賀	那賀町	折宇	木頭	40.6	12
151	日和田	ヒワダ	那賀	那賀町	北川	木頭	81.3	4
152	黒野田	クロノダ	那賀	那賀町	出原	木頭	104.7	
	合計	15箇所					1,067.4	192

(2) 農林水産省農村振興局所管

番号	地区名	1/2.5万 地形図名	所在地				地すべり危険箇所の概要		備考
			郡市	町村	大字	地区名	面積 (ha)	農業用施設	
18	拝宮上	長安口	那賀郡	那賀町	拝宮	上那賀	21	水路	
19	中内	阿波出原	那賀郡	那賀町	折宮	木頭	34	農道・水路	
20	黒野田	阿波出原	那賀郡	那賀町	出原	木頭	10	水路	

	井ノ谷		那賀郡	那賀町	井ノ谷	相生	32		
	合計	4箇所					65		

8 地すべり危険地区一覧

(1) 林野庁所管

平成31年4月1日現在

番号	地すべり危険地区 箇所名	所在地				面積 (ha)
		郡市	町村	字	地区名	
1	東尾	那賀郡	那賀町	東尾	上那賀	27.8
2	東尾東	那賀郡	那賀町	坂本	上那賀	35.0
3	木頭名	那賀郡	那賀町	日浦山	木沢	44.0
4	木頭名西	那賀郡	那賀町	日浦山袖山	木沢	21.5
5	阿津江	那賀郡	那賀町	秋月	木沢	41.0
	合計	5箇所				169.3

9 地すべり指定地一覧

(1) 農林水産省農村振興局所管

令和2年6月5日現在

番号	区域名	所在地			指定 年度	告示年月日 元 号	指定面積 (ha)
		町村	大字	地区名			
72	相生竹ヶ谷	那賀町	竹ヶ谷	相生	S48	S49. 2. 20	12.41
114	蔭谷	那賀町	蔭谷	相生	S62	S63. 3. 26	58.79
117	竹ヶ谷下	那賀町	竹ヶ谷	相生	S63	H 1. 3. 29	27.90
118	舞ヶ谷	那賀町	雄	相生	S63	H 1. 3. 29	32.10
136	花瀬	那賀町	花瀬	相生	S12	H13. 3. 21	17.12
75	拝宮	那賀町	拝宮	上那賀	S48	S49. 3. 12	16.45
125	轟	那賀町	拝宮	上那賀	H 3	H 3. 10. 24	34.80
128	菖蒲	那賀町	菖蒲	上那賀	H 4	H 4. 8. 27	17.02
27	高山平	那賀町	坂州	木沢	S39	S40. 1. 27	27.86
45	木沢出羽	那賀町	出羽	木沢	S44	S45. 3. 31	37.90
77	小畠	那賀町	小畠	木沢	S49	S50. 3. 13	21.71
95	当山	那賀町	当山	木沢	S55	S56. 2. 18	28.54
104	沢谷	那賀町	沢谷	木沢	S59	S60. 3. 30	37.12
113	寒谷	那賀町	寒谷	木沢	S61	S62. 3. 25	60.10
122	大用知	那賀町	坂州	木沢	H 1	H 2. 3. 29	27.90

10	助	那賀町	林	木頭	S37	S37. 12. 22	72. 92
59	木頭北川	那賀町	木頭北川	木頭	S47	S48. 3. 30	22. 38
73	南宇	那賀町	木頭南宇	木頭	S48	S49. 2. 20	39. 39
92	西宇	那賀町	木頭西宇	木頭	S54	S55. 3. 17	31. 92
106	和無田	那賀町	木頭和無田	木頭	S60	S61. 3. 25	26. 05
	合計	20箇所					650. 38

(2) 林野庁所管分

令和5年4月1日現在

番号	所在地				区域名	指定面積 (ha)
	郡市	町村	字	地区名		
15	那賀	那賀町	東尾	上那賀	東尾	14. 94
14	那賀	那賀町	木頭名	木沢	木頭名	107. 17
	合計	2 箇所				122. 11

10 地すべり防止区域一覧

(国土交通省所管分)

令和5年5月1日現在

No.	防止区域名	所在地			面積(ha)	人家戸数 (戸)
		郡市	町村	地区名		
269	朴野	那賀郡	那賀町	相生	38. 4	29
270	横石	那賀郡	那賀町	相生	183. 8	45
271	那賀大久保	那賀郡	那賀町	相生	104. 1	81
372	西納野	那賀郡	那賀町	相生	69. 72	58
272	那賀市宇	那賀郡	那賀町	上那賀	126. 9	40
273	松ノ木	那賀郡	那賀町	上那賀	44. 9	15
274	平谷	那賀郡	那賀町	上那賀	53. 9	135
275	音谷	那賀郡	那賀町	上那賀	72. 8	36
330	出合	那賀郡	那賀町	上那賀	52. 4	18
383	長安	那賀郡	那賀町	上那賀	52. 58	17
404	椎ノ尾	那賀郡	那賀町	上那賀	52. 3	30
276	広野	那賀郡	那賀町	木沢	59. 2	14
428	岩倉	那賀郡	那賀町	木沢	12. 2	14
277	川島	那賀郡	那賀町	木頭	37. 9	43
331	たいら	那賀郡	那賀町	木頭	6. 6	7

373	中谷	那賀郡	那賀町	木頭	150.1	18
	合計	16箇所			1,117.8	

11 土石流危険渓流一覧

定義

土石流危険渓流Ⅰ 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、又は、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流

(1) 土石流危険渓流Ⅰ

平成31年3月25日現在

渓流番号	溪 流 名			所 在 地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流 域 面積 (km ²)		警戒区域		特別警戒区域	
									指定年月日	番号	指定年月日	番号
鶯敷－Ⅰ－1	那賀川	那賀川	北地西谷	北地	鶯敷	0.25	0.04	5	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
鶯敷－Ⅰ－2	那賀川	那賀川	北地谷	北地	鶯敷	0.14	0.10	20	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
鶯敷－Ⅰ－3	那賀川	北地川	大地谷	北地	鶯敷	0.18	0.29	16	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
鶯敷－Ⅰ－4	那賀川	那賀川	東谷	北地	鶯敷	0.16	0.03	7	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
鶯敷－Ⅰ－5	那賀川	那賀川	露ヶ谷	北地	鶯敷	0.34	0.08	6	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
鶯敷－Ⅰ－6	那賀川	中山川	日ノ浦谷	日の浦	鶯敷	0.48	0.07	5	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－7	那賀川	中山川	上場合谷	日の浦	鶯敷	0.20	0.03	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－8	那賀川	唐杉谷川	唐杉谷	唐杉	鶯敷	0.30	0.54	5	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－11	那賀川	中山川	ケバタ谷	中山	鶯敷	0.49	0.09	9	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－12	那賀川	中山川	貞政谷	中山	鶯敷	0.25	0.45	7	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－13	那賀川	中山川	奥の谷	東内	鶯敷	0.55	0.14	6	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－14	那賀川	中山川	奥ノ谷	東内	鶯敷	0.16	0.04	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－15	那賀川	中山川	東内谷	東内	鶯敷	0.14	0.02	7	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－16	那賀川	中山川	井の木根谷	東内	鶯敷	0.11	0.02	5	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鶯敷－Ⅰ－17	那賀川	中山川	井の谷	八幡原	鶯敷	0.51	0.10	5	H23.3.24	168	H23.3.24	170
鶯敷－Ⅰ－18	那賀川	中山川	堂ヶ谷	八幡原	鶯敷	0.58	0.25	5	H23.3.24	168	H23.3.24	170
鶯敷－Ⅰ－19	那賀川	南川	梶ヶ谷	南川	鶯敷	0.32	0.06	11	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鶯敷－Ⅰ－20	那賀川	南川	(変電所谷)	南川	鶯敷	0.12	0.02	0	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鶯敷－Ⅰ－21	那賀川	南川	南川一ノ谷	南川	鶯敷	0.14	0.03	7	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鶯敷－Ⅰ－22	那賀川	南川	女ヶ谷	南川	鶯敷	0.30	0.14	0	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鶯敷－Ⅰ－23	那賀川	南川	女ヶ谷	南川	鶯敷	0.11	0.11	0	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鶯敷－Ⅰ－24	那賀川	南川	中谷	南川	鶯敷	0.16	0.03	5	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鶯敷－Ⅰ－25	那賀川	南川	(徳井谷)	南川	鶯敷	0.28	0.02	6	H31.3.19	157	H31.3.19	158

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
鷲敷－Ⅰ－26	那賀川	南川	南川三ノ谷	南川	鷲敷	0.09	0.01	5	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鷲敷－Ⅰ－27	那賀川	那賀川	天狗谷	土佐	鷲敷	0.17	0.01	4				
鷲敷－Ⅰ－28	那賀川	那賀川	土佐町川	土佐	鷲敷	0.15	0.06	22				
鷲敷－Ⅰ－29	那賀川	那賀川	天王谷	土佐	鷲敷	0.07	0.01	7	H22.3.19	139	H22.3.19	140
鷲敷－Ⅰ－30	那賀川	那賀川	幸の谷	土佐	鷲敷	0.05	0.01	12	H22.3.19	139	H22.3.19	140
鷲敷－Ⅰ－31	那賀川	那賀川	セゴ谷	松の木	鷲敷	0.16	0.02	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鷲敷－Ⅰ－32	那賀川	那賀川	栗の木谷	松の木	鷲敷	0.27	0.04	5	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷲敷－Ⅰ－33	那賀川	那賀川	石橋一ノ谷	松の木	鷲敷	0.20	0.02	2	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷲敷－Ⅰ－34	那賀川	那賀川	からす谷	石橋	鷲敷	0.22	0.08	8	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷲敷－Ⅰ－35	那賀川	那賀川	佐山谷	石橋	鷲敷	0.10	0.03	10	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷲敷－Ⅰ－36	那賀川	那賀川	阿井谷	石橋	鷲敷	0.22	0.02	6	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷲敷－Ⅰ－37	那賀川	阿井川	田の谷	阿井	鷲敷	0.54	0.15	5	H22.3.19	139	H22.3.19	140
鷲敷－Ⅰ－38	那賀川	阿井川	湯ヤ谷	阿井	鷲敷	0.13	0.06	7	H22.3.19	139	H22.3.19	140
鷲敷－Ⅰ－39	那賀川	阿井川	六礼石谷	阿井	鷲敷	0.14	0.03	14	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鷲敷－Ⅰ－40	那賀川	那賀川	王子前谷	仁宇	鷲敷	0.01	0.04	5	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鷲敷－Ⅰ－41	那賀川	仙ヶ谷川	仙ヶ谷	仁宇	鷲敷	0.98	0.96	17	H31.3.19	157	-	-
相生－Ⅰ－1	那賀川	那賀川	(大板谷)	鎌瀬	相生	0.01	0.04	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅰ－2	那賀川	那賀川	(鎌瀬東谷)	鎌瀬	相生	0.21	0.02	5	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅰ－3	那賀川	大張谷川	大張谷	横石	相生	0.44	0.41	7	H29.5.23	294	H29.2.21	295
相生－Ⅰ－4	那賀川	那賀川	せじょう谷	花瀬	相生	0.43	0.16	5	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅰ－5	那賀川	那賀川	(日野谷谷)	日浦	相生	0.03	0.15	0	H29.5.23	294	H29.2.21	295
相生－Ⅰ－6	那賀川	那賀川	西の谷	朴野上	相生	0.10	0.02	4	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅰ－7	那賀川	那賀川	東谷	朴野上	相生	0.25	0.10	8	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅰ－8	那賀川	那賀川	下原谷	下原	相生	0.14	0.04	7	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅰ－9	那賀川	那賀川	西納野川	木屋谷	相生	0.18	0.02	10	H26.3.28	202	H26.3.28	203
相生－Ⅰ－10	那賀川	那賀川	かんさこ谷	木屋谷	相生	0.10	0.04	5	H26.3.28	202	H26.3.28	203
相生－Ⅰ－11	那賀川	紅葉川	ツヅラ谷	西納	相生	1.03	0.60	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅰ－12	那賀川	紅葉川	竹ヶ谷	竹ヶ谷	相生	1.32	2.81	4	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅰ－13	那賀川	紅葉川	高杉谷	竹ヶ谷	相生	0.39	0.16	0	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅰ－14	那賀川	紅葉川	庵の谷	西納	相生	0.16	0.04	6	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅰ－15	那賀川	紅葉川	川島谷	請ノ谷	相生	0.52	0.17	11	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅰ－16	那賀川	那賀川	八丁谷	大久保	相生	0.22	0.13	9	H26.3.28	202	H26.3.28	203

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
相生－Ⅰ－17	那賀川	那賀川	川口谷	川口	相生	0.26	0.06	0	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅰ－18	那賀川	那賀川	立見谷	吉野下	相生	0.29	0.03	5	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅰ－19	那賀川	那賀川	ほうり谷	吉野下	相生	0.21	0.05	6	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅰ－20	那賀川	那賀川	延野一ノ谷	駅	相生	0.04	0.01	6	H23.3.24	168	H23.3.24	170
相生－Ⅰ－21	那賀川	延野川	延野二ノ谷	駅	相生	0.10	0.01	5	H23.3.24	168	H23.3.24	170
相生－Ⅰ－22	那賀川	延野川	延野三ノ谷	駅	相生	0.11	0.01	12	H23.3.24	168	H23.3.24	170
相生－Ⅰ－23	那賀川	延野川	延野四ノ谷	駅	相生	0.09	0.02	10	H23.3.24	168	H23.3.24	170
相生－Ⅰ－24	那賀川	延野川	吉野谷	延野	相生	0.11	0.01	6	H23.3.24	168	H23.3.24	170
相生－Ⅰ－25	那賀川	延野川	殿谷川	延野	相生	0.29	0.11	10	H23.3.24	168	H23.3.24	170
相生－Ⅰ－26	那賀川	延野川	寒谷	入野	相生	0.12	0.05	6	H23.3.24	168	H23.3.24	170
相生－Ⅰ－27	那賀川	延野川	暮谷	入野	相生	0.50	0.30	10	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－28	那賀川	延野川	大谷	入野	相生	0.36	0.24	9	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－29	那賀川	延野川	岡の谷川	入野	相生	0.24	0.08	5	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－30	那賀川	さぬき川	入野北谷	牛輪	相生	0.21	0.07	6	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－31	那賀川	さぬき川	いしとう谷	牛輪	相生	0.30	0.05	5	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－32	那賀川	さぬき川	薬師谷	牛輪	相生	0.22	0.07	5	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－33	那賀川	谷内川	大平野谷	平野	相生	0.21	0.04	2	H30.1.26	43	H30.1.26	44
相生－Ⅰ－34	那賀川	谷内川	吉内谷	平野	相生	0.43	0.08	1	H30.1.26	43	－	－
相生－Ⅰ－35	那賀川	谷内川	大国一号谷	鮎川	相生	0.26	0.03	5	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－36	那賀川	谷内川	大国二号谷	鮎川	相生	0.06	0.02	5	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－37	那賀川	谷内川	大国三号谷	鮎川	相生	0.07	0.02	5	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－38	那賀川	那賀川	(大国五号谷)	鮎川	相生	0.07	0.02	1	H22.3.19	139	H22.3.19	140
相生－Ⅰ－39	那賀川	那賀川	井の谷川	朝生	相生	0.18	0.06	7	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅰ－40	那賀川	那賀川	尻うち谷川	朝生	相生	0.20	0.03	10	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀－Ⅰ－1	那賀川	那賀川	小計谷	小計	上那賀	0.26	0.02	3	H30.1.26	43	－	－
上那賀－Ⅰ－2	那賀川	古屋谷川	東畑谷	深森	上那賀	1.33	0.06	7	H22.3.19	139	H22.3.19	140
上那賀－Ⅰ－3	那賀川	那賀川	井ツミ谷	下御所谷	上那賀	0.70	0.18	3	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀－Ⅰ－4	那賀川	丈ヶ谷川	(半名谷)	平谷	上那賀	0.15	0.07	14	H22.3.19	139	H22.3.19	140
上那賀－Ⅰ－5	那賀川	丈ヶ谷川	ほ谷	横畑	上那賀	0.30	0.02	12	H21.3.2	131	H21.3.2	134
上那賀－Ⅰ－6	那賀川	丈ヶ谷川	木屋ヶ谷	御所谷	上那賀	0.13	0.28	6	H21.3.2	131	H21.3.2	134
上那賀－Ⅰ－7	那賀川	丈ヶ谷川	御所谷一ノ谷	御所谷	上那賀	0.14	0.34	35	H21.3.2	131	H21.3.2	134
上那賀－Ⅰ－8	那賀川	那賀川	堂森谷	柳瀬	上那賀	0.24	0.04	17	H30.1.26	43	H30.1.26	44

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
上那賀ーⅠー10	那賀川	林谷川	林谷口川	林谷	上那賀	0.37	0.90	0	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀ーⅠー12	那賀川	那賀川	フロン谷	市宇	上那賀	0.16	0.07	17	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀ーⅠー13	那賀川	那賀川	鳥砂谷	中内	上那賀	0.54	0.12	5	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀ーⅠー14	那賀川	那賀川	春森一ノ谷	春森	上那賀	0.32	0.05	4	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀ーⅠー15	那賀川	那賀川	春森二ノ谷	春森	上那賀	0.13	0.05	3	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀ーⅠー16	那賀川	菖蒲谷川	坂本谷	長安	上那賀	0.21	0.09	2	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀ーⅠー17	那賀川	那賀川	箸谷	小浜	上那賀	0.54	0.03	5	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀ーⅠー18	那賀川	那賀川	全集谷	小浜	上那賀	0.90	0.03	8	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀ーⅠー19	那賀川	那賀川	西の谷	小浜	上那賀	0.44	0.07	18	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀ーⅠー20	那賀川	那賀川	小浜谷	小浜	上那賀	0.07	0.12	9	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀ーⅠー21	那賀川	那賀川	惣戸谷	小浜	上那賀	0.18	0.19	6	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀ーⅠー22	那賀川	那賀川	西ノ谷	臼ヶ谷	上那賀	0.20	0.09	3	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀ーⅠー23	那賀川	那賀川	舟戸谷	臼ヶ谷	上那賀	0.60	0.18	2	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀ーⅠー24	那賀川	那賀川	臼ヶ谷	臼ヶ谷	上那賀	1.47	1.60	5	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀ーⅠー25	那賀川	那賀川	池の上谷	桜谷	上那賀	0.96	0.10	6	H30.1.26	43	H30.1.26	44
木沢ーⅠー1	那賀川	坂州木頭川	丈ヶ谷	高山平	木沢	0.35	0.34	8	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー2	那賀川	坂州木頭川	火の口谷	寒谷	木沢	0.10	0.02	8	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー3	那賀川	坂州木頭川	こらん谷	寒谷	木沢	0.71	0.17	8	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー4	那賀川	坂州木頭川	松木谷	寒谷	木沢	0.57	0.21	10	H30.3.29	221	-	-
木沢ーⅠー5	那賀川	坂州木頭川	かしじ谷	寒谷	木沢	0.38	0.09	10	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー6	那賀川	坂州木頭川	見堂谷	寒谷	木沢	1.06	0.78	10	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー7	那賀川	坂州木頭川	たまんきら谷	寒谷	木沢	0.26	0.15	11	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー8	那賀川	坂州木頭川	西峰谷	寒谷	木沢	0.22	0.15	11	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー9	那賀川	坂州木頭川	森谷	寒谷	木沢	0.26	0.05	11	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー10	那賀川	坂州木頭川	ふるつえ谷	寒谷	木沢	0.12	0.02	3	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー11	那賀川	坂州木頭川	出口谷	寒谷	木沢	0.04	0.01	9	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー13	那賀川	藤ヶ谷川	藤ヶ内谷川	川成	木沢	2.13	7.14	9				
木沢ーⅠー14	那賀川	坂州木頭川	ミサゴ谷	向工	木沢	0.39	0.08	8	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢ーⅠー15	那賀川	坂州木頭川	寺谷	向工	木沢	1.06	0.70	16	H30.3.29	221	-	-
木沢ーⅠー16	那賀川	坂州木頭川	ウツユ川	木頭上	木沢	0.87	0.56	5	H27.3.31	239	-	-
木頭ーⅠー1	那賀川	那賀川	中江谷	蔭	木頭	0.16	0.19	8	H21.5.20	310	H21.5.20	311
木頭ーⅠー3	那賀川	那賀川	東谷	南宇	木頭	0.30	0.07	6	H29.2.21	77	H29.2.21	78

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
木頭－Ⅰ－４	那賀川	那賀川	小薮沢	小薮	木頭	0.38	0.08	3	H23. 8. 25	563	H23. 8. 25	565
木頭－Ⅰ－５	那賀川	那賀川	ドウノ谷	大城	木頭	0.33	0.06	9	H23. 8. 25	563	H23. 8. 25	565
木頭－Ⅰ－６	那賀川	那賀川	弥二谷	六地藏	木頭	0.16	0.09	6	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
木頭－Ⅰ－７	那賀川	那賀川	ハリノキユウ谷	久留名	木頭	0.30	0.16	5	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
木頭－Ⅰ－８	那賀川	棚谷川	棚谷	棚谷	木頭	0.10	0.05	0	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
木頭－Ⅰ－９	那賀川	那賀川	西バン谷	西宇	木頭	0.07	0.07	10	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
木頭－Ⅰ－10	那賀川	那賀川	ヨネガ谷	西宇	木頭	0.31	0.22	8	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
木頭－Ⅰ－11	那賀川	那賀川	天神谷	西宇	木頭	0.86	0.53	7	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
木頭－Ⅰ－13	那賀川	那賀川	西谷	白久	木頭	1.26	0.40	6	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
木頭－Ⅰ－14	那賀川	那賀川	カジカブ谷	白久	木頭	0.21	0.03	5	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
木頭－Ⅰ－15	那賀川	那賀川	庵ノ谷	出原	木頭	0.25	0.05	9	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
木頭－Ⅰ－16	那賀川	那賀川	冬口谷	冬口	木頭	0.51	0.43	3	H21. 5. 20	310	—	—
	合計		131箇所			44.29	27.69					

(2) 土石流危険溪流Ⅱ

平成31年3月31日現在

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
鷺敷－Ⅱ－１	那賀川	那賀川	(北地下谷)	北地	鷺敷	0.15	0.02	3	H21. 3. 2	131	H21. 3. 2	134
鷺敷－Ⅱ－２	那賀川	中山川	なん谷	小延	鷺敷	0.12	0.01	3	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－３	那賀川	中山川	よゆう谷	日の浦	鷺敷	0.07	0.02	1	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－４	那賀川	中山川	どん川	日の浦	鷺敷	0.10	0.02	1	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－５	那賀川	中山川	国近谷	下司名	鷺敷	0.06	0.05	4	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－６	那賀川	中山川	国近谷	下司名	鷺敷	0.42	0.32	3	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－７	那賀川	中山川	唐杉谷支溪	西が原	鷺敷	0.33	0.03	1	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－８	那賀川	中山川	貞政谷支溪	かはら	鷺敷	0.16	0.02	1	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－９	那賀川	中山川	千歩谷	中山	鷺敷	0.04	0.03	3	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－10	那賀川	中山川	生杉谷	中山	鷺敷	0.39	0.04	3	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－11	那賀川	中山川	生杉南谷	中山	鷺敷	0.04	0.01	3	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－12	那賀川	中山川	暮石谷	生杉	鷺敷	0.31	0.15	3	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78
鷺敷－Ⅱ－13	那賀川	中山川	いの谷	生杉	鷺敷	0.15	0.03	3	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
鷺敷－Ⅱ－14	那賀川	中山川	玉ノ木谷	東内	鷺敷	0.07	0.03	4	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鷺敷－Ⅱ－15	那賀川	中山川	東内谷	東内	鷺敷	0.10	0.03	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鷺敷－Ⅱ－16	那賀川	中山川	こかじや谷	小延	鷺敷	0.39	0.23	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鷺敷－Ⅱ－17	那賀川	中山川	和食郷一ノ谷	八幡原	鷺敷	0.12	0.01	1	H23.3.24	168	H23.3.24	170
鷺敷－Ⅱ－18	那賀川	南川	南川二ノ谷	南川	鷺敷	0.13	0.03	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鷺敷－Ⅱ－19	那賀川	那賀川	朴谷	松の木	鷺敷	0.24	0.02	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鷺敷－Ⅱ－20	那賀川	那賀川	本谷	松の木	鷺敷	0.21	0.03	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鷺敷－Ⅱ－21	那賀川	那賀川	丹谷	松の木	鷺敷	0.13	0.01	2	H31.3.19	157	H31.3.19	158
鷺敷－Ⅱ－22	那賀川	谷内川	天狗谷	阿井	鷺敷	0.35	0.23	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鷺敷－Ⅱ－23	那賀川	谷内川	湯谷	阿井	鷺敷	0.20	0.05	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
鷺敷－Ⅱ－24	那賀川	那賀川	(松の木南谷)	松の木	鷺敷	0.11	0.01	2	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷺敷－Ⅱ－25	那賀川	那賀川	松ノ木一ノ谷	松の木	鷺敷	0.08	0.01	4	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷺敷－Ⅱ－26	那賀川	那賀川	(手束谷)	松の木	鷺敷	0.03	0.01	2	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷺敷－Ⅱ－27	那賀川	那賀川	シトド谷	松の木	鷺敷	0.22	0.01	2	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷺敷－Ⅱ－28	那賀川	那賀川	ナカブラ谷	松の木	鷺敷	0.02	0.03	3	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷺敷－Ⅱ－29	那賀川	那賀川	石橋二ノ谷	石橋	鷺敷	0.12	0.04	3	H21.10.30	653	—	—
鷺敷－Ⅱ－30	那賀川	那賀川	幸の谷	石橋	鷺敷	0.29	0.16	3	H21.10.30	653	H21.10.30	654
鷺敷－Ⅱ－31	那賀川	那賀川	(原谷)	阿井	鷺敷	0.07	0.01	2	H22.3.19	139	H22.3.19	140
鷺敷－Ⅱ－32	那賀川	阿井川	阿井川	阿井	鷺敷	0.10	0.02	2	H22.3.19	139	H22.3.19	140
鷺敷－Ⅱ－33	那賀川	那賀川	(田野谷)	田野	鷺敷	0.12	0.01	3	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－1	那賀川	那賀川	圓谷	下雄	相生	0.11	0.01	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－2	那賀川	那賀川	南谷	中雄	相生	0.05	0.01	3	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－3	那賀川	那賀川	入の谷	上雄	相生	0.22	0.07	2	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－4	那賀川	赤松川	小谷	舞ヶ谷	相生	0.20	0.04	4	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－5	那賀川	赤松川	(花折1号谷)	向原	相生	0.15	0.04	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－6	那賀川	赤松川	(花折2号谷)	向原	相生	0.16	0.04	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－7	那賀川	赤松川	向原谷	向原	相生	0.15	0.01	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－8	那賀川	赤松川	向原下谷	向原	相生	0.13	0.08	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－9	那賀川	赤松川	(葛木谷)	向原	相生	0.15	0.09	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－10	那賀川	那賀川	鎌瀬谷	鎌瀬	相生	0.16	0.05	2	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－11	那賀川	大張谷川	露の木谷	横石	相生	0.32	0.24	2	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－12	那賀川	北浦谷川	北浦谷	横石	相生	0.09	0.14	2	H29.5.23	294	H29.5.23	295

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
相生－Ⅱ－13	那賀川	北浦谷川	丈谷	横石	相生	0.18	0.06	2	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－14	那賀川	北浦谷川	中傍示谷	横石	相生	0.16	0.02	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－15	那賀川	北浦谷川	(中傍示小谷)	横石	相生	0.07	0.01	4	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－16	那賀川	北浦谷川	横石谷	横石	相生	0.12	0.15	4	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－17	那賀川	那賀川	と屋敷谷	蔭谷南	相生	0.27	0.15	1	H26.8.25	589	H26.8.25	590
相生－Ⅱ－18	那賀川	那賀川	せじょう谷	花瀬	相生	0.43	0.07	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－19	那賀川	那賀川	(池ノ谷)	日浦	相生	1.30	0.46	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－20	那賀川	紅葉川	桑ノ木谷	請ノ谷	相生	0.80	0.24	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－21	那賀川	紅葉川	(上平間谷)	請ノ谷	相生	0.25	0.11	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－22	那賀川	紅葉川	(杉ノ木谷)	西納	相生	0.18	0.06	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－23	那賀川	紅葉川	(杉ノ木小谷)	西納	相生	0.11	0.03	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－24	那賀川	紅葉川	西地谷	西納	相生	0.32	0.10	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－25	那賀川	紅葉川	因幡谷川	竹ヶ谷	相生	0.20	0.08	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅱ－26	那賀川	紅葉川	近江谷川	竹ヶ谷	相生	0.23	0.06	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅱ－27	那賀川	紅葉川	樫谷川	竹ヶ谷	相生	0.90	0.50	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅱ－28	那賀川	紅葉川	猪ノ奥谷	竹ヶ谷	相生	1.12	0.59	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅱ－29	那賀川	紅葉川	森ノ岡谷	竹ヶ谷	相生	0.60	0.11	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅱ－30	那賀川	紅葉川	円山谷川	竹ヶ谷	相生	0.80	0.61	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
相生－Ⅱ－31	那賀川	紅葉川	(坂本谷)	内山	相生	0.03	0.03	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－32	那賀川	紅葉川	久望谷	内山	相生	1.10	1.02	2	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－33	那賀川	紅葉川	(橋本谷)	内山	相生	0.97	0.24	2	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－34	那賀川	紅葉川	(堂ノ岡谷)	内山	相生	0.84	0.29	2	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－35	那賀川	紅葉川	鉢谷川	相名	相生	0.26	0.14	4	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－36	那賀川	紅葉川	(立割北谷)	相名	相生	0.26	0.03	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－37	那賀川	紅葉川	タチワリ谷	相名	相生	0.41	0.08	3	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－38	那賀川	紅葉川	堂ノ岡谷	相名	相生	0.03	0.07	1	H31.3.19	157	H31.3.19	158
相生－Ⅱ－39	那賀川	紅葉川	柿迫谷	請ノ谷	相生	0.29	0.09	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－40	那賀川	那賀川	ハザ谷	大久保	相生	0.18	0.01	1	H26.3.28	202	H26.3.28	203
相生－Ⅱ－41	那賀川	那賀川	(北ノ名谷)	大久保	相生	0.68	0.30	1	H26.3.28	202	H26.3.28	203
相生－Ⅱ－42	那賀川	那賀川	(ヤギ谷)	吉野下	相生	0.16	0.02	1	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－43	那賀川	那賀川	イノ谷	吉野下	相生	0.44	0.11	3	H29.5.23	294	H29.5.23	295
相生－Ⅱ－44	那賀川	那賀川	(横谷)	段所	相生	0.07	0.01	2	H23.3.24	168	H23.3.24	170

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
相生－Ⅱ－45	那賀川	延野川	松ノ久保谷	延野	相生	0.13	0.01	1	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
相生－Ⅱ－46	那賀川	延野川	入野下谷	延野	相生	0.22	0.03	1	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
相生－Ⅱ－47	那賀川	延野川	入野南谷	入野	相生	0.23	0.06	4	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
相生－Ⅱ－48	那賀川	延野川	堂ノハナ谷	延野	相生	0.10	0.01	1	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
相生－Ⅱ－49	那賀川	谷内川	(蛭子小谷)	鮎川	相生	0.22	0.02	2	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
相生－Ⅱ－50	那賀川	さぬき川	ジョン谷	鮎川	相生	0.28	0.03	2	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
相生－Ⅱ－51	那賀川	さぬき川	蛭子谷	鮎川	相生	0.24	0.03	1	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
相生－Ⅱ－52	那賀川	さぬき川	東ばた谷	牛輪	相生	0.32	0.06	2	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
相生－Ⅱ－53	那賀川	谷内川	(田和ノ前谷)	平野	相生	0.10	0.02	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－54	那賀川	谷内川	アシ谷	平野	相生	0.34	0.21	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－55	那賀川	井ノ谷川	蔭谷	平野	相生	0.17	0.64	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－56	那賀川	井ノ谷川	井の谷	平野	相生	1.19	1.45	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－57	那賀川	井ノ谷川	井ノ谷	平野	相生	0.34	0.10	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－58	那賀川	井ノ谷川	井ノ谷東谷	平野	相生	0.08	0.01	2	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－59	那賀川	谷内川	坪井谷	平野	相生	0.51	0.08	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－60	那賀川	谷内川	剣上谷	平野	相生	0.17	0.02	2	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－61	那賀川	辺川	松葉谷	平野	相生	0.08	0.01	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
相生－Ⅱ－62	那賀川	谷内川	東谷一ノ谷	榎谷	相生	0.07	0.02	1	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
相生－Ⅱ－63	那賀川	谷内川	榎谷川	榎谷	相生	0.41	0.23	3	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	158
相生－Ⅱ－64	那賀川	谷内川	(桑内容)	馬路	相生	0.10	0.02	1	H31. 3. 19	157	H31. 3. 19	157
相生－Ⅱ－65	那賀川	谷内川	長谷川	谷内	相生	0.25	0.05	3	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
相生－Ⅱ－66	那賀川	谷内川	(大国四号谷)	鮎川	相生	0.16	0.02	4	H22. 3. 19	139	—	—
上那賀－Ⅱ－1	那賀川	那賀川	井谷	兎ノ藪	上那賀	0.49	0.11	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
上那賀－Ⅱ－2	那賀川	那賀川	(露口谷)	兎ノ藪	上那賀	0.25	0.23	1	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
上那賀－Ⅱ－3	那賀川	古屋谷川	(古田谷)	深森	上那賀	0.14	0.02	3	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
上那賀－Ⅱ－4	那賀川	古屋谷川	谷山北谷	谷山	上那賀	0.15	0.23	3	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
上那賀－Ⅱ－5	那賀川	古屋谷川	谷山奥谷	谷山	上那賀	0.14	0.20	3	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
上那賀－Ⅱ－6	那賀川	古屋谷川	(クルス谷)	川俣	上那賀	0.55	0.08	3	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
上那賀－Ⅱ－7	那賀川	古屋谷川	大見谷	川俣	上那賀	0.13	0.96	3	H22. 3. 19	139	H22. 3. 19	140
上那賀－Ⅱ－8	那賀川	古屋谷川	ミョウガ谷	野々尻	上那賀	0.37	0.10	1	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
上那賀－Ⅱ－9	那賀川	那賀川	大戸谷	大戸	上那賀	0.65	0.03	3	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
上那賀－Ⅱ－10	那賀川	那賀川	カツラ谷	下御所谷	上那賀	0.16	0.10	1	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
上那賀-Ⅱ-11	那賀川	那賀川	(川ナロ谷)	白鯛	上那賀	0.21	0.17	2	H26.3.28	202	H26.3.28	203
上那賀-Ⅱ-12	那賀川	宮ヶ谷川	(宮ヶ谷小谷)	宮ヶ谷	上那賀	0.50	0.03	1	H26.3.28	202	H26.3.28	203
上那賀-Ⅱ-13	那賀川	宮ヶ谷川	宮ヶ谷	宮ヶ谷	上那賀	0.12	0.98	4	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-14	那賀川	宮ヶ谷川	(下モ日浦谷)	宮ヶ谷	上那賀	0.28	0.01	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-15	那賀川	宮ヶ谷川	シキ谷	平谷	上那賀	0.20	0.02	1	H22.3.19	139	H22.3.19	140
上那賀-Ⅱ-16	那賀川	丈ヶ谷川	鬼川内谷	西ノ内	上那賀	0.14	0.04	4	H21.3.2	131	H21.3.2	134
上那賀-Ⅱ-17	那賀川	丈ヶ谷川	(鬼川内南谷)	西ノ内	上那賀	0.12	0.02	1	H21.3.2	131	H21.3.2	134
上那賀-Ⅱ-18	那賀川	丈ヶ谷川	イノキ谷	丈ヶ谷	上那賀	0.02	0.20	1	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀-Ⅱ-19	那賀川	成瀬川	(成瀬向谷)	中尾	上那賀	0.58	0.08	1	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀-Ⅱ-20	那賀川	成瀬川	カマタキ谷	久保	上那賀	0.56	0.55	4	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀-Ⅱ-21	那賀川	成瀬川	(イチサコ谷)	成瀬	上那賀	0.11	0.06	1	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀-Ⅱ-22	那賀川	成瀬川	忠ヶ谷	忠ヶ谷	上那賀	0.03	0.06	2	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀-Ⅱ-23	那賀川	成瀬川	(松ノ木小谷)	忠ヶ谷	上那賀	0.33	0.04	1	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀-Ⅱ-24	那賀川	成瀬川	松ノ木谷	忠ヶ谷	上那賀	0.31	0.31	1	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀-Ⅱ-25	那賀川	成瀬川	横磯谷	忠ヶ谷	上那賀	0.78	0.11	2	H23.3.24	168	H23.3.24	170
上那賀-Ⅱ-26	那賀川	丈ヶ谷川	御所谷二ノ谷	御所谷	上那賀	0.23	0.02	2	H21.3.2	131	H21.3.2	134
上那賀-Ⅱ-27	那賀川	丈ヶ谷川	ガラ谷	御所谷	上那賀	0.04	0.06	2	H21.3.2	131	H21.3.2	134
上那賀-Ⅱ-28	那賀川	那賀川	姥ヶ谷	姥ヶ谷	上那賀	0.14	0.34	1	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀-Ⅱ-29	那賀川	海川谷川	じょうぐち谷	海川東	上那賀	0.34	0.23	2	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-30	那賀川	海川谷川	海川東谷川	海川東	上那賀	0.18	0.42	2	H30.3.29	221	-	-
上那賀-Ⅱ-31	那賀川	海川谷川	上海川谷	上海川	上那賀	0.09	0.16	3	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-32	那賀川	林谷川	林谷川	林谷	上那賀	0.19	1.28	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-33	那賀川	林谷川	(稲久保谷)	林谷	上那賀	0.07	0.19	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-34	那賀川	那賀川	椎ノ尾谷	椎ノ尾	上那賀	0.46	0.43	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-35	那賀川	那賀川	中内一ノ谷	中内	上那賀	0.44	0.08	4	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-36	那賀川	那賀川	中内谷	中内	上那賀	0.06	0.29	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-37	那賀川	那賀川	セガ谷	中内	上那賀	0.38	0.24	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-38	那賀川	那賀川	山ノ神谷	中内	上那賀	0.17	0.16	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-39	那賀川	拝宮谷川	向佃谷	拝宮口	上那賀	0.29	0.32	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-40	那賀川	拝宮谷川	杉並谷	拝宮	上那賀	0.20	0.08	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-41	那賀川	拝宮谷川	西ノ谷一ノ谷	西ノ谷	上那賀	0.10	0.05	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-42	那賀川	拝宮谷川	松元谷	轟	上那賀	0.13	0.20	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
上那賀-Ⅱ-43	那賀川	拝宮谷川	轟谷川	轟	上那賀	0.25	0.38	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-44	那賀川	拝宮谷川	(栗坂北谷)	栗坂	上那賀	0.32	0.05	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-45	那賀川	拝宮谷川	(東尾谷)	栗坂	上那賀	0.26	0.07	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-46	那賀川	拝宮谷川	栗坂谷	栗坂	上那賀	0.26	0.10	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-47	那賀川	拝宮谷川	フルヤ谷	西ノ谷	上那賀	0.13	0.03	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
上那賀-Ⅱ-48	那賀川	那賀川	(出合谷)	日真	上那賀	0.17	0.14	1				
上那賀-Ⅱ-49	那賀川	菖蒲谷川	徳ヶ谷	長安	上那賀	0.09	0.07	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-50	那賀川	菖蒲谷川	岸ノ下谷	長安	上那賀	0.17	0.25	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-51	那賀川	菖蒲谷川	藤ノ平谷	桧曽根	上那賀	0.30	0.32	3	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-52	那賀川	菖蒲谷川	(上出合谷)	菖蒲	上那賀	0.51	0.05	1	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀-Ⅱ-53	那賀川	菖蒲谷川	徳ヶ谷	菖蒲	上那賀	0.48	0.09	1	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀-Ⅱ-54	那賀川	菖蒲谷川	小屋谷	菖蒲	上那賀	0.29	0.52	1	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀-Ⅱ-55	那賀川	那賀川	峯谷	臼ヶ谷	上那賀	0.24	0.29	2	H30.3.29	221	H30.3.29	222
上那賀-Ⅱ-56	那賀川	那賀川	(中村谷)	兎ノ藪	上那賀	1.85	0.04	1	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀-Ⅱ-57	那賀川	那賀川	(大佐古谷)	水崎	上那賀	0.58	0.05	2	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀-Ⅱ-58	那賀川	那賀川	(下水崎谷)	下水崎	上那賀	0.17	0.03	1	H30.1.26	43	H30.1.26	44
上那賀-Ⅱ-59	那賀川	那賀川	(正木谷)	正木谷	上那賀	0.33	0.56	1	H30.1.26	43	H30.1.26	44
木沢-Ⅱ-1	那賀川	坂州木頭川	寒谷	寒谷	木沢	0.09	0.02	3	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-2	那賀川	坂州木頭川	セチャ谷	追立	木沢	0.06	0.03	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-3	那賀川	坂州木頭川	森谷	井堀	木沢	0.70	0.28	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-4	那賀川	坂州木頭川	(大用知谷)	坂洲	木沢	0.12	0.03	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-5	那賀川	坂州木頭川	日浦谷	日浦	木沢	0.65	0.56	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-6	那賀川	坂州木頭川	横谷	横谷	木沢	0.05	0.14	2	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-7	那賀川	坂州木頭川	(嫁ヶ瀧谷)	下沢谷	木沢	0.63	0.31	2				
木沢-Ⅱ-8	那賀川	坂州木頭川	(中西谷)	下沢谷	木沢	0.17	0.09	2	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-9	那賀川	坂州木頭川	(中沢谷)	中沢谷	木沢	0.34	0.14	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-10	那賀川	泉谷川	立石谷	寺内	木沢	0.07	0.11	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-11	那賀川	大美谷川	(上屋敷谷)	木頭名	木沢	0.05	0.05	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-12	那賀川	大美谷川	西次谷	木頭名	木沢	0.19	0.12	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-13	那賀川	大美谷川	(棚平谷)	棚平	木沢	0.10	0.03	2	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-14	那賀川	大美谷川	下屋敷	当山	木沢	0.15	0.06	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢-Ⅱ-15	那賀川	大美谷川	当山谷	当山	木沢	0.11	0.05	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222

溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		保全 対象 人家 戸数	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
									警戒区域		特別警戒区域	
	水系名	河川名	溪流名	字	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)		指定年月日	番号	指定年月日	番号
木沢－Ⅱ－16	那賀川	大美谷川	竹原佐古	当山	木沢	0.21	0.03	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢－Ⅱ－17	那賀川	大美谷川	横迫谷	当山	木沢	0.16	0.04	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢－Ⅱ－18	那賀川	坂州木頭川	寒谷川	向工	木沢	0.06	0.02	2	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢－Ⅱ－19	那賀川	坂州木頭川	(松ノ尾西谷)	松ノ尾	木沢	0.54	0.08	1	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木沢－Ⅱ－20	那賀川	坂州木頭川	(松ノ尾東谷)	松ノ尾	木沢	0.35	0.06	4	H30.3.29	221	H30.3.29	222
木頭－Ⅱ－1	那賀川	那賀川	(ナカゴ谷)	南宇	木頭	0.20	0.04	4	H29.2.21	77	H29.2.21	78
木頭－Ⅱ－2	那賀川	那賀川	中谷	南宇	木頭	0.18	0.05	4	H29.2.21	77	H29.2.21	78
木頭－Ⅱ－3	那賀川	那賀川	クボ谷	南宇	木頭	0.11	0.03	4	H29.2.21	77	H29.2.21	78
木頭－Ⅱ－4	那賀川	那賀川	宮ノ平谷	土居	木頭	0.21	0.03	4	H30.11.19	732	H30.11.19	733
木頭－Ⅱ－5	那賀川	那賀川	(久留名谷)	久留名	木頭	0.11	0.08	1	H26.3.28	202	H26.3.28	203
木頭－Ⅱ－6	那賀川	那賀川	折宇下番沢	折宇谷	木頭	0.17	0.04	4	H26.3.28	202	H26.3.28	203
木頭－Ⅱ－7	那賀川	新宇谷川	新宇谷	新宇	木頭	0.10	0.02	1	H26.3.28	202	H26.3.28	203
木頭－Ⅱ－8	那賀川	那賀川	泉谷	中谷	木頭	0.25	0.07	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
木頭－Ⅱ－9	那賀川	那賀川	(上ミ屋敷谷)	平野	木頭	0.27	0.08	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
木頭－Ⅱ－10	那賀川	那賀川	(下モ屋敷谷)	西宇	木頭	0.19	0.05	1	H29.2.21	77	H29.2.21	78
木頭－Ⅱ－11	那賀川	那賀川	(西宇隧道谷)	西宇	木頭	0.10	0.03	2	H29.2.21	77	H29.2.21	78
木頭－Ⅱ－12	那賀川	那賀川	丸文名谷	丸文名	木頭	0.63	0.64	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
木頭－Ⅱ－13	那賀川	那賀川	(東谷小谷)	四郎	木頭	0.15	0.08	1				
木頭－Ⅱ－14	那賀川	那賀川	(助大橋谷)	蔭	木頭	0.35	0.24	1	H21.5.20	310	H21.5.20	311
木頭－Ⅱ－15	那賀川	那賀川	ホキ谷	白久	木頭	0.76	0.90	3	H29.2.21	77	H29.2.21	78
	合 計		193箇所			52.61	28.49					

12 地震時に緊急点検を行う「農業用ため池」の一覧表

令和3年4月1日 現在

(1) 震度4以上

該当なし

(2) 震度5弱以上

県 番 号	名 称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m ³)	受益地 (ha)	管理者名	町	所管 事務所	備 考
1	仁宇のため池	那賀郡那賀町仁宇字学原98番地	11	60	36,000	0.5	那賀町	那賀町	美波	
2	おあんのため池	那賀郡那賀町小仁宇字大坪1番地	6.2	91	45,000	不明	那賀町	那賀町	美波	
3	阿井溜	那賀郡那賀町阿井字天狗谷10番地2、13番地1、13番地2、14番地1、14番地2	10	64	30,000	4.5	自然人	那賀町	美波	
4	おあんの新ため池	那賀郡那賀町小仁宇字小原40番地1	2	70	45,000	不明	那賀町	那賀町	美波	
5	殿谷池	那賀郡那賀町延野字殿谷7番地	7.5	34	2,500	2.0	自然人	那賀町	美波	
6	吉田池	那賀郡那賀町延野字王子原11番地	3	43	1,000	1.0	自然人	那賀町	美波	
7	樫王池	那賀郡那賀町延野字樫王	3.8	60	2,000	0.1	不明	那賀町	美波	
8	古本池	那賀郡那賀町牛輪字見こくり63番地	3.8	66	1,800	1.0	自然人	那賀町	美波	
9	中野大池	那賀郡那賀町入野字岡116番地1	2.8	60	1,000	1.0	自然人	那賀町	美波	
10	岡本池	那賀郡那賀町入野字岡79番地1	3.5	40	1,000	0.7	自然人	那賀町	美波	
11	森の上池	那賀郡那賀町吉野字森ノ下38番地	6.4	26	1,200	1.0	自然人	那賀町	美波	
12	寺のため池	那賀郡那賀町横石字上傍示35番地	3.9	45	1,000	1.0	自然人	那賀町	美波	
13	清水1号池	那賀郡那賀町横石字向原13番地の2	2.7	20	1,000	1.0	自然人	那賀町	美波	
14	清水2号池	那賀郡那賀町横石字向原18番地の2	2.1	25	1,000	1.0	自然人	那賀町	美波	
15	大久保のため池	那賀郡那賀町大久保字中山116番地2	4.5	30	1,000	不明	自然人	那賀町	美波	
16	西山宅の池	那賀郡那賀町海川字ウエノウチ73	2	25	400	0.6	自然人	那賀町	美波	
17	阪口宅の池	那賀郡那賀町海川字ウエノウチ62	0.8	23	200	不明	自然人	那賀町	美波	
18	大溜池	那賀郡那賀町海川字ウエノウチ11	0.8	25	900	0.1	自然人	那賀町	美波	
19	ヲカダのためいけ	那賀郡那賀町木頭南宇字ヲカダ42	2.1	70	700	4.0	自然人	那賀町	美波	
20	竹内宅のため池	那賀郡那賀町小仁宇字大坪205番地	2.2	36	700	不明	自然人	那賀町	美波	
21	玉田のため池	那賀郡那賀町延野字殿谷175番地	2.4	40	500	0.4	自然人	那賀町	美波	
22	森の下ため池	那賀郡那賀町吉野字森ノ下49番地	2	55	800	0.4	自然人	那賀町	美波	
23	坂本のため池	那賀郡那賀町吉野字祢宜25番地	3.2	40	500	0.3	自然人	那賀町	美波	
24	蔭のため池	那賀郡那賀町木頭助字蔭24	2.8	50	500	不明	那賀町	那賀町	美波	

第2編 災害対策に関する資料

1 避難所施設

地区名	番号	名 称	所 在 地	拠点	収容 能力	電 話	建築年月	地震	土砂 災害	洪水
鶯敷	1	中山1区コミュニティセンター	那賀町中山字東内6番地1		50	-	H30.1	○	○	○
	2	中山公民館	那賀町中山字とふめん36番地		100	町内 62-8093	H11.5	○	×	○
	3	わじきこども園	那賀町和食郷字八幡原1番地1		300	62-2309	H20.3	○	×	○
	4	鶯の里観光物産センター	那賀町和食郷字田野82番地		100	62-3109	H4	○	○	×
	5	鶯敷中央公民館	那賀町和食郷字南川19番地3		200	町内 62-8091	S49	○(R2)	○	×
	6	鶯敷小学校	那賀町和食字町117番地1		150	62-2308	S50.4	○	○	×
	7	鶯敷中学校	那賀町和食郷字南川119番地		350	62-2016	H11.3	○	○	○
	8	那賀町総合体育館	那賀町和食郷字南川136番地2		500	62-1106	R6.3	○	○	○
	9	那賀町地域交流センター	那賀町和食郷字南川104番地1	拠点	200	62-1183	H23.7.1	○	○	○
	10	那賀高等学校体育館	那賀町小仁宇字大坪179番地1		350	62-1151	S52.12	○	○	○
	11	阿井公民館	那賀町阿井字杉の久保17番地1		100	町内 62-8092	H10.4	○	×	○
	12	阿井体育館	那賀町阿井字杉の久保54番地1		350	-	S53	×	×	○
	13	那賀町阿井交流センター	那賀町阿井字杉の久保7番地4		70	町内 62-8179	H23.3	○	×	○
	14	那賀町地域子育て支援センター	那賀町阿井字寺西7番地		95	62-0715	H13	○	×	○
	15	B & G 海洋センター体育館	那賀町百合字松の木168番地1		350	62-1300	H6.6.10	○	×	○
	16	鶯敷野外活動センター	那賀町百合字松の木178番地1		100	62-2524	H5頃	○	×	○
相生	1	相生地域交流センター	那賀町延野字王子原31番地1	拠点	200	64-1111（相生支所）	R7.4	○	×	○
	2	相生老人福祉センター	那賀町延野字王子原31番地1		100	64-0026	S57.3	×	×	○
	3	健康センター	那賀町延野字王子原31番地1		180	62-1111（相生支所）	S63.8	○	×	○
	4	あいおいこども園	那賀町延野字王子原89番地1		120	62-0595	H22	○	○	○
	5	延野体育館	那賀町延野字王子原116番地		150	町内 60-0006	S53.3	×	○	○
	6	相生体育館	那賀町延野字大原138番地		200	62-1304	S45.2	○(H23)	×	○

地区名	番号	名 称	所 在 地	拠点	収容 能力	電 話	建築年月	地震	土砂 災害	洪水
相生	7	相生小学校	那賀町延野字大原80番地		300	64-0123	H13. 1	○	×	○
	8	相生中学校	那賀町延野字大原100番地		350	62-0024	S41. 12	○(H22)	×	○
	9	大宮公民館	那賀町鮎川字西宮9番地1		40	62-1346	S56. 2	×	○	○
	0	平野コミュニティ (旧平野小)	那賀町平野字妙見前1番地1		200	62-1006	S62. 1	○	×	○
	11	相生公民館	那賀町平野字吉内谷36番地		100	62-1768	S50. 4	×	○	○
	12	平野体育館	那賀町平野字妙見前3番地		150	町内 60-0005	S59. 3	○	○	○
	13	もみじ川ふれあい館 (旧西納小)	那賀町西納字上平間3番地1		50	62-1026	H16. 3	○	○	○
	14	西納体育館	那賀町西納字上平間3番地		150	町内 60-0004	H2. 2	○	○	○
	15	相生雄公民館	那賀町雄字かんばら17番地		110	62-0043	S52. 3	×	○	○
	16	日野谷友愛館 (旧日野谷小)	那賀町大久保字中西28番地1		60	62-0065	H17. 4	○	×	○
	17	もみじ川温泉	那賀町大久保字西納野4番地7		150	62-1171	H12. 4	○	×	○
	18	日野谷西公民館	那賀町朴野字宮ノ西40番地		100	62-1782	S47. 4	×	○	○
	19	那賀町林業ビジネスセンター	那賀町吉野字弥八かへ23番地		50	62-1203	H29. 3	○	×	○
上那賀	1	上那賀支所	那賀町小浜151番地	拠点	100	66-0111	建設中	×	×	○
	2	(旧)上那賀中学校	那賀町小浜197番地		200	66-0330	S47. 4	○(H23)	×	○
	3	上那賀東体育館	那賀町小浜164番地2		100	-	S51. 2	○(H29)	○	○
	4	上那賀公民館	那賀町小浜196番地		100	66-0957	S62. 3. 16	○	○	○
	5	(旧)桜谷小学校 (体育館)	那賀町水崎字水崎原27番地		200	-	S50. 9	○(H22)	○	○
	6	桜谷公民館	那賀町桜谷字東畑11番地1		40	町内 61-8347	S51. 12. 20	×	○	○
	7	長安公民館	那賀町長安字坂本21番地2		40	町内 61-8355	S48. 12. 20	×	○	○
	8	拝宮公民館	那賀町拝宮字下22番地		40	町内 66-0369	S53. 2. 20	×	×	○
	8	拝宮公民館	那賀町拝宮字下22番地		40	町内 66-0369	S53. 2. 20	×	×	○
	9	平谷小学校 (体育館)	那賀町平谷字北浦9番地		200	67-0330 (学校)	S49. 10	○(H21)	○	○

地区名	番号	名 称	所 在 地	拠点	収容 能力	電 話	建築年月	地震	土砂 災害	洪水
上那賀	10	海川集会所	那賀町海川字ヲフウチ55番地		100	-	S58. 2	○	○	○
	11	ひらだにこども園	那賀町大殿字中北14番地		115	67-0206	H23. 3	○	○	○
	12	市宇公民館	那賀町白石字森平20番地		40	67-0814	S52. 3. 20	×	×	○
	13	上那賀合同出張所	那賀町大殿字東ゴヤシ2番地		80	67-0111	H31. 1	○	○	○
木沢	1	(旧)木沢小学校	那賀町坂州字向エ169番地1		150	65-2302	H19. 3	○(H22)	○	○
	2	木沢総合防災センター	那賀町木頭字前田52番地1	拠点	250	65-2111	S57. 3	○	×	○
	3	名古ノ瀬公民館	那賀町掛盤字名古ノ瀬8番地1		50	65-2200	H6. 5	○	○	○
	4	木沢デイサービスセンター	那賀町木頭字前田52番地1		30	65-2126	H13. 3	○	×	○
	5	四季美谷温泉	那賀町横谷字夏切3番地3		150	65-2116	S60頃	○	○	○
	6	老人憩いの家	那賀町坂州字広瀬83番地		50	町内65-2840	S56	×	×	○
木頭	1	蔭集会所	那賀町木頭助字蔭		20	-	S60頃	○	○	○
	2	川切集会所	那賀町木頭出原字モリニシ58番地1		100	=	S48. 3	○	○	○
	3	出原集会所	那賀町木頭出原字シモマチ36番地2		50	町内68-2839	H12. 2	○	×	○
	4	那賀町役場木頭支所	那賀町木頭出原字マエダ34番地		100	68-2311	H29. 1	○	×	○
	5	木頭文化会館	那賀町木頭和無田字マツギ40番地	拠点	300	68-2226	H3. 5	○	○	○
	6	木頭診療所	那賀町木頭和無田字イワツシ1番地		100	68-2102	S56. 5	○(H23)	○	○
	7	木頭体育館	那賀町木頭和無田字ソ子24番地		300	町内68-2849	H19. 1	○	×	○
	8	木頭小・中学校(木頭学園)	那賀町木頭和無田字ナカスジ1番地		300	68-2100	H23. 8	○	○	○
	9	折宇集会施設(ゆず振興センター)	那賀町木頭折宇字棚ノ岡28番地		80	町内69-2343	S57. 2	×	×	○
	10	北川小学校	那賀町木頭折宇字六地藏89番地		50	69-2200	S44	○(H24)	×	○
	11	北川公民館	那賀町木頭北川字小藪63番地		100	町内69-2342	S50. 3	×	×	○
	12	北川体育館	那賀町木頭北川字イモジ屋敷7番地		100	町内69-2341	S55. 3	○(H23)	○	○
6 6	施設				9, 760					

※洪水については100年に1度の規模を想定

2 福祉避難所

(令和6年4月1日現在)

	施設名	住所	電話番号	受入可能 人 数	協定締結先	協定締結日
1	介護老人保健施設 ケアホーム鷺敷	那賀町和食郷字八幡原444番地	0884-62-1500	20	医療法人平成博愛会 理事長 武久 洋三	平成24年7月1日
2	特別養護老人ホーム 水の花荘	那賀町延野字大原40番地 1	0884-62-2010	20	社会福祉法人丹生谷会 会長 杉本 直樹	平成24年7月1日
3	介護老人福祉施設 ふるさと那賀	那賀町中山字とふめん18番地1	0884-62-0082	20	社会福祉法人緑風会 理事長 西谷 功	平成24年7月1日
4	特別養護老人ホーム 緑風会チロル	那賀町成瀬字小谷口2番地	0884-67-0888	20	社会福祉法人緑風会 理事長 西谷 功	平成24年7月1日
5	グループホーム あめごの里	那賀町木頭和無田字イワツシ1番地	0884-68-2021	20	社会福祉法人緑風会 理事長 西谷 功	平成24年7月1日
6	NEXT CHAPTER	那賀町木頭出原マエダ18番地1	0884-68-2021	10	KITO DESIGN HOLDINGS株式会社 代表取締役 藤田 恭嗣	令和4年3月31日

3 指定緊急避難場所

番号	施設・場所名	住所（那賀町・・・）	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象								指定避難 所との重複	想定収容 人数 (2㎡/人)
				洪水	土石流等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	中山公民館駐車場	中山字とふめん 3 6 番地	那賀町教育委員会 0884-62-1106	1			1		1	1			400
2	中山地区農村緑地公園	中山字かじや前 8 番地	那賀町住民課 0884-62-1194	1			1		1	1			1,200
3	道の駅鷺の里駐車場	和食郷字田野 8 2 番地	那賀町にぎわい推進課 0884-62-1198		1		1		1	1			1,700
4	那賀町総合体育館駐車場	和食郷字南川 1 3 6 番地	那賀町教育委員会 0884-62-1106	1	1		1		1	1			1,200
5	豊饒の杜グラウンド	和食郷字南川 6 7 3 番地		1	1		1		1	1			5,900
6	鷺敷中学校駐車場	和食郷字南川 1 1 9 番地		1	1		1		1	1			900
7	阿井公民館前駐車場	阿井字杉の久保 1 7 番地 1		1			1		1	1			200
8	阿井グラウンド	阿井字杉の久保 5 番地 1		1			1		1	1			1,000
9	相生グラウンド	平野字大平間 1 0 番地		1	1		1		1	1			3,500
10	相生小学校グラウンド	延野字大原 8 0 番地		1			1		1	1			2,200
11	相生中学校グラウンド	延野字大原 1 0 0 番地		1			1		1	1			3,100
12	平野グラウンド	平野字妙見前 1 番地 1		1			1		1	1			600
13	西納グラウンド	西納字上平間 3 番地		1	1		1		1	1			800
14	雄公民館グラウンド	雄字かんばら 1 7 番地		1	1		1		1	1			400
15	相生ふるさと交流館駐車場	横石字大板 3 4 番地		1	1		1		1	1			900
16	日野谷グラウンド	大久保字中西 2 8 番地		1			1		1	1			1,200

番号	施設・場所名	住所（那賀町・・・）	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定 避難 所 との 重複	想定 収容 人数 (2㎡ /人)
				洪水	土石 流 等	高 潮	地震	津 波	大 規 模 な 火 事	内 水 氾 濫	火山 現象		
17	上那賀グラウンド	小浜 2 4 番地 1	那賀町教育委員会 0884-62-1106	1	1		1		1	1			3,100
18	上那賀中学校グラウンド	小浜 1 9 7 番地		1	1		1		1	1			1,100
19	(旧)桜谷小学校グラウンド	水崎字水崎原 2 7 番地		1	1		1		1	1			1,500
20	平谷グラウンド	平谷字北側 2 1 番地		1	1		1		1	1			3,100
21	平谷小学校グラウンド	平谷字北浦 9 番地		1	1		1		1	1			1,200
22	海川グラウンド	海川字ヲフウチ 5 5 番地		1	1		1		1	1			1,600
23	木沢小学校グラウンド	坂州字向エ 1 6 9 番地 1		1	1		1		1	1			900
24	木沢グラウンド	坂州字高山平 7 番地 1		1	1		1		1	1			1,700
25	四季美谷温泉駐車場	那賀町横谷字夏切 3 番地 3	那賀町木沢支所 0884-65-2111	1	1		1		1	1			1,000
26	木頭文化会館前駐車場	木頭和無田字マツギ 4 0 番地	那賀町木頭支所 0884-68-2311	1	1		1		1	1			600
27	木頭小・中学校グラウンド	木頭和無田字ナカスジ 1 番地	那賀町教育委員会 0884-62-1106	1	1		1		1	1			3,000
28	北川小学校グラウンド	木頭折字字六地藏 8 9 番地		1			1		1	1			1,000
29	北川グラウンド	木頭北川字船谷口 3 番地		1	1		1		1	1			3,100

4 要配慮者利用施設（浸水想定区域・土砂災害警戒区域別）

（令和6年4月1日現在）

番号	施設名	住所（那賀町・・・）	電話番号	土砂災害 警戒区域	浸水想定 区域	避難確保 計画の策定	備考
1	特別養護老人ホーム 緑風会チロル	成瀬字小谷口2番地	67-0888	○	—	○	
2	ケアハウスモントゼー	成瀬字小谷口2番地	67-0230	○	—		
3	相生包括ケアセンター	大久保字大西3番地2	62-3901	○	—	○	
4	那賀町木沢デイサービスセンター やまびこ荘	木頭字前田52番地1	65-2126	○	—	○	
5	介護老人福祉施設 ふるさと那賀	中山字とふめん18番地7	62-0082	○	—	○	
6	特別養護老人ホーム水の花荘	延野字大原40番地1	62-2010	○	—	○	
7	ケアホーム鷺敷	和食郷字八幡原444番地	62-1500	○	○	○	
8	町立上那賀病院	小浜137番地1	66-0211	○	—	○	
9	那賀町国民健康保険木沢診療所	木頭字広瀬5番地2	65-2409	○	—	○	
10	相生小学校	延野字大原80番地	64-0123	○	—	○	
11	木頭学園	木頭和無田字ナカスジ1番地	68-2100	○	—	○	
12	鷺敷中学校	和食郷字南川119番地	62-2016	—	○	○	
13	相生中学校	延野字大原100番地	62-0024	○	—	○	
14	わじきこども園	和食郷字八幡原1番地1	62-2309	○	○	○	
15	あいおいこども園	延野字王子原89番地1	62-0595	○	—	○	
16	鷺敷小学校	和食字町117番地1	62-2308	—	○	○	
17	那賀高等学校	那賀町小仁宇字大坪179番地 1	62-1151	—	○	○	

※ 避難確保計画について、学校関係は学校の避難マニュアルを活用する。

※ 要配慮者利用施設の浸水想定については1000年に一度の規模を想定

5 那賀町備蓄資機材一覧表

(平成31年4月1日現在)

設置場所水防倉庫		役場倉庫	朴 野 消防倉庫	大 久 保 消防倉庫	吉 野 消防倉庫	延 野 消防倉庫	鮎 川 消防倉庫	平 野 消防倉庫	西 納 消防倉庫	延 野 消防倉庫	桜 谷 消防倉庫	小 浜 消防倉庫	拝 宮 消防倉庫	深 森 消防倉庫
河川名		那賀川 中山川 南 川	那賀川	那賀川	那賀川	那賀川	那賀川	谷内川	紅葉川	那賀川	正木谷川	臼ヶ谷川 菖蒲谷川	拝宮谷川	古屋谷川
照明器具	個	2	7	8	5	5	5	5	5	7	2	5	3	2
鎌	丁	10	2	2	2	2	2	2	2	2				
斧	丁	2	4	4	4	4	4	4	4	2	1	1	1	1
鋸	丁	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スコップ	丁	50	2	2	2	1	1	1	2	2	5	6	2	2
つるはし	丁	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1
鍬	丁	3									1	2	1	1
ハグチジョ レン	丁													
カケヤ ハンマー類	丁	3	1	1	1	1	1	2	2	1				
土のう袋類	枚	300	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
むしろ ブルーシート	枚													
縄・ロープ	束	2	1	1	1	1	1	1	1	1				
竹	本													
丸太	本													
くい	本													
板類	枚													
鉄線	Kg													
くぎ	Kg													
かすがい	本													
蛇籠	個													
土砂	m ³													
袋入土砂	袋	100												

[illegible]

6 那賀町飛行場外離着陸場

(令和6年4月1日現在)

No	場 外 名	住 所	管 理 者	連絡先	座 標	UTM	場外種別	避難場所 との重複
1	日野谷グラウンド 3 6 E 2	那賀郡那賀町大久保字中西28 -1	那賀町教育委員会	0884 62-1106	N 33° 47′ 37″ E134° 26′ 38″	485 394	防	
2	相生中学校 3 6 B A	那賀郡那賀町延野字大原100	那賀町教育委員会	0884 62-1106	N 33° 49′ 16″ E134° 28′ 54″	520 424	防	○
3	上那賀グラウンド 3 6 B B	那賀郡那賀町小浜字経塚24	那賀町教育委員会	0884 62-1106	N 33° 48′ 34″ E134° 22′ 29″	421 412	般	
4	平谷グラウンド 3 6 B X	那賀郡那賀町平谷字北側21-1	那賀町教育委員会	0884 62-1106	N 33° 47′ 23″ E134° 18′ 07″	354 390	防	
5	相生森林グラウンド 3 6 E 3	那賀郡那賀町平野字大平間10	那賀町役場教育委員会	0884 62-1106	N 33° 50′ 01″ E134° 26′ 16″	479 438	防	
6	岩倉 3 6 B F	那賀郡那賀町岩倉字山神本4-3	那賀町役場防災課	0884 62-1183	N 33° 50′ 51″ E134° 10′ 13″	232 455	般	
7	木頭中学校 3 6 C O	那賀郡那賀町木頭和無田字ヨシノ 15	那賀町教育委員会	0884 62-1106	N 33° 46′ 21″ E134° 11′ 54″	257 372	防	○
8	木頭村北川グラウンド 3 6 C 1	那賀郡那賀町木頭北川字船谷口3	那賀町教育委員会	0884 62-1106	N 33° 46′ 25″ E134° 06′ 13″	170 374	防	
9	わじき工業団地 3 6 C F	那賀郡那賀町小仁字小原1-22	大塚製薬(株)徳島ワジキ工場	0884 62-3181	N 33° 51′ 00″ E134° 29′ 21″	527 457	般	
10	大美谷ダムグラウンド 3 6 C K	那賀郡那賀町出羽字中櫛木屋8	四国電力(株) 小見野々ダム	0884 67-0322	N 33° 50′ 44″ E134° 19′ 33″	376 452	防	
11	木沢グラウンド 3 6 E 5	那賀郡那賀町坂州字高山平7-1	那賀町役場教育委員会	0884 62-1106	N 33° 49′ 34″ E134° 18′ 00″	352 431	防	

7 徳島県消防防災航空隊事務所

〒771-0213 板野郡松茂町豊久字朝日野15-2 (徳島空港内)

(勤務時間内) T E L (088) 683-4119

(勤務時間外) 県庁 衛視室 T E L (088) 621-2057

F A X (088) 683-4121

8 ドクターヘリ場外離着陸場一覧表

(令和6年4月1日現在)

場 外 名	住 所	管 理 者	座 標		U T M		指示番号
日野谷グラウンド	那賀町大久保字中西28-1	那賀町役場（教育委員会）	N33° 47′ 37″	E134° 26′ 38″	485	394	なか2
相生中学校	那賀町延野字大原100	那賀町役場（教育委員会）	N33° 49′ 16″	E134° 28′ 54″	520	424	なか3
上那賀グラウンド	那賀町小浜字経塚24	那賀町役場（教育委員会）	N33° 48′ 34″	E134° 22′ 29″	421	412	なか4
平谷グラウンド	那賀町平谷字北側21-1	那賀町役場（教育委員会）	N33° 47′ 23″	E134° 18′ 07″	354	390	なか5
相生森林グラウンド	那賀町平野字大平間10	那賀町役場（教育委員会）	N33° 50′ 01″	E134° 26′ 16″	479	438	なか6
岩倉	那賀町岩倉字山神本4-3	那賀町役場（防災課）	N33° 50′ 51″	E134° 10′ 13″	232	455	なか7
木頭中学校	那賀町木頭和無田字ヨシノ15	那賀町役場（教育委員会）	N33° 46′ 21″	E134° 11′ 54″	257	372	なか8
木頭北川グラウンド	那賀町木頭北川字船谷口3	那賀町役場（教育委員会）	N33° 46′ 26″	E134° 06′ 14″	170	374	なか9
大塚製菓(株)わじき工業団地	那賀町小仁字字小原1-22	大塚製菓(株)徳島ワジキエ場	N33° 51′ 02″	E134° 29′ 21″	527	457	なか11
大美谷ダムグラウンド	那賀町出羽字中櫛木屋8	四国電力（小見野々ダム）	N33° 50′ 44″	E134° 19′ 33″	376	452	なか12
木沢グラウンド	那賀町坂州字高山平7-1	那賀町役場（教育委員会）	N33° 49′ 34″	E134° 17′ 59″	352	431	なか13
川成地区ヘリポート	那賀町川成字峰35-32	那賀町役場（防災課）	N33° 51′ 43″	E134° 10′ 41″	239	471	なか14
鎌瀬ヘリポート	那賀町横石字畑瀬35	那賀町役場（防災課）	N33° 47′ 53″	E134° 26′ 54″	489	399	なか15
阿津江ヘリポート	那賀町木頭名字本饒6-1	那賀町役場（防災課）	N33° 50′ 30″	E134° 17′ 48″	349	448	なか16
海川ヘリポート	那賀町海川字サソウ1-1	那賀町役場（防災課）	N33° 46′ 30″	E134° 15′ 07″	307	374	なか17
木頭和無田ヘリポート	那賀町木頭和無田字イワツシ65	那賀町役場（防災課）	N33° 46′ 21″	E134° 11′ 43″	255	372	なか18
谷山ヘリポート	那賀町川俣字ミゾ大11-5	那賀町役場（上那賀支所）	N33° 44′ 44″	E134° 21′ 38″	407	341	なか19

9 災害時優先電話

電話番号	契約者名	住 所	設場建物 1
0884-64-1004	那賀町	和食郷字南川104-1	那賀町役場
0884-62-1177	那賀町	和食郷字南川104-1	那賀町役場
0884-64-1019	那賀町	和食郷字南川104-1	那賀町役場（震度情報）
0884-62-1114	那賀町	延野字王子原31-1	相生支所
0884-62-1115	那賀町	延野字王子原31-1	相生支所
0884-64-0009	那賀町	延野字王子原31-1	相生支所
0884-66-0113	那賀町	小浜151	上那賀支所
0884-64-6007	那賀町	小浜151	上那賀支所（震度情報）
0884-67-0112	那賀町	大殿字東ゴヤシ2番地	上那賀合同出張所
0884-65-2113	那賀町	木頭字前田43-1	木沢支所
0884-65-2114	那賀町	木頭字前田43-1	木沢支所
0884-64-5006	那賀町	木頭字前田43-1	木沢支所（震度情報）
0884-68-2313	那賀町	木頭出原字マエダ34	木頭支所
0884-62-2308	那賀町	和食字町139-1	鷺敷小学校
0884-62-0024	那賀町	延野字大原100	相生中学校
0884-62-0073	那賀町	大久保字大西3-2	相生包括ケアセンター
0884-62-1006	那賀町	平野字妙見前1-1	平野コミュニティー
0884-62-1026	那賀町	西納字上平間13-1	西納もみじ川ふれあい館
0884-66-0213	那賀町	小浜137-1	上那賀病院 3 階
0884-66-0331	那賀町	水崎字水崎原27	桜谷小学校
0884-66-0330	那賀町	小浜197	上那賀中学校
0884-66-0332	那賀町	桜谷字東畑46-2	桜谷保育園
0884-67-0206	那賀町	大殿字井ノ久保2	平谷保育園
0884-67-0332	那賀町	海川字ヲフウチ23	海川公民館
0884-65-2302	那賀町	坂州字向エ155-3	木沢小学校
0884-65-2200	那賀町	掛盤字名古ノ瀬8-1	名古ノ瀬公民館
0884-69-2201	那賀町	木頭北川字下モ伴71	木頭診療所
0884-68-2102	那賀町	木頭和無田字イワツシ1	木頭診療所
0884-68-2100	那賀町	木頭和無田字ヨシノ16	木頭中学校
0884-68-2101	那賀町	木頭和無田字ヨシノ16	木頭小学校
0884-69-2200	那賀町	木頭折字字六地藏89	北川小学校

10 主な連絡先

施設名	電話番号	住所
警察・消防署・病院		
阿南警察署	0884-22-0110	阿南市富岡町トノ町1番地4
那賀町消防本部	0884-62-1191	那賀町百合字石橋250
那賀町消防署	0884-62-1119	那賀町百合字石橋250
那賀町消防署上流出張所	0884-67-0625	那賀町大殿字西ゴヤシ8-1
上那賀病院	0884-66-0211	那賀町小浜137-1
国民健康保険日野谷診療所	0884-62-0073	那賀町大久保字大西3-2
国民健康保険木沢診療所	0884-65-2409	那賀町木頭字広瀬5-2
国民健康保険木頭診療所	0884-68-2102	那賀町木頭和無田字イワツシ1
わだ内科	0884-62-3311	那賀町和食郷字南川87-1
山本医院	0884-62-3577	那賀町延野字大原206-1
福祉・支援		
那賀町社会福祉協議会 本所	0884-64-0026	那賀町延野王子字原31-1
那賀町社会福祉協議会 鷺敷支所	0884-62-2148	那賀町和食郷八幡原5
那賀町社会福祉協議会 上那賀支所	0884-67-0113	那賀町大殿字東ゴヤシ2
那賀町社会福祉協議会 木沢支所	0884-65-2128	那賀町木頭前田52-1
那賀町社会福祉協議会 木頭支所	0884-68-2202	那賀町木頭出原字マエダ34
鷺敷デイサービスセンター	0884-62-3456	那賀町和食郷字八幡原5-1
相生デイサービスセンター	0884-62-2010	那賀町鮎川字蛭子50-1
木沢デイサービスセンター やまびこ荘	0884-65-2126	那賀町木頭字前田52-1
デイセンターきとうゆず	0884-68-2011	那賀町木頭和無田字イワツシ1
那賀町鷺敷在宅介護支援センター (医療法人 平成博愛会)	0884-62-1001	那賀町和食郷字八幡原444-1
那賀町相生在宅介護支援センター (那賀町社会福祉協議会)	0884-62-3893	那賀町大久保字大西3-2
那賀町上那賀在宅介護支援センター (社会福祉法人 緑風会)	0884-67-0360	那賀町成瀬字小谷口2
那賀町木沢在宅介護支援センター (那賀町社会福祉協議会)	0884-65-2148	那賀町木頭字前田52-1
那賀町木頭在宅介護支援センター (那賀町社会福祉協議会)	0884-68-2697	那賀町木頭和無田字イワツシ1
介護老人保健施設ケアホーム鷺敷	0884-62-1500	那賀町和食郷字八幡原444-1
特別養護老人ホーム水の花荘	0884-62-2010	那賀町延野字大原40番地 1
那賀町訪問看護ステーション	0884-62-3880	那賀町大久保字大西3-2
特別養護老人ホーム緑風会チロル	0884-67-0888	那賀町成瀬字小谷口2
介護老人福祉施設ふるさと那賀	0884-62-0082	那賀町中山字とふめん18-7
緑風会グループホームあめごの里	0884-68-2021	那賀町木頭和無田字イワツシ1

11 危険物施設

(平成31年1月1日現在)

地区名		施 設 名	電話番号	住 所	区 分	備考
鷺敷	1	コメリH&G鷺敷店	64-0002	那賀町中山延清33	一般取扱所	
	2	那賀町リグノフェノール プラント		那賀町小仁宇字小原1-33	一般取扱所、 屋内貯蔵所	
相生	3	片山石油店	62-0271	那賀町鮎川字大国164	給油取扱所	
	4	下北石油店	62-0162	那賀町延野字王子45-2	給油取扱所	
	5	協業組合共生	62-3211	那賀町吉野字森ノ下22	給油取扱所(自家用)	
	6	川口発電所	62-0010	那賀町吉野字川口35	一般取扱所	
	7	中本石油店	62-0114	那賀町大久保字川久保3-2	給油取扱所	
	8	もみじ川温泉	62-1171	那賀町大久保字西納野4-7	地下タンク貯蔵所	
	9	福永石油店	62-0282	那賀町朴野字大下26	給油取扱所、 移動タンク貯蔵所	
	10	日野谷発電所	62-0010	那賀町日浦字池の本9-1	屋内貯蔵所、 一般取扱所	
	11	ウインデック		那賀町谷内字下傍示109	地下タンク貯蔵所	
	12	川口ダム	62-0010	那賀町吉野字イヤ谷71番地3	屋内タンク貯蔵所	
上那賀	13	(有)福永石油店	66-0541	那賀町長安字風穴20-1	給油取扱所、 地下タンク貯蔵所	
	14	国土交通省四国地方整備局 那賀川河川事務所(長安ロダム 管理事務所)		那賀町長安22-1	地下タンク貯蔵所	
	15	J A阿南平谷中央給油所	67-0800	那賀町大殿字上川端33-6	給油取扱所	
	16	四国電力(株)蔭平発電所		那賀町大殿字野口2-1	一般取扱所	
木沢	17	四国電力(株)広野発電所	0884- 34-3820	那賀町木頭字内ノ瀬58	一般取扱所	
	18	中泉石油店	65-2613	那賀町木頭字広瀬1-1	給油取扱所	
	19	協業組合共生追立工場	65-2011	那賀町坂州字追立67-6	給油取扱所(自家用)	
	20	森本石油店	65-2307	那賀町掛盤字名古ノ瀬9-1	給油取扱所	
	21	国土交通省吉野川ダム統合 管理事務所		那賀町小畠字榎谷23-1, 2, 3	地下タンク貯蔵所、 一般取扱所	
木頭	22	宮崎商事(株)那賀販売所	68-2110	那賀町木頭出原字テラモト33	給油取扱所	
	23	上野商事(株)	68-2039	那賀町木頭出原字ウシロダ15	給油取扱所	
	24	協業組合共生折宇谷工場	69-2918	那賀町木頭折宇字下モ谷18	給油取扱所(自家用)	
	25	北川産業(有)	69-2167	那賀町木頭北川字不んでん31	給油取扱所	

12 火薬庫一覧

(平成31年1月1日現在)

区分	事業所名	事務所所在地	火薬庫種類	棟数	火薬庫所在地	電話番号
製造	N P O 法人那賀町吹筒煙火保存会	那賀町牛輪字東ばた1-5	煙 火	1	那賀町谷内字立割89	0884-62-0239
消費	(株)小野組	那賀町木頭和無田字マツギ42-1	地上式2級	2	那賀町木頭出原字サカモト37	0884-68-2221

13 那賀町内の簡易水道施設状況一覧表

令和6年3月31日現在

地 区	施 設 名	現在給水人口（人）	給水開始年月日
鷺敷地区	さくら浄水場	2,182	昭和54年 7 月 1 日
	仙ヶ谷浄水場		平成 5 年 9 月 1 日
	唐杉谷浄水場	313	平成10年 6 月 1 日
相生地区	延野浄水場	766	昭和55年 4 月 1 日
	西納野浄水場	118	昭和43年 4 月 1 日
	大久保浄水場	171	昭和56年 4 月 1 日
	横石浄水場	93	平成21年 9 月 1 日
上那賀地区	平谷浄水場	181	昭和63年 1 月31日
	海川浄水場	180	昭和55年 4 月 1 日
	小浜浄水場	78	平成 6 年 4 月 1 日
	桜谷浄水場	93	平成 7 年 4 月 1 日
	市宇浄水場	83	平成11年 4 月 1 日
木沢地区	坂州浄水場	201	平成 9 年 7 月 1 日
	出羽浄水場	36	昭和52年 4 月 1 日
木頭地区	六地藏浄水場	33	平成 9 年 4 月 1 日
	北川浄水場	66	平成 6 年 4 月 1 日
	南宇浄水場	80	昭和59年12月 1 日
	出原・和無田浄水場	417	昭和33年 7 月 1 日
	合計	5,091	

14 応急仮設住宅用地候補地一覧

	名称	所在地	面積 (㎡)	土砂災害 (イエロー)
1	虹の丘グラウンド	那賀町和食郷字南川558番地	15,739	有
2	鷺敷中山地区農村緑地公園	那賀町中山字かじや前8番地	476	有
3	阿井グラウンド	那賀町阿井字杉の久保54番地1	1,390	有
4	西部農村公園	那賀町阿井字北川14番地	5,048	
5	相生グラウンド	那賀町平野字大平間10番地	16,466	
6	日野谷グラウンド	那賀町大久保字中西28番地1	1,750	有
7	桜谷小グラウンド	那賀町水崎字水崎原27番地	2,250	有
8	平谷分校跡グラウンド	那賀町平谷字北側21番1	7,884	
9	木沢グラウンド	那賀町坂州字高山平7番地1	4,858	有
10	旧木沢小グラウンド	那賀町坂州字向エ169番地1	2,733	有
11	木頭小中グラウンド	那賀町木頭和無田字ナカスジ1番地	8,500	
12	林業ビジネスセンター ビジネスパーク及び駐車場	那賀町吉野弥八かへ23番地	15,000	有
13	雄公民館グラウンド	那賀町雄字かんばら17番地	744	有
14	(旧)上那賀中学校グラウンド	那賀町小浜197番地	1,744	
15	(旧)北川小グラウンド	那賀町木頭折字字六地藏89番地	1,826	有
16	那賀町防災広場(仮称)	那賀町中山	整備中	

15 緊急輸送車両確認申請書様式

申 請 書

緊 急 輸 送 車 両 確 認 申 請 書 徳 島 県 知 事 殿 徳 島 県 公 安 委 員 会 殿 年 月 日 申請者住所 (電 話) 氏 名 (印)			
番号標に表示されている番号			
輸 送 人 員 又 は 品 名			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
通 行 の 目 的			
車 両 の 種 類			
備 考			

16 緊急輸送車両確認証明書様式

証 明 書

第 号		年 月 日	
緊 急 輸 送 車 両 確 認 証 明 書 知 事 (印) 公安委員会 (印)			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にたつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

17 災害救助法による救助の程度、方法、期間

(令和6年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を上記金額に加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を標準とする。 2 限度額 1戸当たり6,775,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	1 災害発生の日から20日以内に着工 2 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。	1 平均1戸当たり29.7㎡、6,775,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を複数收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 賃貸住宅の居室の借上げによる收容も対象とする。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,230円以内	災害発生の日から7日以内。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分を現物により支給することができる。	被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は機材の費用とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 後掲別表に掲げる金額の範囲内 2 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	次の範囲内において行う。 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、1 世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から1月以内	「半壊・大規模半壊」
	1 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し 1 世帯当たり 343,000円以内	災害発生の日から1月以内	「一部損壊（準半壊）」（仮称）
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒	1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校児童 1人当たり 4,800円 (2) 中学校生徒 1人当たり 5,100円 (3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1月以内 (その他学用品) 15日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1 教科書 2 文房具 3 通学用品

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行う。	1 体当たり 大人 219,100円以内 小人 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ及び骨箱
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 — 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,500円以内 — 一時保存	災害発生の日から10日以内	次の範囲内において行う。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検案 4 検案は原則として救護班において行う。 5 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 日当 法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 2 時間外勤務手当 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 3 旅費 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅	救助の実施が認められる期間以内	

		費の支給に関する条例において定める額以内とする。	
	令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。	

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全全流	壊焼失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半半床	壊焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
		冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

18 緊急輸送道路等につながる重要路線（那賀町県道路線一覧）

路 線 名		区 間		
県道16号	徳島上那賀線	…上勝町八重地	→	沢谷→国道193号(重用区間～出合橋まで)
県道19号	阿南鷺敷日和佐線	…阿南市太田井町	→	道の駅「鷺の郷」
県道19号	阿南鷺敷日和佐線	町道 and 食田野線交差点	→	仁宇→国道195号(重用区間～吉野まで)→川口橋→雄→美波町赤松
県道35号	阿南相生線	…阿南市新野町喜来	→	百合谷→築ノ上→雄→県道19号合流まで
県道36号	日和佐上那賀線	…美波町大越	→	谷山→川俣→小浜大橋→国道195号合流まで
県道291号	竹ヶ谷鷺敷線	竹ヶ谷（淡水荘）	→	西納→平野→谷内→湯谷トンネル（阿井）→国道195号合流まで
県道292号	西納大久保線	国道195号（紅葉橋）	→	請ノ谷→西納→県道291号合流まで
県道295号	木沢上那賀線	岩倉（集落手前1 km）	→	川成→沢谷→国道193号(重用区間～出合橋まで)
県道296号	助上那賀線	国道195号（海川口橋）	→	海川→国道193号合流まで
県道308号	古屋日浦線	国道195号（小浜大橋）	→	古屋→水崎→花瀬→日野谷橋～国道195号合流まで

19 緊急輸送道路等につながる重要路線（那賀町町道路線一覧）

路線番号	路線名	起 点（那賀町・・・）	終 点（那賀町・・・）
1101	小仁宇中央線	小仁宇字大坪83番地1	小仁宇字大坪147番地1
1102	鷺敷相生線	阿井字湯谷	谷内字中分
1103	百合百合谷線	百合字松の木	百合谷字大坪
1104	百合谷新野線	百合谷字大坪131番地	百合谷字大坪164番地13
1105	八幡原水井線	和食郷字八幡原	和食郷字北地
2100	谷内鮎川線	谷内字下傍示	鮎川字蛭子
2101	中山線	鮎川字四ノ宮152番地	延野字王子353番地1
2102	段所線	延野字大原	雄字龍王本
2103	築百合谷線	鮎川字大国	築ノ上字小山谷
2104	南岸線	花瀬字花瀬	雄字南尻
2105	横石線	大久保字西納野	横石字下ノ地
3100	桜谷音谷線	桜谷字泉ノ元	音谷字滝倉
3101	菖蒲谷線	長安字風穴	東尾字坂本
3102	拝宮谷線	拝宮字西分	東尾字栗坂
3103	平谷上ノ内線	平谷字ツエノ下モ	平谷字岩蔵谷
3104	下ノ内線	平谷字ツエノ下モ	平谷字下ノ内
3105	海川出原線	海川字上カイカワ	木頭出原字ナカスジ
4100	出羽線	木頭字広瀬	出羽字新居江
4101	沢谷小畠線	沢谷字井元46番地3	小畠字平畑14番地
5100	出原和無田線	木頭出原字ウシロダ	木頭和無田字イバコ
5101	南宇西宇線	木頭和無田字マツギ	木頭西宇字北野前
1200	唐杉線	中山字から杉谷口	中山字おく

1201	仁宇北地線	仁宇字王子前	仁宇字学原
1202	小原線（県指定の緊急輸送道路区間以外）	小仁宇字大坪61番地2	和食郷字南川317番地先
2200	大国線	鮎川字大国165番地1	鮎川字大国315番地1
2201	大久保線	大久保字川久保	大久保字松ノ久保
2202	横石線	大久保字西納野	横石字東浦
2203	蔭谷線	朴野字大西	蔭谷字野浦
3200	小計線	水崎字小屋木	小計字小計り
3201	丈ヶ谷線	丈ヶ谷字木下廻り	丈ヶ谷字槌ノ尾廻り
3202	林谷線	白石字炭トコ	白石字森ノ後
3203	市宇林谷線	白石字ヲソゴエ山	白石字森ノ後
3204	横畑線	御所谷字半名	御所谷字御所谷 平間
3205	海川中央線	海川字ヲフウチ174番地	海川字ヲフウチ136番地
3206	ヲフウチウエノウチ線	海川字ヲフウチ	海川字北山
3207	水崎線	水崎字七々浦	水崎字水崎原
4200	岩倉線	岩倉字下南山	岩倉字地藏本
4201	中沢谷線	沢谷字杉ノ尾	沢谷字樫岡
4202	名古ノ瀬与沢線	掛盤字名古ノ瀬	掛盤字与沢回り
4203	加州線	掛盤字上榎回り	掛盤字奈路
4204	坂州追立線	坂州字向エ	坂州字追立
4205	寒谷線	坂州字寒谷2番地1	坂州字寒谷123番地
4206	当山線	木頭字下モ屋敷ノ西	当山字森奈路
4207	木頭名阿津江線	木頭名字清水	阿津江字加持久保
5200	助陰線	木頭助字日浦	木頭助字本村
5201	川島線	木頭出原字モリニシ	木頭出原字黒田
5202	西宇線	木頭西字字北野	木頭西字字南バン
1300	東内線	中山字東内24番地1	中山字東内36番地
1301	奥の谷線	中山字奥の谷10番地	中山字奥の谷22番1地
1302	井の木根線	中山字井の木根9番地1	中山字井の木根17番地
1303	孫の線	中山字孫の29番地4	中山字孫の58番地
1304	暮石線	中山字孫の	中山字暮石
1305	生杉線	中山字生杉谷	中山字柳沢
1306	柳沢線	中山字千棒	中山字生杉谷
1307	岸線	中山字千棒11番地1	中山字千棒26番地
1308	山盛上線	中山字かじや前	中山字山盛り
1309	貞政線	中山字とふめん	中山字かはら
1310	助友線	中山字助友19番地1	中山字助友25番地
1311	唐杉上線	中山字助友	中山字えんぶち
1312	国近本線	中山字日の浦	中山字平山前
1313	日の浦線	中山字場合18番地	中山字場合11番地1

1314	田中線	和食郷字八幡原	中山字延清
1315	岡本線	和食郷字八幡原364番地	和食郷字八幡原364番地
1316	中沢線	和食郷字八幡原222番地3	和食郷字八幡原229番地
1317	近本線	和食郷字八幡原236番地2	和食郷字八幡原248番地1
1318	堂が谷線	和食郷字八幡原98番地9	和食郷字八幡原147番地1
1319	警察官舎線	和食郷字八幡原29番地5地先	和食郷字八幡原20番地2
1320	南川本線	和食郷字南川492番地1	和食郷字南川423番地2
1321	南川東線	和食郷字南川333番1地先	和食郷字南川515番5地
1322	宗国線	和食郷字北地135番地5	和食郷字北地327番地
1323	北地南線	和食郷字北地143番地1	和食郷字北地245番地2
1324	北地北線	和食郷字北地293番地1	和食郷字北地281番地
1325	北地二区内線	和食郷字北地449番地	和食郷字北地492番地
1326	和食北地線	和食字町	和食郷字北地
1327	北地西線	和食郷字北地173番地6	和食郷字北地235番地1
1329	田野神社線	和食郷字田野153番地1	和食郷字田野95番地1
1330	馬場線	和食字町156番地2	和食字町134番地2
1331	東町線	和食字町112番地2	和食字町237番地2
1332	入谷線	和食字町	和食郷字南川
1333	和食保育園線	和食字町8番地2	和食字町8番地1
1334	小学校線	和食字町100番地1	和食字町127番地1
1335	秋葉線	和食字町	和食郷字南川
1336	上城線	和食字町53番地1	和食字町134番地4
1337	母子センター線	和食郷字南川95番地1	和食郷字南川94番地3
1338	和食中央線	和食郷字南川	小仁字字舟津の上
1339	鶴城線	和食郷字南川	和食字町
1340	五四谷線	和食郷字南川89番地1	和食郷字南川147番地1
1341	三馬線	和食郷字南川19番地3	和食郷字南川19番地3
1342	町民グラウンド線	和食郷字南川100番地10	和食郷字南川100番地10
1343	西在線	和食郷字南川41番地2	和食郷字南川1番地1
1344	中学校前線	和食郷字南川23番地2	和食郷字南川113番地1
1345	中学校東線	和食郷字南川112番地3	和食郷字南川135番地3
1346	西在北線	土佐字北町1番地1	土佐字北町5番地
1347	金比羅線	土佐字南町	和食郷字南川
1348	北町線	土佐字北町50番地	土佐字北町36番地2
1349	土佐西線	土佐字南町96番地	土佐字南町94番地4
1350	土佐広瀬線	土佐字北町	小仁字字舟津の上
1351	祇園線	小仁字字舟津の上42番地2	小仁字字舟津の上31番地
1352	那賀高線	小仁字字大坪196番地2	小仁字字大坪179番地1
1353	大坪線	小仁字字大坪217番地1	小仁字字大坪225番地2
1354	小仁字才のの線	小仁字字大坪	百合字川東

1355	仙ヶ谷線	仁宇字王子前59番地	仁宇字王子前274番地48
1356	新居線	仁宇字学原242番地1	仁宇字学原250番地
1357	安盛線	仁宇字学原129番地6	仁宇字学原275番地5
1358	武市線	仁宇字学原	阿井字北川
1359	仁宇阿井線	仁宇字学原	阿井字杉の久保
1360	仁宇中央線	仁宇字学原143番地3	仁宇字学原46番地3
1361	仁宇神社線	仁宇字学原47番地4	仁宇字学原72番地7
1362	岩川線	阿井字寺西	阿井字金本
1363	大町線	阿井字杉の久保	阿井字北川
1364	阿公前線	阿井字杉の久保9番地	阿井字杉の久保9番地
1365	阿井校線	阿井字片山	阿井字大町
1366	阿井西谷線	阿井字片山	阿井字こおやくち
1367	金本線	阿井字金本5番地1	阿井字金本19番地1
1368	幸の谷線	阿井字中通22番地3	阿井字中通1番地
1369	旧小山線	阿井字小山	阿井字桃の木谷
1370	大地線	阿井字片山26番地10	阿井字片山10番地
1371	百合神社線	百合字石橋186番地4	百合字石橋191番地1
1372	百合第2消防線	百合字石橋259番地2	百合字石橋249番地1
1373	からす谷線	百合字石橋123番地5	百合字石橋126番地
1374	百合第1消防線	百合字松の木49番地	百合字松の木61番地
1375	野外センター線	百合字松の木182番地1	百合字松の木177番地
1376	百合谷内線	百合谷字大坪21番地	百合谷字大坪123番地
1377	小仁宇舟津線	小仁宇字舟津の上99番地	小仁宇字舟津の上89番地
1378	南川消防線	和食郷字南川350番地1	和食郷字南川351番地3
1379	百合ハイノ瀬線	百合字石橋27番地2	百合字石橋48番地
1380	新田線	中山字日の浦	中山字新田
1381	としさね上線	中山字とふめん	中山字としさね谷口
1382	山盛下線	中山字喜安	中山字山盛り
1383	百合中央線	百合字松の木43番地1	百合字松の木36番地1
1384	玉ノ木線	中山字奥の谷5番地3	中山字奥の谷6番地3
1385	阿井李線	阿井字李54番地	阿井字李63番地2
1386	松村線	和食郷字北地227番地2	和食郷字北地229番地1
1387	新こかじや線	中山字延清	中山字下かげ
1388	仁宇中谷線	仁宇字学原22番地1	仁宇字学原315番地2
1389	学団地線	仁宇字学原220番地4先	仁宇字学原210番地4先
1390	和食東線	和食郷字南川317番地5	和食郷字南川316番地1
1391	北地東線	和食郷字北地385番地5	和食郷字北地226番地3
1392	北地連絡道線	和食郷字北地235番地1	和食郷字北地231番地1
1393	百合才のの線	百合字松の木278番地	百合字松の木352番地
1394	北地新線	和食郷字北地384番地16	和食郷字北地412番地3

1395	土佐北線	土佐字北町8番地3	土佐字北町4番地2
1396	北地団地線	和食郷字北地136番地9	和食郷字北地134番地1
1397	北岸線	仁宇字王子前	仁宇字学原
1398	小仁宇新南線	小仁宇字大坪84番地1	小仁宇字大坪320番地4
1399	八幡原線	和食郷字八幡原	和食郷字南川
1400	旧県道町筋線	仁宇字学原	阿井字杉の久保
1401	旧国道那賀高線	小仁宇字大坪238番地1	小仁宇字大坪83番地3
1402	としさね下線	中山字としさね谷	中山字としさね谷口
1403	井の原線	和食郷字八幡原310番地3	和食郷字八幡原301番地3
1404	南川川丘線	和食郷字南川345番地1	和食郷字南川388番地2
1405	下北線	和食郷字南川423番地2	和食郷字南川507番地1
1406	下司名線	中山字下司名9番地1	中山字下司名63番地
1407	大下線	中山字延清17番地1	中山字延清14番地3
1408	岡城線	和食郷字八幡原363番地4	和食郷字八幡原335番地2
1409	和食線	和食字町155番地1	和食字町144番地2
1410	田野線	和食郷字田野158番地3	和食郷字田野112番地3
1411	上小仁宇線	小仁宇字大坪49番地1	小仁宇字大坪35番地
1412	小仁宇中線	小仁宇字大坪191番地3	小仁宇字大坪189番地1
1413	仁宇線	仁宇字学原143番地1	仁宇字学原294番地1
1414	沢田線	仁宇字学原232番地1	仁宇字学原233番地3
1415	仁宇連絡道線	仁宇字王子前155番地4	仁宇字王子前187番地3
1416	給食センター線	和食郷字北地167番地	和食郷字北地175番地2
1417	虹の丘公園線	和食郷字八幡原	和食郷字南川
1418	王子団地1号線	仁宇字王子前201番地11	仁宇字王子前201番地14
1419	王子団地2号線	仁宇字王子前201番地19	仁宇字王子前201番地22
1420	七浦線	中山字東内	中山字大向
1421	土佐町線	土佐字北町12番地1	土佐字北町26番地1
1422	柵木のの線	中山字長戸原	中山字下かげ
1423	わじき工業団地線	小仁宇字小原1番地55地先	小仁宇字小原1番地55地先
1424	土佐南町線	土佐字南町111 - 3番地先	土佐字南町111 - 4番地先
1425	新小仁宇団地線	小仁宇字舟津の上152番地2	小仁宇字大坪138番地1
1426	すくの谷線	中山字大西16番1地先	中山字新田7番3地先
1427	南川西線	和食郷字南川196番1地先	和食郷字南川348番1地先
1428	南川北線	和食郷字南川196番3地先	和食郷字南川220番2地先
2300	第2竹ヶ谷線	竹ヶ谷字長門85番地	竹ヶ谷字長門25番地
2301	内山線	西納字竹平間	内山字そ弥
2302	西内山線	竹ヶ谷字出羽	内山字森ノ岡
2303	戸丸音谷線	西納字王子	西納字戸丸
2304	西地線	西納字上平間	西納字森畑
2305	相名線	相名字みやこ谷	相名字西そ弥

2306	定道線	請ノ谷字川島	請ノ谷字ゆるさい
2307	上平間線	請ノ谷字大平	請ノ谷字上平間
2308	井ノ谷蔭線	平野字大平間	井ノ谷字蔭
2309	井ノ谷日浦線	井ノ谷字下日浦94番地2	井ノ谷字下日浦39番地
2310	下平野線	平野字船戸	平野字東原
2311	しょう光寺線	平野字妙見前26番地	平野字妙見前37番地1
2312	平野谷口線	平野字東原	平野字谷口
2313	榎谷線	平野字谷口	榎谷字旭立野
2314	馬路線	谷内字下傍示	馬路字西田
2315	立割線	平野字森ノ下	谷内字立割
2316	大西谷線	谷内字立割22番地	谷内字立割56番地3
2317	中分線	谷内字中分176番地1	谷内字中分157番地1
2318	下谷内線	谷内字下傍示224番地3	谷内字下傍示95番地
2319	朝生線	朝生字川西314番地	朝生字川西417番地
2320	築ノ上線	築ノ上字中筋	築ノ上字原田
2321	大国蛭子線	鮎川字大国	鮎川字西宮
2322	西宮線	鮎川字西宮127番地1	鮎川字西宮9番地1
2324	牛輪線	牛輪字西九郎うし56番地3	牛輪字西九郎うし41番地2
2325	入野線	入野字原	入野字入ノ段
2326	入野牛輪線	入野字岡	牛輪字見こくり
2327	入野岡線	入野字上福ヶ谷	入野字岡
2328	入野段線	入野字岡	入野字入ノ段
2329	入野弥平次線	入野字弥平次	延野字樫王
2330	延野日の地線	延野字寺前	延野字堂ノハナ
2331	延野寺前線	延野字王子	延野字寺前
2332	延野上線	延野字樫王36番地3	延野字樫王40番地3
2333	延野殿谷線	延野字殿谷91番地4	延野字殿谷2番地
2334	駅線	延野字大原	延野字寺前
2335	相中線	延野字大原149番地2	延野字大原254番地4
2336	堀切線	延野字大原191番地	延野字大原181番地
2337	吉野線	吉野字折サコ	吉野字祢宜
2338	夏野線	吉野字夏野34番地1	吉野字夏野44番地3
2339	川口線	吉野字中原	吉野字イヤ谷
2340	かつら切線	雄字向原	雄字かつら切
2341	奥畑線	雄字小谷口99番地	雄字小谷口102番地1
2342	雄中線	雄字岡3番地	雄字ひわだ32番地
2343	雄下線	雄字西原	雄字中原
2344	雄竜王線	那賀町雄字中原	雄字龍王本
2345	木屋ノ谷線	大久保字木屋谷	大久保字西木屋谷
2346	大久保原上線	大久保字岡	大久保字原

2347	大久保上線	大久保字アゲ田	大久保字西ノ内
2348	大久保中線	大久保字古屋敷	大久保字風呂ノ元
2349	大久保向原線	大久保字西ノ久保	大久保字向田
2350	大久保八丁線	大久保字新田	大久保字八丁
2351	タスリ川久保線	大久保字タスリ	大久保字川久保
2352	畑瀬線	横石字鎌瀬120番地	横石字畑瀬48番地
2353	横石線	大久保字西納野	横石字東浦
2354	横石延命寺線	横石字上傍示	横石字中傍示
2355	川浦線	横石字川浦37番2	横石字川浦31番地
2356	横石東浦線	横石字東浦	横石字上田
2357	横石大張線	横石字桑原47番地3	横石字桑原55番地5
2358	朴野中線	朴野字西曾根	朴野字東曾根
2359	朴野上線	朴野字宮ノ西	朴野字大西
2360	朴野上平間線	朴野字溝落1番地2	朴野字溝落27番地2
2361	朴野西ノ谷線	朴野字西ノ谷6番地20	朴野字西ノ谷13番地13
2362	蔭谷東線	蔭谷字地藏ノ本	蔭谷字みなみ
2363	日浦線	日浦字森畑	日浦字西ノ平
2364	花瀬線	花瀬字花瀬77番地2	花瀬字花瀬187番地2
2365	花瀬中線	花瀬字花瀬154番地3	花瀬字花瀬141番地2
2366	花瀬日浦線	日浦字日浦山	花瀬字花瀬
2367	神通線	音谷字滝倉	花瀬字神通
2368	神通下線	花瀬字神通13番地	花瀬字神通48番地1
2369	吉野下線	吉野字森ノ下7番地2	吉野字森ノ下83番地4
2370	谷内線	谷内字下傍示81番地	谷内字下傍示204番地3
2371	新傍線	谷内字下傍示140番地4	谷内字下傍示118番地
2372	大聖寺線	朝生字川西420番地2	朝生字川西431番地
2373	鮎川中線	鮎川字大国	鮎川字蛭子
2374	北名線	大久保字森原	大久保字狩揃
2375	大久保栗ノ久保線	大久保字栗ノ久保	大久保字東原
2376	東山線	大久保字中津	大久保字東山
2377	西納野線	大久保字西久保	大久保字中西
2378	杉尾線	横石字石原	横石字杉尾北
2379	井平間線	蔭谷字宮原	横石字井平間
2380	舞ヶ谷中線	雄字小谷口	雄字小谷
2381	竹ヶ谷線	竹ヶ谷字加賀98番地	竹ヶ谷字美濃114番地
2382	戸丸線	西納字上平間	西納字杉谷
2383	平野井ノ谷線	平野字大平間	井ノ谷字蔭
2384	旧川口橋線	吉野字イヤ谷10番地3	吉野字イヤ谷16番地3
2385	朴野東谷線	朴野字東曾根	朴野字東谷
3865	中野線	朴野字東谷	朴野字中野

2387	夏野谷線	吉野字祢宜	吉野字夏野
2388	王子線	延野字王子12番地1	延野字王子34番地
2389	舞ヶ谷線	雄字屋敷野67番地3	雄字屋敷野86番地1
2390	石上原線	請ノ谷字石上原14番地	請ノ谷字石上原18番地
2391	馬路会堂線	馬路字桑内35番地2	馬路字桑内78番地
2392	舞ヶ谷下線	雄字小谷口	雄字屋敷野
2393	段所中線	延野字槇谷79番地2	延野字槇谷69番地2
2394	奥谷線	雄字西原	雄字とふめん
2395	横石鎌瀬線	横石字上地野	横石字畑瀬
2396	水ノ花線	鮎川字蛭子48番地1	鮎川字蛭子43番地6
2397	殿谷線	延野字殿谷56番地7	延野字殿谷17番地2
2398	上平野線	平野字大平間	平野字森ノ下
2399	鎌瀬中線	横石字大板53番地74	横石字大板53番地22
2400	向原線	雄字花折	雄字向原
2401	延野大原線	延野字大原90番地	延野字大原42番地2
2403	香加ノ津線	請ノ谷字堂平間	西納字宮ノ谷
2404	雄地藏堂ノ北線	雄字地藏堂ノ北112番地	雄字地藏堂ノ北77番地1
2405	槇谷1号線	延野字槇谷81番地1	延野字槇谷81番地1
2406	槇谷2号線	延野字槇谷81番地3	延野字槇谷81番地3
2407	水ノ花2号線	鮎川字蛭子54番地3	鮎川字蛭子52番地3
2408	請ノ谷川島1号線	請ノ谷字川島8番地15	町請ノ谷字川島8番地14
2409	請ノ谷川島2号線	請ノ谷字川島21番地9	請ノ谷字川島8番地2
2411	鮎川上線	鮎川字西宮56番地3	鮎川字西宮53番地2
2412	四百場線	延野字四百場70番地2	延野字四百場75番地1
2413	小谷口線	雄字小谷口126番地58地先	雄字小谷口26番地8地先
2414	蔭谷クリーンセンター線	蔭谷字井ノ谷3番地	蔭谷字土佐田山41番地
3300	音谷正木谷線	音谷字西平間	音谷字追立
3301	宮ノ元石田線	小浜字石田	小浜字経塚
3302	長安日浦線	長安字向イ	長安字坂本
3303	菖蒲拝宮線	菖蒲字中分	東尾字栗坂
3304	轟東尾線	東尾字栗坂	東尾字坂本
3305	長安拝宮線	長安字風穴	拝宮字井ノ元
3306	日真拝宮線	日真字出合	拝宮字下
3307	大戸古屋線	大戸字長畑	大戸字シタ古屋字森ノ平
3308	平谷下司線	平谷字下司向道ノ下	平谷字森クビ
3309	大殿松久保線	平谷字西浦	白石字山森ノ奥
3310	平谷大戸線	平谷字宮ノ本	大戸字シタ
3311	姥ヶ谷線	大殿字上川端	大殿字久保向
3312	ヲフウチミヤノセ線	海川字ナカトヲリ	海川字ヲフウチ
3313	松ノ尾線	拝宮字下	拝宮字大人

3314	ウエノウチホシコエ線	海川字ヲフウチ	海川字ヲトロ
3315	檜曽根線	檜曽根字向イ田	檜曽根字蔭
3316	成瀬日浦線	成瀬字日浦平7番地5	成瀬字日浦平52番地2
3317	小浜立石線	小浜字立石200番地1	小浜字立石163番地
3318	寺ノ本線	平谷字寺ノ本4番地2	平谷字寺ノ本13番地
3319	東尾線	東尾字坂本	東尾字岡
3320	海川ウエノウチ線	海川字ウエノウチ152番地	海川字ウエノウチ103番地
3321	桜谷中央線	水崎字水崎原	桜谷字若宮西
3322	大殿柳瀬線	大殿字カトヤ	大殿字野口
3323	拝宮口線	拝宮字西分	拝宮字向田
3324	海川ナカセ線	海川字ホシコエ	海川字ナカセ
3325	海川ホシコエ線	海川字ホシコエ59番地	海川字ホシコエ98番地1
3326	蔭平線	大殿字竹ノ平	白石字蔭平
3327	菖蒲井ノ谷線	菖蒲字福ノ谷	東尾字井ノ谷
3328	深森カゲ線	深森字カゲ	深森字東畑
3329	谷口上ミ線	大戸字ビヤシキ	大戸字谷口
3330	大殿線	大殿字中北	大殿字北ウネ
3331	音谷田ノ久保線	音谷字宮ノ前	音谷字田ノ久保
3332	平谷川俣線	平谷字カゲ	川俣字出合
3333	丈ヶ谷2号線	丈ヶ谷字榎ノ尾廻り	丈ヶ谷字六丁蔭傍示
3334	谷口線	小浜字金集谷	古屋字堂見谷
3335	海川ナツキリ線	海川字ヒウラ	海川字ナツキリ
3336	下用知線	白石字下用知山	白石字下用知
3337	樽山線	白石字下モボギ山	白石字下用知山
3338	椎ノ尾線	白石字椎野尾	白石字ヲエヒノ尾ノ下
3339	御所谷上ノ内線	御所谷字南屋敷	平谷字北側
3340	正木谷線	音谷字蔭山	音谷字正木谷
3341	ハゲ淵線	海川字上カイカワ131番地3	海川字上カイカワ138番地1
3342	音谷追立線	音谷字追立234番地8	音谷字追立226番地1
3343	西平間線	音谷字西平間	音谷字東畑
3344	クボノ廻り線	川俣字クボノ17番地1	川俣字クボノ19番地3
3345	下大サコ線	白石字下大サコ3番地6	白石字下大サコ4番地3
3346	岡ノハナ線	白石字岡ノハナ	白石字森平
3347	蔭平上線	白石字蔭平	白石字西山
3348	オバナ廻り線	白石字下モボギ山	白石字花山平
3349	カシ谷線	成瀬字成瀬	成瀬字鎌本
3350	成瀬釜滝口線	成瀬字カマタキ口	成瀬字奥瀬平
3351	十二弟子線	成瀬字中郷	海川字ナカトヲリ
3352	預り線	御所谷字預り	丈ヶ谷字カロト廻り
3353	カドゲ谷線	川俣字カドゲ谷103番地	川俣字カドゲ谷8番地6

3354	葛ヶ谷線	水崎字白檜ノ尾谷浦	水崎字高畑
3355	北ヶ谷線	成瀬字谷口	成瀬字北ヶ谷
3356	栗坂線	拝宮字栗坂カゲ	東尾字栗坂
3357	市宇中村線	白石字中尾山	白石字中村
3358	成瀬向線	成瀬字成瀬下	成瀬字成瀬向
3359	川俣下線	川俣字クボノ25番地5	川俣字クボノ6番地1
3360	白石中内線	白石字尾ノハナ山	白石字中内
3361	府殿クノト線	府殿字クノト	府殿字栗太尾
3362	府殿日浦線	府殿字古宮床	府殿字日浦
3363	御所谷線	御所谷字溝畑ノ上	御所谷字預り
3364	平谷大殿線（県指定の緊急 輸送道路区間以外）	平谷字平谷向へ	平谷字向久保大殿字大北
3365	市宇白石線	白石字森平	那賀町白石字モリ下
3366	深森線	深森字カゲ	深森字タカラコ
3367	府殿線	府殿字日浦42番地3	府殿字日浦23番地2、28番地2
3368	星越線	海川字ミヤムカイ	那賀町海川字ヒウラ
3369	拝宮井ノ元線	拝宮字下	拝宮字井ノ元
3370	窪田線	平谷字宮ノ本	平谷字窪田・前
3372	徳ヶ谷口線	長安字平瀬山12番3地先	長安字平瀬山5番3地先
3373	出合大戸線	長安字平瀬山	日真字出合
3375	海川ミヤノセ線	海川字ヲフウチ	海川字ヒキチ
3376	上海川線	海川字東俣9番地2地先	海川字東俣16番地1地先
3377	古屋上津丸線	古屋字立石2番地1地先	古屋字宮ノ淵1番地1
4300	うつゆ谷線	坂州字向エ	木頭字前田
4301	鉢久保線	坂州字高山平	木頭字かしむね向イ
4302	高山平線	坂州字高山平37番地1	坂州字高山平152番地
4303	向エ轟線	木頭字松元	木頭字松元谷
4304	寒谷2号線	坂州字寒谷16番地	坂州字寒谷63番地
4305	寒谷白石線	坂州字寒谷	白石字モリ下
4306	広瀬線	坂州字広瀬2番地	坂州字広瀬26番地1
4307	広瀬大用知線	坂州字広瀬	坂州字蔭山
4308	大用知白石線	坂州字大用知	坂州字池之久保
4309	黒滝寺線	木頭名字日浦山	阿津江字黒滝山
4310	阿津江線	阿津江字加持久保	木頭名字本饒
4311	出羽当山線	当山字滝下ノ口	当山字神田敷
4312	出羽通学路線	出羽字下久保	出羽字松尾
4313	北浦線	掛盤字与沢回り	沢谷字つゑ谷
4314	名古ノ瀬下加州線	掛盤字上榎回り	掛盤字下加州回り
4315	名古ノ瀬阿津江線	掛盤字保木山	阿津江字竹尾
4316	出合大用知線	掛盤字五倍木回り	坂州字大用知

4317	杉ノ尾神社線	沢谷字岡	沢谷字杉ノ尾
4318	中沢谷 2 号線	沢谷字檜岡	沢谷字中沢谷
4319	黒沢小畠線	小畠字黒沢	小畠字平畑
4320	栩平線	出羽字森谷	出羽字栩平
4321	坂州寺谷線	坂州字向エ	木頭字松元
4322	下田線	木頭字ツリ畑	木頭字上田
4323	加州大用知線	掛盤字奈路	坂州字大用知
4324	仁義線	木頭字前田	木頭字ツリ畑
4325	蔭山線	坂州字下モ山	坂州字大用知
4326	当山 2 号線	当山字森奈路	当山字神田敷
4327	上沢谷線	沢谷字井元	沢谷字石本
4328	宮の窪線	坂州字向エ178番地1	坂州字向エ155番地1
4329	十二社線	木頭字カラ谷	坂州字栩ヶ谷
4330	下沢谷線	沢谷字岡田	沢谷字岡
4331	広野線	木頭字内ノ瀬	木頭字広野
4332	岩倉 2 号線	岩倉字地藏本	岩倉字イシカ谷
4333	中学校線	坂州字高山平5番地2	坂州字高山平7番地1
4334	出羽 2 号線	出羽字宮崎	出羽字上屋敷
4335	八平地線	木頭名字清水	木頭名字八平地
4336	剣山線	沢谷字釜ヶ谷	木頭北川字石立山
4337	向エ線	坂州字向エ150番地2	坂州字向エ148番地1
4338	大用知線	坂州字追立	坂州字甫佐礼
4339	鎗戸線	岩倉字ヒシヤコ	岩倉字鎗戸
4340	岸峯線	掛盤字岸峯2番地3	掛盤字岸峯10番地
4341	祝詞田線	掛盤字瀬津	掛盤字瀬津回り
4342	寒谷 3 号線	坂州字寒谷206番地5	坂州字寒谷183番地1
4343	横尾線	当山字小石ノ後	当山字横尾
4344	寺内線	寺内字寺内	寺内字井地岡
4345	櫛木屋線	出羽字松尾	出羽字中櫛木屋
4346	新居田線	横谷字くれ石	横谷字新居田
4347	瀬津線	小畠字弥なげ	掛盤字瀬津
4348	五倍木線	掛盤字上榎回り	掛盤字五倍木
4350	五倍木 2 号線	掛盤字五倍木回り5番6地先	掛盤字五倍木回り6番2地先
4351	五倍木 3 号線	掛盤字三田回り	掛盤字三田回り
4352	五倍木 4 号線	掛盤字三田回り	掛盤字三田回り
4353	黒滝山線	阿津江字加持久保	阿津江字黒滝山
4355	カキサコ線	木頭字カキサコ33番地1	木頭字カキサコ7番地
4356	広野 2 号線	木頭字広野24番地3	木頭字広野15番地
4357	トチノ溝線	木頭字トチノ溝8番地	木頭字トチノ溝9番地
4358	追立 2 号線	坂州字追立74番地1	坂州字追立7番地1

4359	母林線	出羽字松ノ尾	出羽字母林
4360	夏切線	横谷字新居田5番4地先	横谷字新居田3番3地先
5300	高野瀬石立線	木頭北川字高野瀬13番地3	木頭北川字高野瀬1番地
5301	日和田線	木頭北川字日和田95番地1	木頭北川字日和田2番地
5302	千本線	木頭北川字蔭12番地4	木頭北川字蔭11番地1
5303	笹ノ瀬線	木頭北川字笹ノ瀬18番地6	木頭北川字笹ノ瀬1番地1
5304	前浦線	木頭北川字かじや23番地1	木頭北川字かじや3番地
5305	北川蔭線	木頭北川字そとわぎし	木頭北川字中屋
5306	石藪線	木頭北川字中西	木頭北川字石藪
5307	わだら線	木頭北川字中西	木頭北川字わだら
5308	前浦土場線	木頭北川字そとわぎし	木頭北川字土場
5309	蔭大城線	木頭北川字棚ノ奈路	木頭北川字大城
5310	船谷線	木頭北川字けたば	木頭北川字船谷
5311	船谷口線	木頭北川字船谷口13番地4	木頭北川字船谷口10番地
5312	北川寺谷線	木頭北川字土居	木頭北川字寺谷
5313	拝ノ久線	木頭北川字拝ノ久下	木頭北川字小藪
5314	六地藏線	木頭折字字六地藏61番地1	木頭折字字六地藏77
5315	六地藏栗宇谷線	木頭折字字六地藏16番地3	木頭折字字六地藏8番地2
5316	菖蒲野立石線	木頭折字字菖蒲野	木頭折字字下モ立石
5317	菖蒲野髪無線	木頭折字字橋本	木頭折字字下タ田
5318	久留名向線	木頭折字字久留名	木頭折字字下かげ
5319	折字下モ番線	木頭折字字西シ	木頭折字字下モ番
5320	下モ番蔭森線	木頭折字字下モ番	木頭折字字蔭森
5321	石畳陰谷線	木頭折字字石畳	木頭折字字蔭森
5322	権田線	木頭折字字野久保谷	木頭折字字権田
5323	畦ヶ野やなぜ線	木頭折字字畦ヶ野	木頭折字字やなぜ
5324	畦ヶ野細川内線	木頭折字字畦ヶ野	木頭折字字細川内
5325	上ミ屋地屋地谷線	木頭西字字下モ屋地	木頭西字字上ミ屋地
5326	平野畦ヶ野線	木頭西字字平野下モ	木頭折字字畦ヶ野
5327	平野西字線	木頭西字字下モ屋地	木頭西字字ホキ
5328	北野線	木頭西字字北野57番地1	木頭西字字北野35番地
5329	西宇2号線	木頭西字字西バン	木頭西字字森廻り
5330	西宇中央線	木頭西字字南バン	木頭西字字坂ノ本
5331	西バン線	木頭西字字南バン	木頭西字字坂ノ本
5332	白久西谷線	木頭南宇字西谷山21番地	木頭南宇字西谷山18番地
5333	白久線	木頭南宇字テラモト	木頭西字字北野
5334	月谷熊森線	那賀町木頭和無田字月谷	木頭南宇字ニシダ
5335	白久南宇線	木頭南宇字テラモト	木頭南宇字クロダ
5336	ナカゴ線	木頭南宇字ナカゴ30番地	木頭南宇字ナカゴ26番地
5337	久多利線	木頭南宇字コヲチ	木頭南宇字カゲ

5338	久多利蔭線	木頭南宇字ナカゴ	木頭南宇字カゲ
5339	蔭猪ノ窪線	木頭南宇字カゲ	木頭出原字面谷
5340	ナカゴ猪ノ窪線	木頭南宇字ナカゴ	木頭出原字面谷
5341	大平1号線	木頭南宇字ヲヲヒラ1番地	木頭南宇字ヲヲヒラ24番地
5342	大平2号線	木頭南宇字ナカバン	木頭南宇字クロダ
5343	久保線	木頭南宇字ナカバン	木頭南宇字クロダ
5344	南宇東谷線	木頭南宇字ムカイダ	木頭南宇字ナカバン
5345	東谷三本松線	木頭南宇字ナカバン	木頭南宇字上平
5346	中野上平線	木頭南宇字トゴヘ	木頭出原字面谷
5347	イワツシ線	木頭和無田字イワツシ45番地	木頭和無田字イワツシ5番地3
5348	マツギ2号線	木頭和無田字マツギ12番地2	木頭和無田字マツギ14番地1
5349	マツギ線	木頭和無田字マツギ1番地1	木頭和無田字マツギ18番地
5350	イノ谷線	木頭和無田字シモマツギ	木頭和無田字イノタニ
5351	和無田ナカスジ線	木頭和無田字ナカスジ	木頭和無田字ソ子
5352	イバコ線	木頭和無田字イバコ	木頭和無田字イワツシ3
5353	ニシノミヤ線	木頭和無田字イバコ	木頭和無田字ニシノミヤ
5354	和無田線	木頭和無田字ナカスジ	木頭和無田字ニシノミヤ
5355	大森山線	木頭和無田字ウシロヤマ	木頭和無田字月谷
5356	ヨシノ線	木頭和無田字ヨシノ31番地	木頭和無田字ヨシノ12番地1
5357	ソネ線	木頭和無田字ソ子18番地	木頭和無田字ソ子26番地1
5358	ヨシノナカゴ線	木頭和無田字ヨシノ	木頭和無田字ニシノミヤ
5359	中平線	木頭出原字ナカヒラ	木頭出原字ウシロダ
5360	出原ナカスジ線	木頭出原字ナカスジ	木頭出原字イシノモト
5361	マエダ線	木頭出原字シモマチ	木頭出原字マエダ
5362	シモマチ線	木頭出原字シモマチ38番地2	木頭出原字シモマチ18番地2
5363	出原寺前線	木頭出原字テラモト39番地1	木頭出原字テラモト4番地1
5364	高校前線	木頭出原字クララ3番地	木頭出原字クララ9番地
5365	イズムネ線	木頭出原字ヨコマチ	木頭出原字大守瀧根
5366	モリニシクボヲ線	木頭出原字モリニシ	木頭出原字クボヲ
5367	出原川島1号線	木頭出原字カワシマ34番地	木頭出原字カワシマ27番地1
5368	出原川島2号線	木頭出原字カワシマ36番地2	木頭出原字カワシマ41番地1
5369	出原川島3号線	木頭出原字カワシマ60番地2	木頭出原字カワシマ53番地
5370	黒野田線	木頭出原字カワシマ	木頭出原字キウノリ
5371	上松笠線	木頭出原字後谷74番地	木頭出原字後谷36番地
5372	モリニシ線	木頭出原字モリニシ	木頭出原字東
5373	旭団地線	木頭出原字クボヲ10番地16	木頭出原字クボヲ10番地10
5374	クボヲ団地線	木頭出原字クボヲ8番地5	木頭出原字クボヲ8番地5
5375	古屋線	木頭出原字キウノリ44番地	木頭出原字キウノリ45番地
5376	久則谷線	木頭出原字キウノリ54番地	木頭出原字キウノリ66番地1
5377	チヨシ谷線	木頭出原字キウノリ54番地	木頭出原字キウノリ56番地

5378	歩危線	木頭助字九文名113番地4	木頭助字九文名115番地1
5379	九文名線	木頭助字九文名	木頭助字九文名上ミ
5380	西蟬谷線	木頭助字東蟬谷	木頭助字西蟬谷
5381	蟬谷線	木頭助字西蟬谷	木頭助字蟬谷上久保
5382	蟬谷上久保線	木頭助字西蟬谷32番地3	木頭助字西蟬谷39番地
5383	冬口大久保線	木頭助字日浦356番地2	木頭助字日浦181番地2
5384	林野田ノ尾線	木頭助字日浦2	木頭助字野田ノ尾
5385	海川口大久保線	木頭助字日浦43番地	木頭助字日浦304番地
5386	寺ノ内線	木頭助字本村19番地	木頭助字本村42番地
5387	寺ノ内井ノ上線	木頭助字本村71番地1	木頭助字本村74番地1
5388	蔭古堂山線	木頭助字蔭	木頭助字本村
5389	蔭源蔵ノ窪線	木頭助字東	木頭助字本村
5390	松原谷線	木頭助字松原谷20番地	木頭助字松原谷3番地
5391	小見野々口線	木頭助字小見野々139番地1	木頭助字小見野々154番地3
5392	小見野々中谷線	木頭助字小見野々	木頭助字中谷
5393	中谷東谷線	木頭助字中谷中筋	木頭助字中谷
5394	中谷西谷線	木頭助字中谷中筋	木頭助字中谷
5395	安ヶ谷線	木頭北川字前浦	木頭北川字字井ノ瀬
5396	大岸線	木頭北川字土場	木頭北川字大岸
5397	大城線	木頭北川字阿ぜち	木頭北川字土居
5398	弥ン谷線	木頭北川字谷口	木頭折字字六地蔵
5399	泉谷線	木頭折字字棚ノ岡	木頭折字字下モ平
5400	折字谷線	木頭折字字折字谷1番38	木頭折字字折字谷49番地
5401	棚谷線	木頭折字字棚谷84番地1	木頭折字字棚谷64番地
5402	折字中内線	木頭折字字中内	木頭折字字中内西久保
5403	畦ヶ野線	木頭折字字畦ヶ野23番地先	木頭折字字畦ヶ野70番地9
5404	坂ノ本線	木頭西字字坂ノ本	木頭西字字西バン
5405	南宇拝ノ久線	木頭南字字上平	木頭西字字拝ノ久入江
5406	東谷トゴエ線	木頭南字字ムカイダ	木頭南字字上平
5407	蔭井線	木頭出原字サカモト	木頭出原字下かげ
5408	助蔭2号線	木頭助字蔭32番地	木頭助字蔭165番地
5409	中谷線	木頭助字小見野々	木頭助字中谷
5410	サカモト線	木頭出原字サカモト36番地1	木頭出原字サカモト5番地1
5411	海川口線	木頭助字海川口	木頭助字海川口下タ
5412	船谷橋線	木頭北川字東浦	木頭北川字船谷口
5413	久井谷線	木頭北川字不んでん31番地2	木頭北川字不んでん29番地
5414	南宇線	木頭南字字ヲカダ	木頭南字字トゴヘ
5415	蟬谷1号線	木頭助字日浦	木頭助字東蟬谷
5416	棚谷2号線	木頭折字字棚谷47番地2	木頭折字字棚谷61番地
5417	上ミ屋地線	木頭西字字上ミ屋地45番地2	木頭西字字上ミ屋地14

5418	ホキ・クレ石線	木頭西字字ホキ	木頭西字字クレ石
5419	出原谷・黒野田線	木頭出原字三ツ石	木頭出原字カゲダイラ
5420	イノ谷２号線	木頭和無田字イノタニ	木頭和無田字ヒガシタイラ
5421	イワツシ２号線	木頭和無田字イワツシ	木頭和無田字ニシノミヤ
5422	クレイシ線	木頭南字字ナカウ子	木頭西字字クレ石
5423	向エ山線	木頭助字本村	木頭助字向エ山
5424	出原下線	木頭出原字ヨコマチ9番地4	木頭出原字ヨコマチ8番地4
5425	平野上ミ線	木頭西字字平野上ミ41番地2	木頭西字字平野上ミ30番地2
5426	上ミ屋地下モ屋地線	木頭西字字上ミ屋地8番3地先	木頭西字字下モ屋地35番1地先
5427	下モ屋地線	木頭西字字下モ屋地28番1地先	木頭西字字下モ屋地7番地先
5428	石畳線	木頭折字字折宇谷31番地9	木頭折字字石畳27番地14

第3編 条例に関する資料

1 那賀町防災会議条例

那賀町防災会議条例

平成17年 3 月 1 日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、那賀町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 那賀町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 那賀町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、15人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 警察署の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 消防長
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 6 前項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、町の職員、指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 那賀町災害対策本部条例

那賀町災害対策本部条例

平成17年3月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、那賀町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

第4編 協定に関する資料

1 災害・事故等時の医療救護に関する協定書（締結日：平成17年12月1日）

災害・事故等時の医療救護に関する協定書

那賀町（以下「甲」という。）と社団法人阿南市医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那賀町地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害医療救護計画を作成し、または修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、那賀町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護活動の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定

- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- (7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方医療施設における医療・助産費は原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、那賀町地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者(債務者)に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成17年12月 1 日から平成22年11月30日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了の翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2 災害・事故等時の医療救護に関する協定書に関する覚書（締結日：平成17年12月1日）

災害・事故等時の医療救護に関する協定書に関する覚書

那賀町（以下「甲」という。）と社団法人阿南市医師会（以下「乙」という。）とは、平成17年12月1日那賀町と阿南市医師会とが締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条の規定に基づき協議した結果、次のとおり決定し、覚書を交換する。

協定書第3条第2項の規定により乙が救護班を編成、派遣する場合には、協定書第2条第3項の規定に定める者のほか、乙が必要と認める者については、その構成員とすることができる。

なお、費用弁償等については、協定書第9条の規定を準用することとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

3 災害・事故等時の医療救護に関する協定書細則（締結日：平成17年12月1日）

災害・事故等時の医療救護に関する協定書細則

平成17年12月1日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づく細則は、次のとおりとする。

（救護活動の報告）

第1条 乙は、救護班ごとに救護班診療記録（様式1）及び医薬品衛生材料使用簿（様式2）を整備するとともに、救護活動の終了後速やかに、救護班日報（様式3）を取りまとめ甲に報告するものとする。

（事故の報告）

第2条 乙は、救護班の医師及び看護師が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式4）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用弁償等は、乙が一括して費用弁償等請求書（様式5）により、甲に請求するものとする。

（扶助金の請求）

第4条 協定書第9条第1項第3号に規定する扶助金は、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（様式6）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、第3条及び第4条により請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で速やかに支払うものとする。

(様式1)

救 護 班 診 療 記 録

○ ○ 救護班

班 長 医 師 氏 名 印

年 月 日	市町村名	患 者 氏 名	年 令	傷 病 名	措 置 概 要	備 考

(様式2)

救 護 班 医 薬 品 衛 生 材 料 使 用 簿

○ ○ 救護班

班 長 医 師 氏 名 印

使用年月日	使用医薬品衛生材料名	使用量		購入価格		備考
		単位	数量	単価	金 額	

(様式3)

救 護 班 日 報 平成 年 月 日 班 長 医師 氏 名 印						
救護班の所属	職 種	氏 名		従 事 し た 時 間		
救護所設置場所						
救 護 人 員	死 亡	重 傷	軽 症	助 産	その他	計
活 動 状 況						

(様式4)

事 故 報 告 書

年 月 日

那 賀 町 長 殿

阿南市医師会長

印

救護班として救護活動に従事した者に、別紙のとおり事故疾病者が発生しましたので報告します。

(別紙)

事 故 疾 病 者 概 要

氏 名		性別	男・女	年令	才	住所	
職 種		所属医療機関・団体名					
疾病者				程度	重傷・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（ 月 日）		診療（入院）機関名					
受傷（発病）日時		年 月 日		午前・午後		時	分
受傷（発病）場所							
受傷（発病）時の状況							

(様式5)

費 用 弁 償 等 請 求 書

那 賀 町 長 殿

阿南市医師会長

印

救護班として救護活動に従事した者に係る費用弁償等として、災害時の医療救護活動に関する、協定書実施細則第3条の規程に基づき下記の金額を請求します。

請 求 金 額 円

従 事 者 医 師 氏 名 他 名

詳細は別紙のとおり

委 任 状

印
収 入
印 紙
印

私達は、今次災害事故に係る費用弁償等の請求並びに受領に関する一切の権限を阿南市医師会長に委任します。

住所または所属	職 種	氏 名	印

(様式6)

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

那賀町長 殿

住 所
氏 名 印

災害・事故等時の医療救護に関する協定第9条第1項第3号の規定による扶助金として、下記の金額を支給してくださるよう、関係書類を添えて申請します。

申請金額 円

協力者	住 所		職 業		
	氏 名		生年月日		
協力していた 救助業務					
事故発生の日時 および場所					
事故発生の原因 および状況					
傷病名、傷病の程度 および身体の状態					
療養又は休業を 要する見込み期間					
事故発生のとき 本人と親族関係 にあった主な者 の状況	氏 名	本人との 続き柄	生年月日	職 業	備 考

添付書類
算出明細書

(様式6-1)

別紙 費用明細

1 従事内容

職 種	氏 名	所属救護班	従事した業務	従事した場所

2 費用弁償明細書

職 種	氏 名	従事した時間	日 数	単 価	金 額
計					

3 旅費明細額

職 種	氏 名	日 程	発着及び 経由の他	鉄道費等		日 当		宿泊料		計
				K	金額	日数	金額	夜数	金額	
計										

4 時間外勤務手当明細書

職 種	氏 名	従事年月日	勤務時間	手当の対象となる時間	単価	金 額

(注) 手当の対象となる時間数において端数の生じる場合は30分未満は切捨、30分以上は1時間とする。

(様式6－2)

5 薬品・衛生材料実費明細書

品 名	単 位	使用数量	単 価	金 額	備 考
計	—				

6 自動車等借上料明細書

借上者氏名	借上年月日	使用区間	種類(タクシー、トラック等)	台数	単価	金額	借上料
計	—	—	—				

7 機械器具等修繕明細書

所有者氏名	修繕年月日	品 名	修繕箇所	修 繕 業 者	金 額
計	—	—	—	—	

8 燃料費明細書

氏 名	使用年月日	車種	走行区間	品名	使用量	単価	金額	購入(調達先)
計	—	—	—	—		—		—

4 大規模災害発生時における支援活動に関する協定（締結日：平成18年3月1日）

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

那賀町内で発生した大規模な災害に対して、徳島県建設業協会相生支部会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、那賀町（以下「甲」という。）と社団法人徳島県建設業協会 相生支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の災害対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- (1) 協会内の支援体制を整備する。
- (2) 会員等からの情報収集体制等を整備する。
- (3) 出動が可能な資材、機材、技術者等について実態を把握しておく。

（乙の行うべき平常時の準備）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に支援活動を実施する。
- (2) 会員等からの被災状況等の情報を収集整理し、甲の要請により情報の提供を行う。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は、無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者等の出動に係る費用については有償とし、別途精算する。

（那賀町長と徳島県建設業協会相生支部長との支援協議）

第7条 那賀町長と徳島県建設業協会 相生支部長とは、この協定の目的を達成するため、その地域の地形等の特性を考慮して、平常時からその地域に合った支援活動を協議し、具体化しておく。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

(施行)

第9条 この協定は平成18年3月1日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

5 大規模災害時における物資供給の応援に関する協定書（締結日：平成18年4月3日）

那賀町（以下「甲」という。）と阿南農業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資供給の応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、火災、地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資供給の応援の要請に関して、その手続等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、緊急措置として、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協定の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、食料及び生活必需品とする。

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭でもって要請し、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引）

第6条 物資の取引場所は、甲、乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲の職員が乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえ、これを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、この協定は更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日		
第 号		
様		
那賀町長 印		
出 荷 要 請 書		
平成 年 月 日付け「災害時における物資供給の応援に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷を要請します。		
商 品	数 量	備 考

様式第2号（第6条関係）

出 荷 確 認 書		
平成 年 月 日付け第 号の出荷要請により次の物資を出荷したことを確認します。		
商 品	数 量	備 考

平成 年 月 日

企 業 名 印
那賀町長 印

6 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定（締結日：平成25年4月5日）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
 - (3) 応援場所及び応援場所への経路
 - (4) 応援を必要とする期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

- 2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

（自主応援の実施）

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

7 災害時における物資供給に関する協定書（締結日：平成25年2月20日）

那賀町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大 分 類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

8 鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定（締結日：平成25年6月6日）

（趣旨）

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域の町村において、自然災害はもとより、生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合に応援を実施する町村による効果的な応援が行われるよう、必要な事項について定める。

（カウンターパート方式）

第2条 両県の町村は、被災町村に対する支援を行うブロックをあらかじめ定めたカウンターパート方式により、円滑かつ迅速な応援を行う。

（ブロックの設置）

第3条 両県の町村を次の表のとおりそれぞれ3つのブロックに分け、原則としてブロックを単位として被災町村からの応援要請に応じるものとする。

ブロック	鳥 取 県	徳 島 県
A	日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
B	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 つるぎ町 東みよし町
C	岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

2 前項のブロックごとに両県それぞれ幹事町村を置き、町村会とともに連絡調整にあたるものとする。

3 幹事町村及び町村会が行う連絡調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災町村との連絡及び情報収集
- (2) 他のブロックへの応援要請
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災町村の応援に関し必要な事項事項

（応援内容）

第4条 応援の基本的内容については、次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

- (5) 被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ
- (6) その他被災町村から特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第5条 応援を受けようとする被災町村は、原則として、次の事項を明らかにして、幹事町村を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援を実施した町村に対し文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の協力体制)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から、研究、協議及び両県間での情報その他の交流を図るため、「危機事象時相互応援連絡協議会」を両県の町村会に置く。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生町村の負担とする。ただし、応援を受けた町村と応援を行った町村の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両県の町村が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を妨げるものでない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県町村会で協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、この本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

9 災害時の協力に関する協定書（締結日：平成25年3月19日）

那賀町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら災害復旧対策の中核となる官公署等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

10 緊急時解放備蓄型自動販売機設置等に関する協定書（締結日：平成25年10月11日）

那賀町（以下「甲」という）と大塚食品株式会社（以下「乙」という）は、乙の管理する緊急時解放備蓄型自動販売機（以下「本自動販売機」という）の取扱いに関し、以下のとおり協定（以下「本協定書」という）を締結する。

第1条 甲は、本自動販売機設置場所において災害が発生し、甲において災害対策本部またはそれに類するものが開設された場合、当該災害の規模により、以下のように本自動販売機内に在庫された庫内商品（以下「庫内商品」という）を甲の責任で利用できるものとする。ただし使用後には乙に連絡をする。

	災害の規模	庫内商品使用の条件
1	震度5強以上の地震。	無条件で庫内商品を使用できる。
2	気象庁より7つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）が発令された場合。	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時、又は避難勧告、避難指示が発令された場合、災害対策活動の一助として庫内商品を使用できる。
3	火山の噴火・大規模停電・テロ等の予期しない災害発生時 ただし事後相談が必要。	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ設内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用する。
4	災害対策本部又は、現地災害対策本部との通信手段の途絶等の理由により本部と被災現地間での指示・命令が出来ない場合は、被災現地施設の責任者の判断をもって災害対策本部と看做す事が出来るものとする。	

第2条 乙は、前条の場合、甲に対し、甲が乙から貸与された本自動販売機の鍵を用いて庫内商品が無償で使用することを承諾する。

2. 甲は、善良なる管理者の注意をもって本自動販売機の鍵を管理する。

第3条 本協定書の対象となる本自動販売機は別紙のとおりとする。

第4条 本協定書の有効期間は、平成25年10月11日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から終了の申し出のない場合は、同一条件にて1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

第5条 本協定書に定めのない事項または本協定書の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙誠意をもって協議し解決する。

本協定書締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

11 災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定（締結日：平成25年3月1日）

那賀町（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那賀町において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う食料品及び飲料水等（以下「食料品等」という。）の調達に関し、乙の協力を得ることにより、円滑に食料品等を確保することを目的とする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において食料品等の調達が必要になったときは、乙に対し、食料品等の提供（その搬送を含む。）を要請することができるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、食料品の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書によりするものとし、これにより難しいときは、口頭により要請できるものとする。

2 甲は、口頭による要請をしたときは、後日、口頭による要請と同内容の文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、要請を受けたときは、速やかに提供の可否並びに提供可能な場合にはその食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難しいときは、口頭により回答できるものとする。

4 乙は、口頭により回答をしたときは、後日、口頭による回答と同内容の文書を甲に送付するものとする。

（災害対策自動販売機の設置）

第4条 乙は、甲乙別途協議の上決定した場所に災害対策自動販売機を設置することとし、フォロー体制に万全を期するものとする。また、災害発生時には当該自動販売機内に保管されている食料品等は無償で甲に提供することとする。なお、設置する自動販売機については別途甲乙間で自動販売機設置契約書を取り交わすこととする。

（免責）

第5条 乙が甲に対し、第3条第3項の規定に基づき提供可能な旨を回答した場合においても、交通渋滞、その他の乙の責に帰さない事情により食料品等の提供ができなかった場合には、それにより甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（食料品の搬送）

第6条 搬送場所への食料品等の搬送は、乙が行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、食料品等を提供し、その提供期間が満了したときは、提供した食料品の品目、数量、搬送場所、提供期間、その他必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 第3条に基づき、乙が甲に食料品等を供給した場合、乙が甲に供給した食料品等の費用は（その搬送に係わる経費を除く。以下「提供費用」という。）甲が負担し、食料品等の搬送に係わる費用は乙が負担するものとする。

2 提供費用の額は、前条の規定による乙の報告後、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 乙は、前条の規定による協議が終了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。

2 甲は、提供費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、甲及乙に連絡責任者を置くものとする。

(1) 甲 地域防災課長

(2) 乙 徳島支店長がこの協定に係わる対応を委任する徳島支店内の管理職

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれから協定の解約の申し出がない限りさらに1年延長させるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

12 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（締結日：平成24年7月1日）

那賀町（以下「甲」という。）と 社会福祉法人緑風会（以下「乙」という。）は、災害時において身体等の状況により避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「対象者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那賀町において災害が発生した場合、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、対象者を当該避難所に避難させることにより、対象者の避難生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所 在 地	施 設 名
那賀町中山字とふめん18番地 7	介護老人福祉施設 ふるさと那賀
那賀町成瀬字小谷口 2 番地	特別養護老人ホーム 緑風会チロル
那賀町木頭和無田字イワツシ 1 番地	グループホーム あめごの里

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

13 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（締結日：平成24年7月1日）

那賀町（以下「甲」という。）と 医療法人平成博愛会（以下「乙」という。）は、災害時において身体等の状況により避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「対象者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那賀町において災害が発生した場合、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、対象者を当該避難所に避難させることにより、対象者の避難生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所 在 地	施 設 名
那賀町和食郷字八幡原444番地	介護老人保健施設 ケアホーム鷺敷

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入に要した経費については、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

14 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（締結日：平成24年7月1日）

那賀町（以下「甲」という。）と 社会福祉法人丹生谷会（以下「乙」という。）は、災害時において身体等の状況により避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「対象者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那賀町において災害が発生した場合、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、対象者を当該避難所に避難させることにより、対象者の避難生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所 在 地	施 設 名
那賀町延野字大原40番地 1	特別養護老人ホーム 水の花荘

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

15 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書（締結日：平成25年12月9日）

（趣旨）

第1条 この協定は、那賀町内に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対策事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、那賀町（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（対象となる応急生活物資）

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

（要請手続及び連絡責任者）

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては地域防災課長、乙においては地区長とする。

（費用等の負担）

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

（設置場所の指定及び確認等）

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又は何れか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

16 災害時における情報交換及び支援に関する協定書（締結日：平成23年11月11日）

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と那賀町長（以下「乙」という。）は、那賀町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、那賀町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、那賀町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 那賀町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

17 防災情報に関する協定書（締結日：平成23年4月1日）

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長（以下「甲」という。）と那賀町長（以下「乙」という。）は、甲が収集する防災情報を、乙に配信することについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が収集する防災情報を配信し、乙が配信された情報をもとに、那賀川流域住民の洪水被害等の予防、迅速な避難等に役立てることを目的とする。

（配信情報）

第2条 配信する情報は別表1の項目とする。

2 甲又は乙は、配信する情報に変更することが生じたときは甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、新たに本協定書に合致する内容の情報収集が可能となった場合には、速やかに配信が行えるよう努力するものとする。

（配信情報の運用期間）

第3条 防災情報を配信する運用期間は、常時（24時間）を原則とする。

2 設備の点検保守時・故障等（機器障害）の場合並びにその他特別な事由がある場合について、配信を一時停止することができるものとする。

（配信施設の構成等）

第4条 情報の配信施設の構成・責任分界及び設置場所は、別表2及び別図1のとおりとする。

2 甲又は乙は、前項について変更することが生じたときは甲乙協議のうえ定めるものとする。

（施設の相互利用）

第5条 防災情報の安定的な配信を目的として、甲及び乙が整備する施設を相互に利用することにより、より有効な施設整備・施設管理を行うものとする。

2 相互に利用する施設などについては、別途協議して定めるものとする。

（費用負担）

第6条 情報の配信に必要な施設の設置及び維持管理に要する費用は、甲の施設については甲が負担するものとし、乙の施設については乙が負担するものとする。

但し、甲の配信施設のうち乙側に設置する施設の設置場所は乙が無償提供するものとする。

（財産の帰属）

第7条 この協定に基づき甲の設置する施設は甲に帰属し、乙の設置する施設は乙に帰属するものとする。

2 情報は配信するものに帰属し、配信されるものが情報データの複製等を必要とする場合及び第1条の目的外に利用する場合は、あらかじめ配信するものの承諾を得るものとする。

（情報セキュリティの確保）

第8条 甲又は乙は、それぞれが設置する施設等について、情報セキュリティの確保に万全をきずるものとする。なお、甲又は乙にセキュリティ上の問題が発生した場合は甲又は乙は問題が解決するまで、配信施設を切断できるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に規定されていない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年3月31日までとする。但し、甲、乙いずれからこの協定の改廃について申し出のないときには、さらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

18 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書（締結日：平成25年9月17日）

徳島県（以下「甲」という。）と那賀町立上那賀病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護班の活動場所）

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

19 徳島県市町村消防相互応援協定（締結日：平成10年4月1日）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

（他の応援協定との関係）

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- (1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指導)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

20 災害発生時における那賀町及び那賀町内郵便局並びに阿南郵便局の協力に関する協定
(締結日：平成27年5月22日)

徳島県那賀郡那賀町(以下「甲」という。)と那賀町内郵便局(別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。)及び阿南郵便局(以下「丙」という。)は、那賀町内に発生した地震その他による災害時において、甲と乙並びに丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため次のとおり協定する。

(定 義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙並びに丙は、那賀町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙並びに丙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙又は丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^㉔

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項^㉕

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙並びに丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲及び乙並びに丙の三者で協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙並びに丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙並びに丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲	那賀町	地域防災課長
乙	日本郵便株式会社	鷺敷郵便局長
丙	日本郵便株式会社	阿南郵便局長

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙並びに丙の三者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年5月22日から2016年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙並びに丙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日の翌日から起算し、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙並びに丙が押印の上、各自1通を保有する。

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正
に
管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために
郵便局
に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 那賀町役場 電話：0884－62－1183

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便(株)において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 阿南郵便局 電話:0884-22-0155

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所(アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください)

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

別表

＜那賀町内郵便局＞

鷺敷郵便局	〒771-5299	那賀郡那賀町和食郷字南川100-10
延野郵便局	〒771-5499	那賀郡那賀町延野大原250-1
桜谷郵便局	〒771-5599	那賀郡那賀町小浜138-1
北川郵便局	〒771-6599	那賀郡那賀町木頭北川榎ノ奈路38
阿井郵便局	〒771-5207	那賀郡那賀町阿井杉の久保31-1
日野谷郵便局	〒771-5410	那賀郡那賀町大久保大西10-11
海川郵便局	〒771-6328	那賀郡那賀町海川ヲフチ189-1
相生郵便局	〒771-5322	那賀郡那賀町谷内立割117-5
木沢郵便局	〒771-6105	那賀郡那賀町木頭広瀬5-8
平谷郵便局	〒771-6321	那賀郡那賀町平谷窪田20
出原郵便局	〒771-6402	那賀郡那賀町木頭出原ウシロダ13-1

21 災害時における応急対策活動に関する協力協定書（締結日：平成28年7月19日）

那賀町（以下「甲」という。）と一般財団法人四国電気保安協会（以下「乙」という。）とは、那賀町内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、町民の生命と財産を守り町民生活の安定を図るため、那賀町地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務を指定して、文書（別紙1）又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を文書（別紙2）により甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を文書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の確認）

第6条 甲及び乙は、毎年1回、相互の連絡先を記載した災害時連絡体制図を作成し、確認するものとする。

(協定の有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

別紙1（第3条関係）

第 号
平成 年 月 日

一般財団法人 四国電気保安協会徳島支部 様

那賀町長

災害時の応急対策活動の要請について

題記について、次のとおり要請します。

1 災害の種類及び状況	
2 希望する活動業務内容	
3 派遣を希望する日時	
4 派遣を希望する場所	
5 派遣を希望する期間	
6 派遣先の責任者、連絡先	
7 その他必要な事項	

連絡担当課 総務課
連絡者氏名
電話番号

別紙2（第4条関係）

平成 年 月 日

那賀町長 様

一般財団法人 四国電気保安協会徳島支部

災害時の応急対策活動状況の実施について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動開始日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事する人員数	
4 活動業務時に使用する資機材等の種類及び数量	
5 活動完了見込	
6 現場責任者、連絡先	
7 その他必要な事項	

連絡機関名 総務課
連絡者氏名
電話番号

別紙3（第4条関係）

平成 年 月 日

那賀町長 様

一般財団法人 四国電気保安協会徳島支部

災害時の応急対策活動状況の完了について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動業務に従事した日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事した人員数	
4 活動業務時に使用した資機 材等の種類及び数量	
5 現場責任者、連絡先	
6 その他必要な事項	

連絡機関名 総務課
連絡者氏名
電話番号

22 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書（締結日：平成 30 年 4 月 12 日）

那賀町（以下「甲」という。）と美波町（以下「乙」という。）は、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、避難所の開設及び避難者の受け入れ等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、徳島県及び市町村の災害時相互応援協定第 2 条（3）に基づき大規模災害発生時において、甲又は乙が管理する公共施設及びその他の施設等（以下、「避難所」という。）を避難所として開設し、甲乙いずれかが避難所として利用する場合において、避難施設に関する相互支援について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害で、甲、乙いずれかに災害対策本部が設置され、震度 6 弱以上の地震やそれに伴う津波による被害、風水害及びその他大規模な災害が発生した場合であって、甲乙間の協力が必要となるものをいう。

（利用施設）

第 3 条 この協定において避難施設として利用する施設は、次の各号に掲げる施設を基本として避難者の受入れを行うとともに次の施設で不足を生じる場合は、甲乙協議の上、他の利用可能な施設を提供するものとする。

（1）那賀町

（ア）B & G 海洋センター体育館 那賀町百合字松の木 168 番地 1

（イ）日野谷体育館 那賀町大久保字中西 26 番地

（2）美波町

（ア）赤松防災拠点施設 美波町赤松字阿地屋 41 番地 1

（イ）赤松基幹集落センター 美波町赤松字阿地屋 379 番地 4

（協力の要請）

第 4 条 乙は、第 2 条に定める災害が発生し、避難の必要が生じたときは、避難所の開設等について甲に対し協力を要請するものとする。

2 甲において災害が発生した場合についても同様に乙に協力を要請するものとする。

（協力体制等）

第5条 前条の要請に基づき、避難所への避難が可能となった場合において、甲又は乙は、第3条に規定する避難所を直ちに開設し、速やかに避難者を受け入れる準備を行うものとする。なお、避難者の受け入れについては、地元の避難者を優先するとともに依頼先の避難者に関しては、受入可能な範囲で行うものとする。

2 避難所に必要な備蓄品及び資機材等については、甲と乙が協議の上、必要な備蓄品及び資機材等を整備するものとする。

(受入対象期間)

第6条 受入対象期間は、避難所として必要な期間とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、本協定の相手方に文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

23 災害時における被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書（締結日：令和元年7月11日）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災建築物応急危険度判定に関し、那賀町（以下「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会阿南・那賀地域会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成7年11月1日施行）第1に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

（協力要請）

第3条 この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかにその要請に応えるものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定の結果
- (2) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- (3) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

（協力のための準備）

第6条 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

- 2 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。
- 3 乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電話番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 公益社団法人徳島県建築士会（以下「丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

(訓練への協力)

第8条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以降同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

24 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（締結日：令和4年3月31日）

那賀町（以下「甲」という。）とKITO DESIGN HOLDINGS（以下「乙」という。）は、災害時において身体等の状況により避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「対象者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那賀町において災害が発生した場合、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、対象者を当該避難所に避難させることにより、対象者の避難生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

所 在 地	施 設 名
那賀町木頭出原マエダ18-1	NEXT CHAPTER

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) その他、甲が必要と認める事項

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入に要した経費については、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう看護師、介護士、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、締結期間は協定締結後1年間とする。ただし、期間満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各時1通を保有するものとする。

第5編 様 式

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d) 特定違反対象物の火災
- e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g) 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b) 空中消火を要請又は実施したもの
- c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a) 航空機火災
- b) タンカー火災
- c) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d) トンネル内車両火災
- e) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
- 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe, f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）

- ・ 被害の要員（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆発、銃器、人物等）

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第 1 号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ば や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域		(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重 症	人 (人)	
			中 等 症	人 (人)	
			軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死 者		人	重 傷		人	住家被害	全 壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		半 壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区 分			被 害				
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名					そ の 他	田	流失・埋没	ha	
	第 報							冠 水	ha	
							畑	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)							冠 水	ha	
報 告 者 名							文 教 施 設	箇所		
							病 院	箇所		
							道 路	箇所		
区 分			被 害				橋 り よ う	箇所		
人 的 被 害	死 者		人				河 川	箇所		
	行 方 不 明 者		人				港 湾	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人				砂 防	箇所		
		軽 傷	人				清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟			他	崖 く ず れ	箇所		
			世帯				鉄 道 不 通	箇所		
			人				被 害 船 舶	隻		
	半 壊		棟				水 道	戸		
			世帯				電 話	回線		
			人				電 気	戸		
	一 部 破 損		棟				ガ ス	戸		
			世帯				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
	床 下 浸 水		棟				り 災 世 帯 数	世帯		
			世帯				り 災 者 数	人		
			人				火 災 発 生			
	非 住 家	公 共 建 物		棟			建 物	件		
そ の 他		棟			危 険 物	件				
						そ の 他	件			

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県	
公 立 文 教 施 設		千円			
農 林 水 産 業 施 設		千円			
公 共 土 木 施 設		千円			
そ の 他 の 公 共 施 設		千円			
小 計		千円			
公共施設被害市町村数		団体			
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法	市町村	
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額		千円	119番通報件数 件		
災害の概況					
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣		その他		

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。